



序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画 について

1. 「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」※とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするみどりの総合的計画です。

「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するものです。

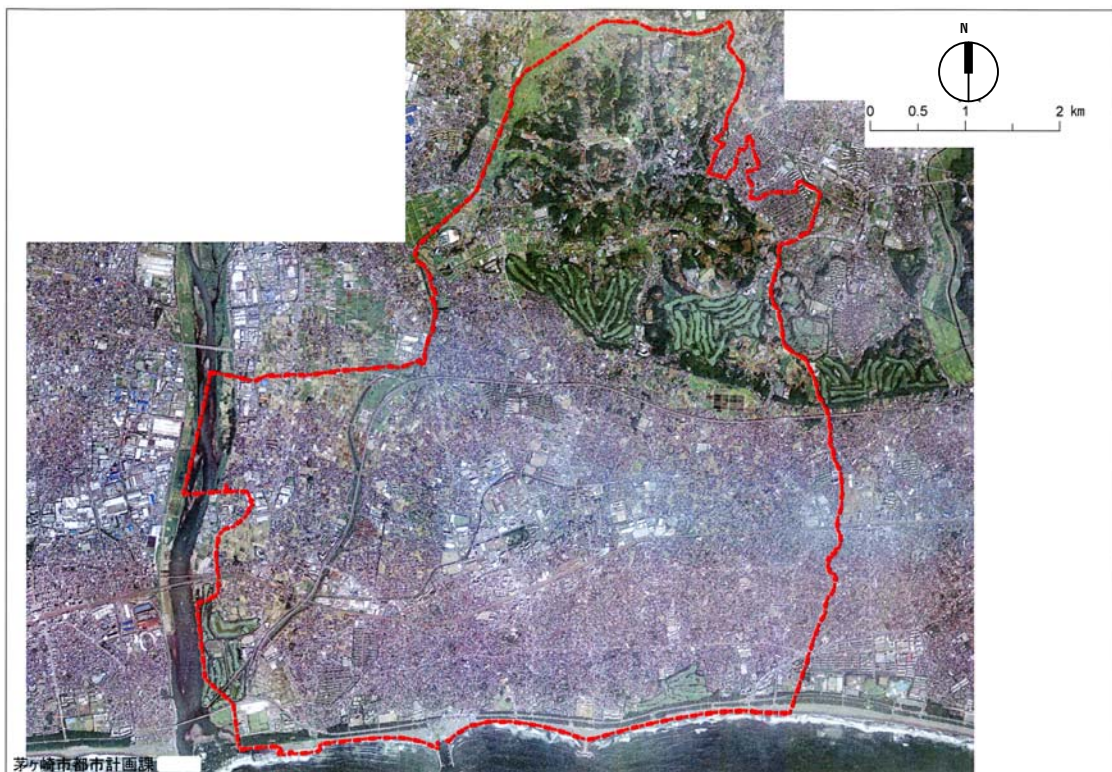


図-1 平成17年の本市全域の空中写真

※ 「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の一般的な名称です。

2. 計画策定の目的

本市では、平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」をもとに、みどりの保全や緑化の推進などに取り組んできました。

しかし、宅地開発などにもなう都市化の進行により、茅ヶ崎らしいみどり豊かな自然環境や快適なまち並みが失われつつあり、生きものの生育・生息空間の減少や悪化などの問題が顕在化しています。平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」の中間目標の達成状況をみると、平成17年度の緑地の整備目標が883.93 ㍎であるのに対し、平成20年度では、625.28 ㍎と目標値を下回っており、現状のままでは計画目標の達成が困難な状況にあります。

また、平成16年の都市緑地法の改正※（緑の基本計画は都市緑地法第4条に規定）や平成18年の神奈川みどり計画の策定、さらに本市の環境基本計画、都市マスタープランなどの関連計画の見直し・改定にもなって、それらと整合を図る必要があります。

そこで、本市は、これらの法改正や地球温暖化などの環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、平成8年策定の「茅ヶ崎市緑の基本計画」の検証と見直しを行い、適合すべき法令や関連計画との整合を図りつつ、本市の将来を見据えたこれからの時代にふさわしい実効性のある「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定することにしました。

※ 平成16年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層促進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められました。



3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条における「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」に基づくものであり、「茅ヶ崎市総合計画」、都市計画法に基づく「ちがさき都市マスタープラン」、環境基本法に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」、景観法に基づく「茅ヶ崎市景観計画」などの法定計画との整合を図って策定されるものです。

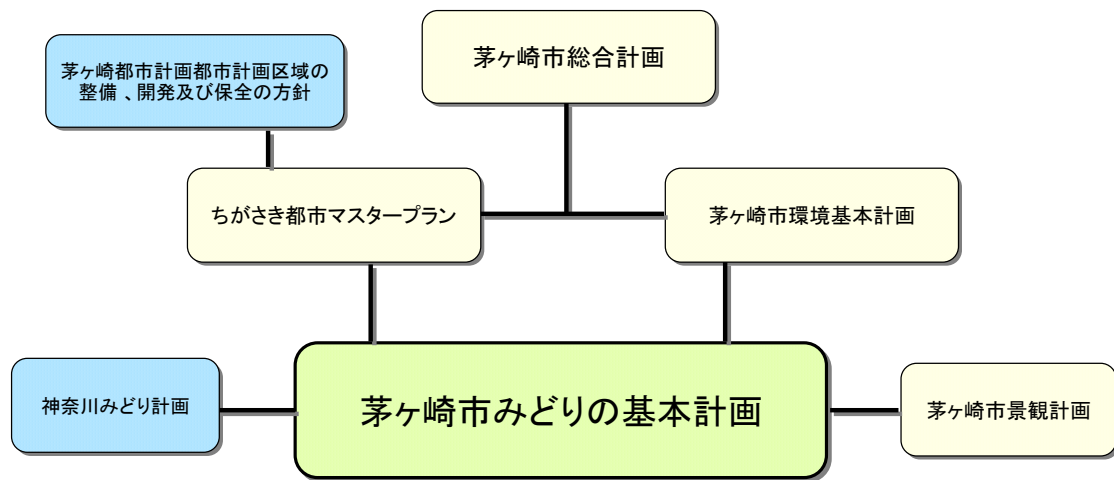


図-2 茅ヶ崎市みどりの基本計画の位置づけ

(2) 計画の目標年次

本計画の計画年次は、平成21年から平成30年の10年間とし、平成30年を目標年次とします。

(3) 計画の対象となる緑地

一般的に「緑の基本計画」の対象となる緑地は、以下のように分類されます。本計画では、以下の体系を基本に、本市の特性に応じた計画を立案します。

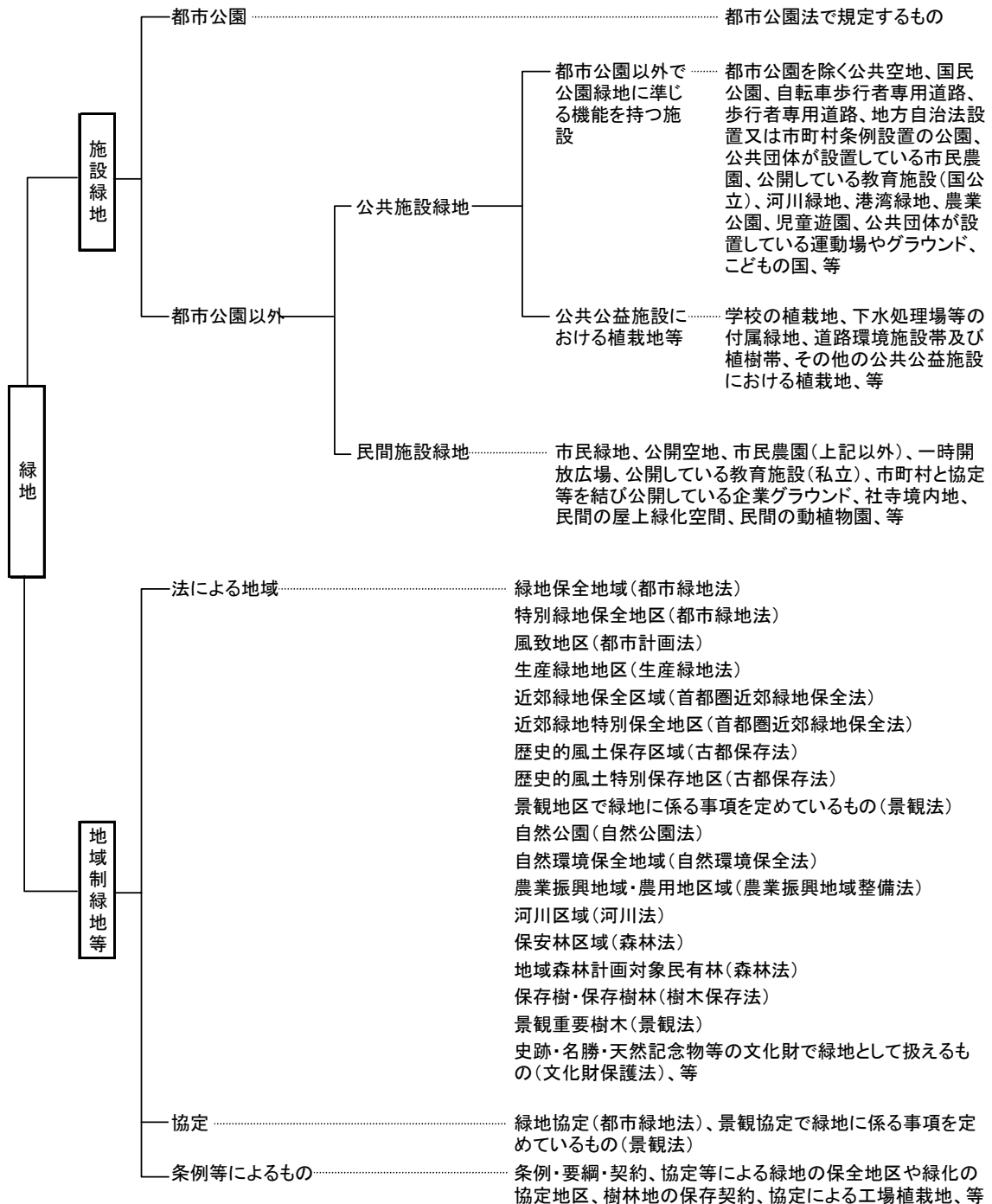
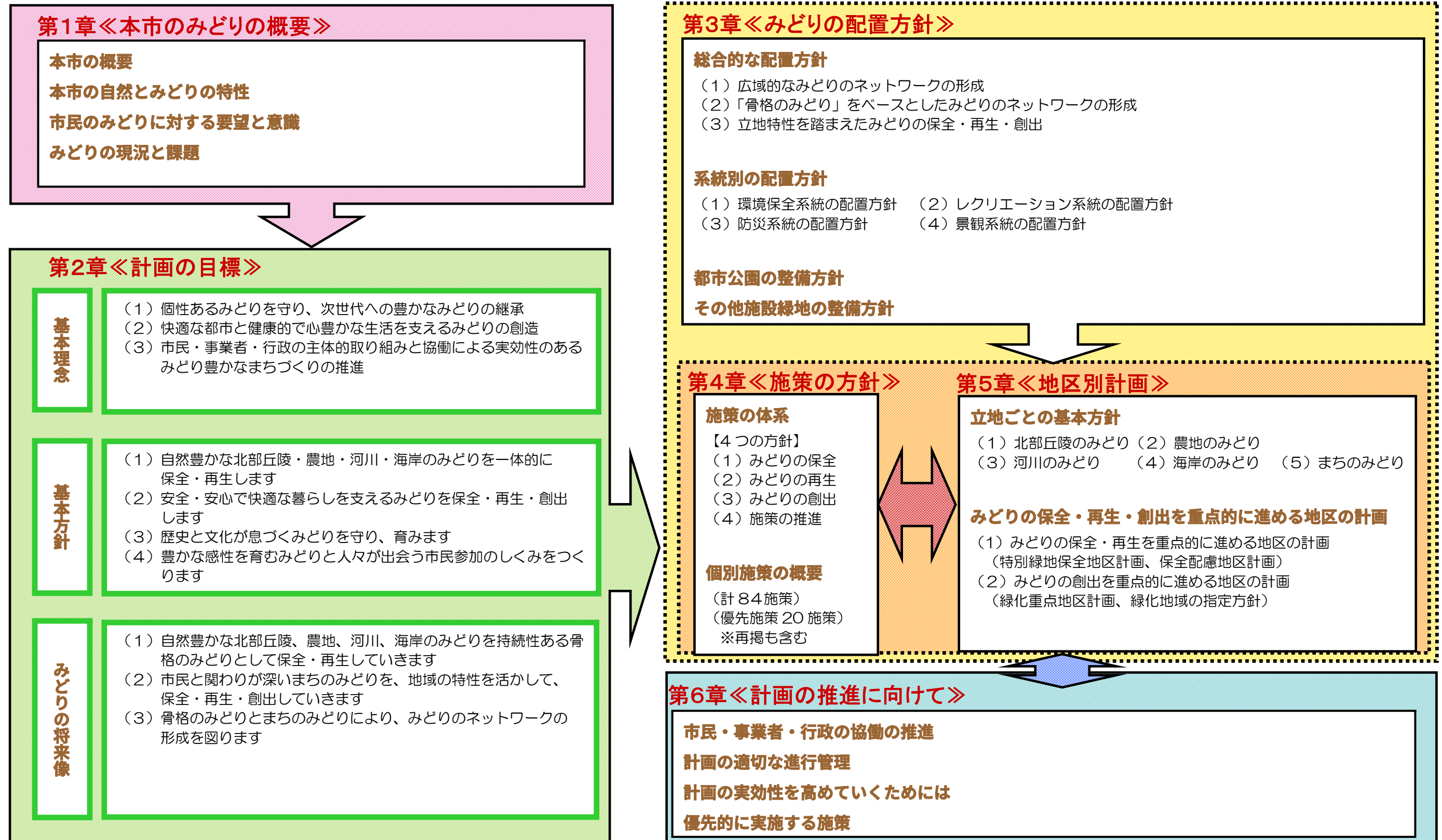


図-3 「緑の基本計画」の対象となる緑地

出典：新編緑の基本計画ハンドブック 平成 19 年（社団法人 日本公園緑地協会）一部改変

4. 計画の体系

本計画は以下に示す流れで策定しています。





第1章 本市のみどりの概要

1. 本市の概要

《沿革》

本市は、昭和22年10月、神奈川県下で8番目の市として市制を施行し、昭和30年4月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。

《位置と面積》

本市は、神奈川県の中南部に位置し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmに及び相模湾、そして北は寒川町と接し、面積は35.76km²の都市です。

《気象》

相模湾に面する本市は、四季を通じて温暖で、年間の平均気温は15.6℃（平成17年）となっており、年間の降水量は1,325.5mm（平成17年）です。夏は比較的涼しく、冬は比較的温暖な気候となっています。

《人口》

昭和30年代半ばから住宅地として都市化が進行し、平成17年の人口は、228,420人となっています。今後、人口は微増傾向が続き、平成32年にピークを迎えると予測されます。高齢者人口である「65歳以上」は、増加傾向を続け、平成27年には約4人に1人が高齢者になるものと見込まれています。

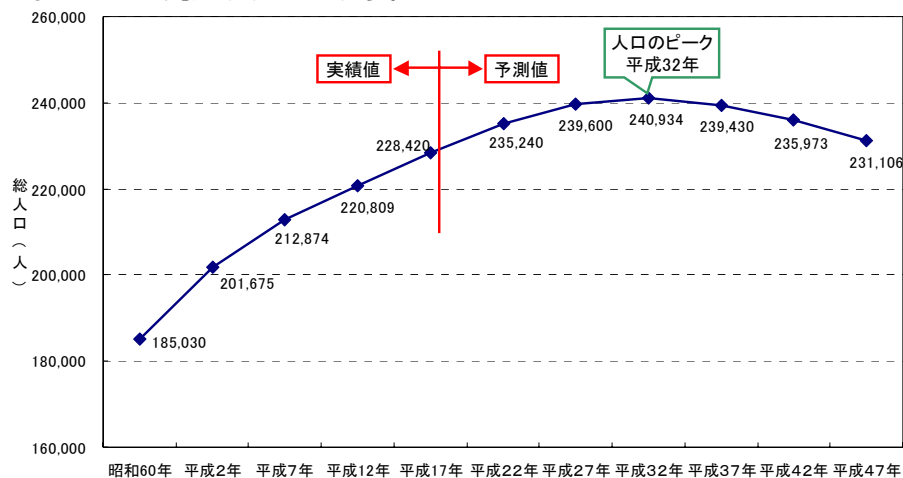


図-4 茅ヶ崎市の将来人口

出典：茅ヶ崎市の人口について（平成19年7月）

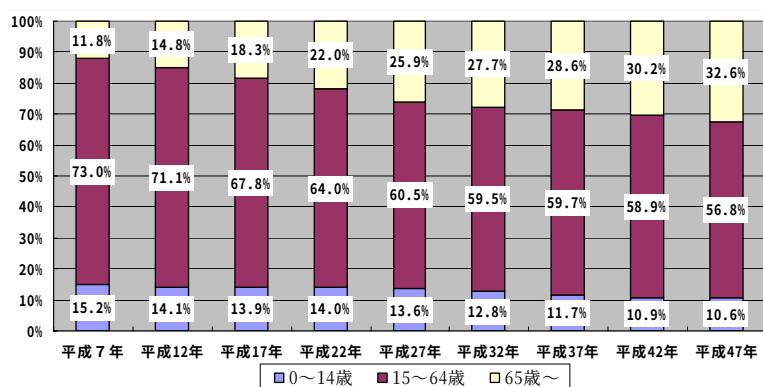


図-5 年齢3区分別人口構成比（推計人口）
出典：茅ヶ崎市の人口について（平成19年7月）

《都市計画》

本市の都市計画区域のうち、市街化区域は22.13km²（61.9%）、市街化調整区域は13.63km²（38.1%）となっています（平成17年3月31日現在）。

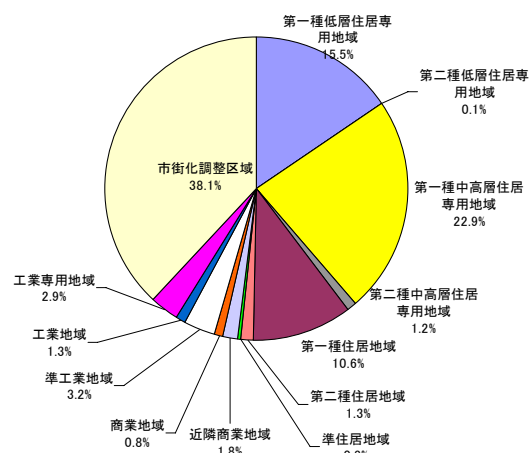


図-6 市街化区域・市街化調整区域構成比
出典：統計年報（平成18年版）

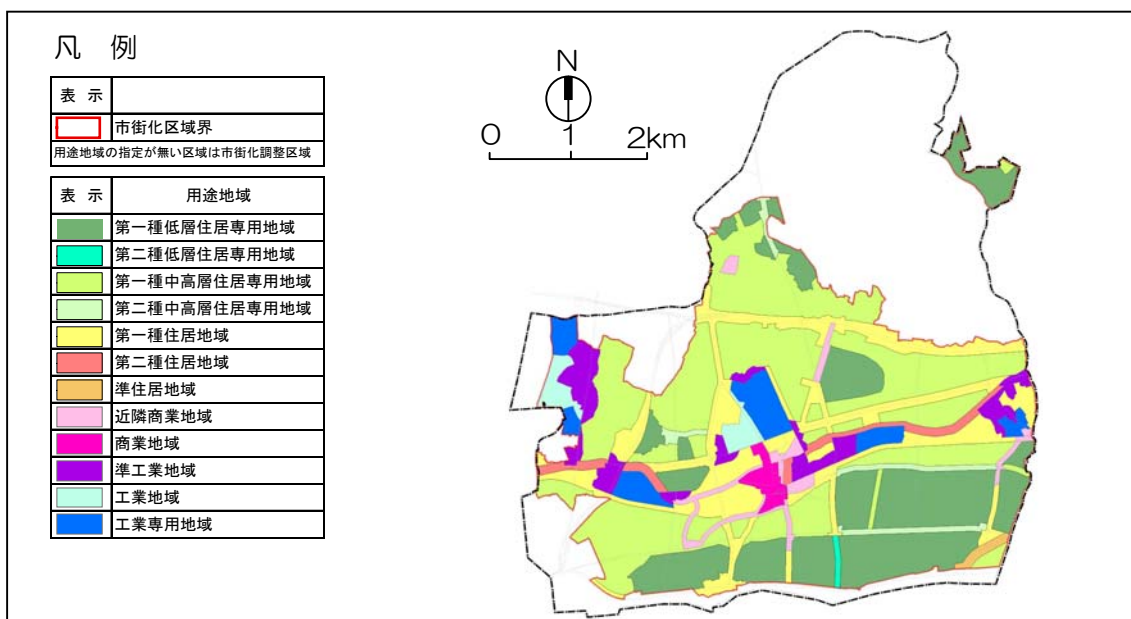


図-7 都市計画図（都市計画等概要図 GIS データ（平成19年3月）をもとに作成）

《交通》

主要な鉄道アクセスは、JR 東海道本線と JR 相模線があります。また、主要な道路アクセスは、旧東海道の国道1号、国道134号及び新湘南バイパスがあります。現在、建設中の圏央道（さがみ縦貫道路）や横浜湘南道路が開通した場合、車による本市へのアクセスが向上することが予測されます。

2. 本市の自然とみどりの特性

（1）自然とみどりの概要

本市のみどりは、相模野台地から連続する高座丘陵（以下、北部丘陵と呼びます）のみどりと寒川町から続く農地のみどり、相模川のみどり、海岸のみどりがつながり、みどりの骨格を形成しています。これらの多様なみどりには、それぞれに特有の生きものが生育・生息しています。

（2）地形と水系

《地形》

本市は、相模湾の海岸から北部に向かって相模平野、北部丘陵により構成されています。これらの地形は、主に相模川と海の自然の作用によりつくられています。

《水系》

河川は、藤沢市を水源とする小出川（1級）、市街地を流れる千ノ川（1級・準用）、北部丘陵を水源とする駒寄川（準用・普通）、小糸川の源流部が市域に見られます。平塚市との境には相模川（1級）が面しています。



図-8 地形と水系

（３）本市のみどりの特性

１）北部丘陵の樹林と谷戸※のみどり

＜沿革＞

北部丘陵の樹林は、かつて農業の堆肥に用いる落葉や、燃料としての薪炭の採取場として利用されてきました。

雑木林や耕作地などが織りなす自然豊かな北部丘陵は、昭和 42 年に北部開発計画の基本構想がまとめられ、下寺尾、行谷、^{なめがや}芹沢の 973 ㍊を対象に工業団地や相模鉄道の新線が計画されていましたが、昭和 44 年 6 月の新都市計画法の施行後の昭和 45 年に市街化を抑制する市街化調整区域に区域区分されました。その後、現在のような里山のみどりが保全される一方で、資材置き場や荒廃地が見られるようになりました。昭和 50 年代後半からは、みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されました。

近年は、農業形態やエネルギー需要の変化により倒木の除伐や枝打ち、落葉かきが行われなくなり、タケ類などが侵入した樹林が多く見られます。



市民の森の樹林



県立茅ヶ崎里山公園



^{なめがや}
行谷の湿地



^{なめがや}
タケ類が侵入した行谷の樹林

※ 斜面樹林と低湿地から構成される地形。生物多様性の保全上重要となる場所。



《特徴》

北部丘陵には、かつて斜面樹林と低湿地から構成される「谷戸」（茅ヶ崎では谷戸を谷と書き、「やと」と読んでいる）が^{くじゅうくやと}九十九谷戸といわれるほど多くありました。それらの一部は現在も保全され、昔ながらの里山景観が見られます。

北部丘陵は、谷戸が入り組むことで複雑な地形となっており、そのため樹林、草地、湿地、水辺、細流などに多様な動植物の生育・生息環境が見られ、生物相を豊かにしています。また、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林がみられます。これらの環境が一体となって存在することにより、本市の生物多様性が豊かなものとなっています。

茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告（平成18年3月発行）には、生きものの生育・生息環境の観点から、特に重要な保全地域として、^{しみすやと}清水谷や^{やなぎやと}柳谷、^{ながやと}長谷などがあげられています。また、^{しみすやと}清水谷や^{やなぎやと}柳谷などの谷戸や赤羽根から甘沼に続く斜面樹林などの優れた景観が見られます。

これらの豊かな自然と景観が残されていることから、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森に代表されるように、市民が自然観察やハイキングなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても貴重なものとなっています。



^{しみすやと}
清水谷の湿地



^{やなぎやと}
柳谷の景観



赤羽根から甘沼に続く斜面樹林

2) 農地のみどり

《沿革》

本市の農業は、東京・横浜の大消費地に近く、温暖な気候に恵まれていたことから、大正時代より野菜や温室花卉^{かき}、酪農などの近郊農業が成立してきました。

しかし、元来畑地が多く経営耕地が狭かった本市の農地は、減反政策や都市化の影響により稲作が減少の一途をたどっています。また、耕作放棄地が増加しており、平成 7 年に 1,973 ㌦であったものが、平成 17 年には 2,627 ㌦まで増加しています。

近年では、野菜栽培が中心となっており、クリ拾いやカキのもぎとりができる観光農園なども開設されています。

《特徴》

本市の農地には、平野部の農地と丘陵地の谷戸の農地が見られます。平野部の農地は相模川や小出川沿いに広がっており、開放的な田園の景観を構成しています。谷戸では、水田や湿地が斜面樹林と一体となった昔ながらの里山の景観を呈しています。

また、水田や湿地が渡り鳥の採餌場や、湿地を好む動植物の生育・生息地としても重要な環境となっています。さらに、これらの環境は、生物多様性の保全や雨水地下浸透による遊水機能、温暖化抑制などの環境調整機能上においても重要です。

農地には、営農家の生産の場としての役割に加えて、市民農園など、市民が土と親しみながら健康づくりをして、野菜や花などの栽培を通じて農業に対する理解を深める場としての役割などもあります。また、地場産の野菜や果物などを直接購入することができる直売所の開設や朝市の開催、学校給食において地場産の食材を用いるなどの地産地消の取り組みが行われています。



芹沢の農業振興地域・農用地区域



菰園の農地



茅ヶ崎公園の朝市



野菜のもぎ取りイベント

3) 河川のみどり

《沿革》

市域の西に位置する相模川、その相模川に流れ込む小出川はかつて氾濫などにより河道を変化させながら上流から河口部に土砂を運び、相模平野を形成してきました。土砂の堆積によってつくられた自然堤防には畑や集落が形成され、後背湿地には水田が見られました。現在、相模川沿いには、ゴルフ場や公園などのみどりが見られます。

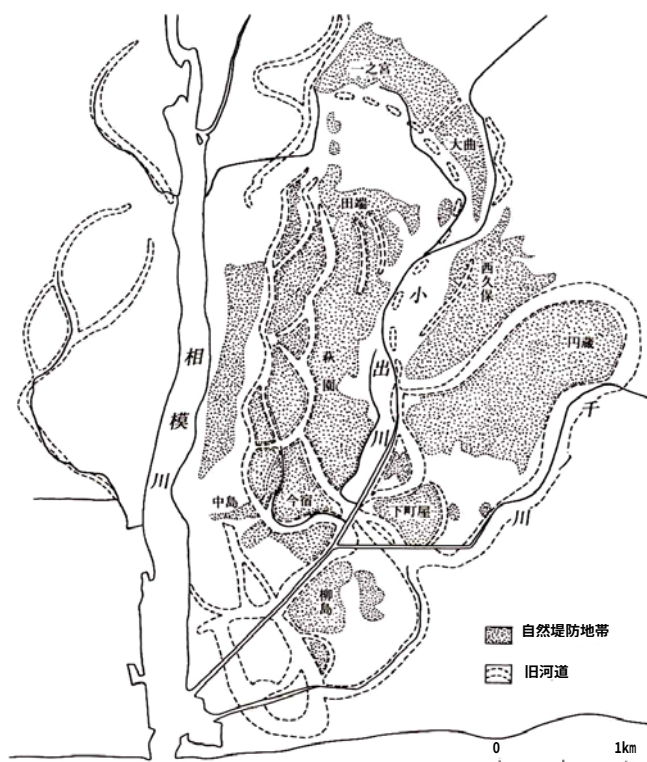


図-9 相模川の自然堤防と旧河道（作図 朝野六郎）
（「地図集 大地が語る歴史 茅ヶ崎市史 現代7」より引用）

《特徴》

本市には、小出川、千ノ川、駒寄川が市域を流れ、市域の西の相模川に流れ込んでいます。また、主に藤沢市を流れる引地川水系の小系川の源流があります。

小出川は、上流域に豊かな自然環境があり、中・下流域に水田が広がっています。市内でも比較的自然的に近い護岸形状を残している河川です。下流域の下町屋、柳島には、親水護岸が整備されています。

駒寄川は、水源地の1つに北部丘陵の自然豊かな清水谷^{しみずやと}があり、下流域の“さかえはし”から JR 相模線までの区間では籠マット工法により多自然型護岸の整備が行われています。みずき地区には、せせらぎ公園と一体となった親水護岸が整備されています。

千ノ川は、市の中央部を東から西へ流れ、小出川に合流します。上流域は暗渠化が進み、ほとんどが暗渠とコンクリート護岸などで整備されており、水循環水環境千ノ川整備計画（平成 15 年）において生きものの生育・生息環境の再生やレクリエーション機能の向上が課題となっています。現在、千ノ川整備計画の詳細設計が検討されており、市民の散策路や多自然型護岸の整備が進むことが期待されています。



駒寄川の多自然型護岸



相模川河川敷のみどり



小出川の上流部



小出川に生息するバン（水鳥）

これらの河川のみどりは、水辺環境特有の生きものの生育・生息環境として重要であり、広がりのある景観を形成し、市民の憩いの場として重要なものとなっています。

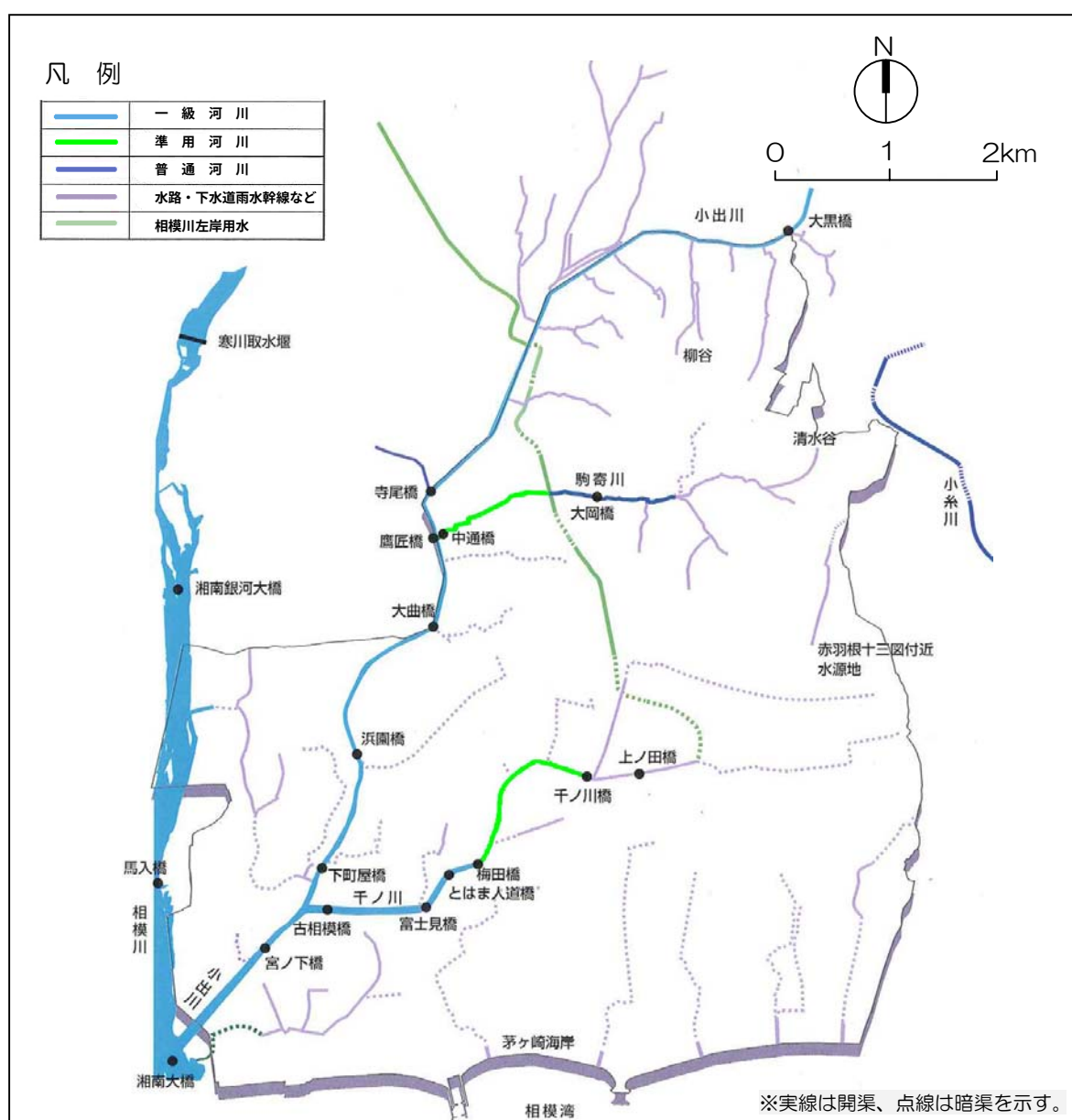


図-10 主な河川・海岸（「茅ヶ崎市水循環水環境基本計画」（平成13年5月）より引用）

4) 海岸のみどり

《沿革》

みどり豊かな砂防林は、潮風や飛砂の害を防ぎ、海岸地帯の住宅や道路交通を守ることが目的に植林されたものです。

砂防林は、大正 9 年の神奈川県土木部砂防課による植林にはじまり、昭和 3 年の柳島浜前地区の魚付^{うおつき}砂防林が昭和天皇即位記念事業として拡張されました。

戦後には、燃料不足から乱伐されましたが、その後、湘南海岸公園の整備にともない復元しました。しかし、台風により損傷した松葉に潮風と砂が吹きつけたことによりクロマツが大量枯死したため、海岸環境に適するトベラなどの樹木の混植やヨシズの補強を行いました。昭和 46 年からは、「湘南海岸グリーン作戦」を 5 ヶ年計画で開始して 77 歳の植林が行われ、現在に至っています。

《特徴》

約 6 km の海岸線を持つ茅ヶ崎海岸には、ハマヒルガオなどが見られる砂浜特有の植生と、潮風、飛砂の害から住民の生活を守るクロマツやトベラの砂防林などの人工林が見られます。また、松林^{まつばやし}に囲まれた柳島青少年キャンプ場や茅ヶ崎公園（地区公園）、県立湘南汐見台公園（近隣公園）などの市民のレクリエーションの場となるみどりが見られます。

これらのみどりは、相模湾沿岸の一部として、海岸特有の生きものの生育・生息環境として貴重であるとともに、湘南海岸ならではの優れた景観を形成し、日常の散策などの市民の憩いの場として重要なものとなっています。

近年は、砂浜が侵食され、海岸線が後退しているため、砂の投入などにより砂浜の復元が行われています。



海岸の砂防林



ハマヒルガオ



5) まちのみどり

《沿革》

まちのみどりには、公園・緑地のみどり、街路樹、公共施設のみどり、民間施設のみどり、住宅地のみどりなどがあります。

本市では、緑のまちづくり基金により緑地を取得したり、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。一方、宅地の分割化などにより、まちのみどりは減少傾向にあります。

《特徴》

本市の公園・緑地には、「かながわの公園 50 選」に選ばれている中央公園（地区公園）をはじめ湘南夢わくわく公園（近隣公園）、平和町公園（街区公園）や緑のまちづくり基金によって購入した松が丘緑地（都市緑地）などがあります。これらの公園・緑地は、みどりのまち並みを形成し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として重要であり、安全・安心を確保するための災害時の避難場所や防災活動拠点としても重要なものとなっています。

国道1号沿いには、旧東海道の面影を残すクロマツの街路樹があり、鉄砲道には、ツバキの並木などが見られ、市街地の連続したみどりの景観を形成するうえで重要となっています。

また、都市公園の他にも公共施設である相模川左岸処理場屋上の柳島しおさい広場や、民間施設であるパナソニック㈱のさくら広場など市民に公開されているものもあり、市民のレクリエーションの場となっています。

住宅地のみどりは、市民の最も身近なみどりであり、日常生活空間に潤いを与えます。特に、中海岸や東海岸などの旧別荘地の住宅地には、クロマツを主体としたみどり豊かなまち並みが見られます。

これらの住宅地のみどりは、保存樹林・樹木制度の活用により保全されています。しかし、近年では宅地の細分化などによりこれらのみどりが失われています。



緑のまちづくり基金により取得した
松が丘緑地（都市緑地）



パナソニック㈱のさくら広場
（平成19年4月開園）



中央公園の緑陰



柳島しおさい広場
(平成 16 年 6 月開園)



みどり豊かな住宅地



保存樹林 (富士見町)



湘南夢わくわく公園
(平成 20 年 3 月開園)



6) 歴史と文化が息づくみどり

《沿革》

近世江戸期の慶長6年（1601年）から徳川家康が整備を行った東海道の松並木は、幕末に至るまで保護政策がとられていました。特に、小和田付近にマツが多く、国道1号にもクロマツの大径木が見られます。

近代の明治31年（1898年）に茅ヶ崎駅が開設されたことにより、中海岸・東海岸を中心に海浜保養の別荘地が多く建てられるようになりました。

歌舞伎の名優九代目市川團十郎や明治期の有名な新派俳優である川上音二郎、（元）日本化薬会長の原安三郎、司法大臣で後に第23代総理大臣となる清浦奎吾や官僚、実業家、学者、軍人などの別荘が建てられました。これらの別荘の多くは失われましたが、川上音二郎と原安三郎の別荘跡地は、みどり豊かな高砂緑地（都市緑地）として市民に利用され、別荘地の面影を残すクロマツの大径木や石垣などが今も見られます。

また、創業明治32年（1899年）の旅館「茅ヶ崎館」には、昭和12年ごろより、映画監督の小津安二郎が庭園に面した「二番のお部屋」に宿泊して、「晩春」、「麦秋」、「東京物語」といった名作の脚本を執筆しました。現在もその部屋と庭園が見られます。



川上音二郎と原安三郎の別荘地
であった高砂緑地



小津安二郎が滞在した茅ヶ崎館の庭園



民俗資料館の旧和田家とソメイヨシノ



国道1号のクロマツ

《特徴》

本市には、海岸地域を中心に、江戸時代に形成された旧東海道の松並木、鶴嶺八幡宮参道の市指定文化財の松並木、明治時代後期から戦前までに建てられた旧別荘地のみどりなど、歴史・文化を感じるみどりが残っています。これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。北部丘陵などには、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林が見られます。

また、市内には多くの社寺のみどりが残っており、神奈川県指定文化財である鶴嶺八幡宮の大イチョウや大岡越前守忠相ゆかりの浄見寺の寺林にはタブノキやスタジイの常緑広葉樹の林が見られます。民俗資料館（旧和田家住宅・旧三橋家住宅）周辺には、昔の面影のあるみどりが見られます。

これらの歴史と文化が息づくみどりの多くは、茅ヶ崎の立地に適応した植生であり、個性あるまち並みを形成するうえで重要なものとなっています。

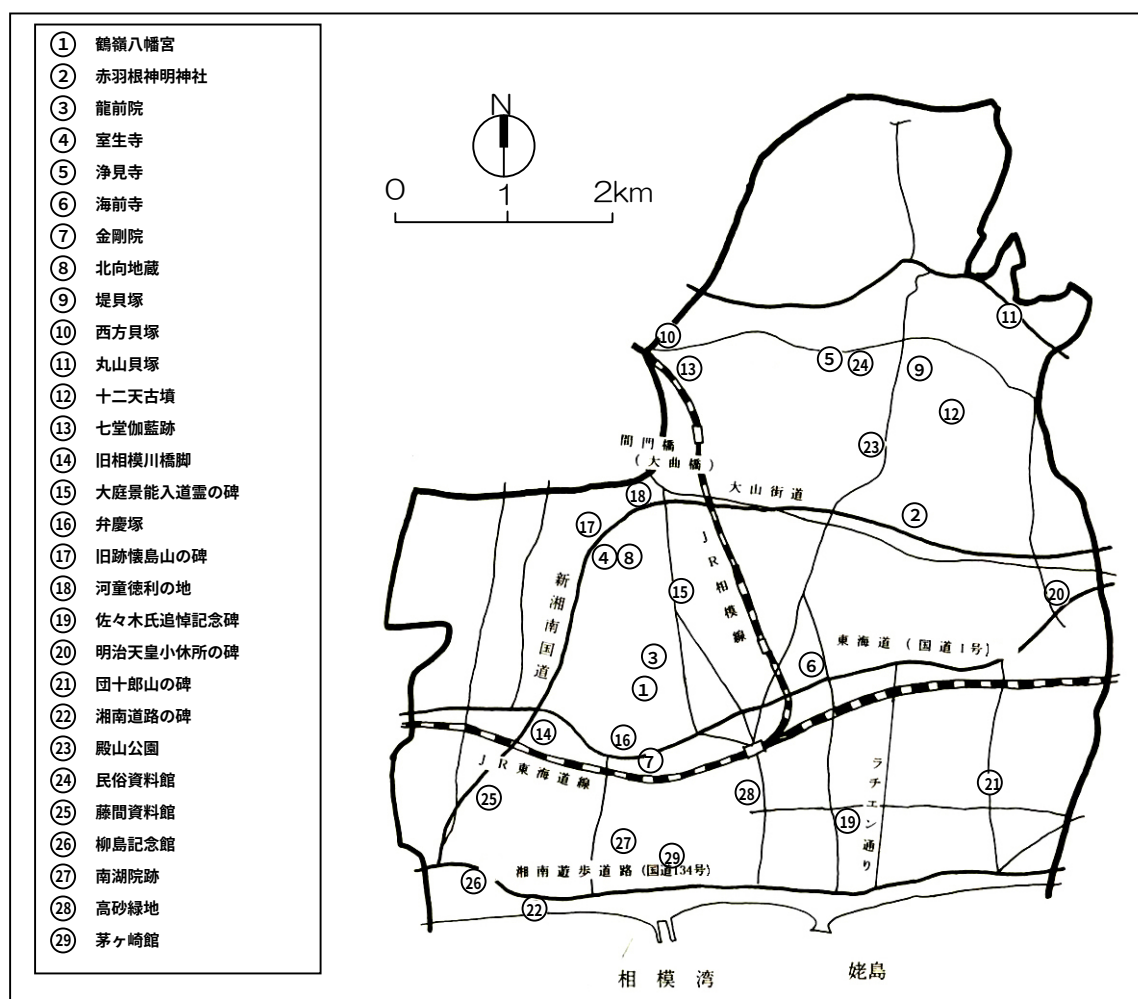


図-11 文化財と施設の分布図
 (「ちがさき歴史の散歩道」(平成17年)より引用)(一部改変)



3. 市民のみどりに対する要望と意識

本市が行ったアンケート（平成18年9月実施）の結果から、市民のみどりに対する要望や意識が高いことがわかります。

まちづくりの観点では、農地を含めた保全や新たなみどりの創出に加えて、安全・安心なまちづくりが求められており、防災に関わる避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化、地域コミュニティの活性化が求められています。

公園・緑地のあり方は、良好な住環境の形成には不可欠であるという認識のもとに、大さめの公園や緑地、海岸や河川などの水辺空間を活かした公園づくりが求められています。

景観形成の観点からは、街路樹の整備が求められています。

これらのアンケート結果から、市民がみどりに対して求める機能は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、と多岐にわたることがわかります。

また、将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動として市民参加のまちづくりや、計画内容の実施状況を評価・検証する体制づくり、市からの情報提供の機会を増やすことが求められています。

【アンケート実施概要】

調査対象	市内在住の満20歳以上の市民
標本数	3,000 サンプル
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	平成18年9月9日（土）～10月1日（日）
回収結果	・ 配布数 : 3,000 票 ・ 回収数 : 1,637 票 ・ 有効回収数 : 1,636 票（有効回収率 54.5%）

※ ちがさきのまちづくりを考えるアンケートより引用（平成18年9月実施）

《まちづくりで大切にしてほしいこと》

今後のまちづくりで大切にしてほしいことについては、「安全・安心な」まちづくり（54.7%）が最も多く、続いて、「快適で暮らしやすい」まちづくり（36.9%）、「環境にやさしい」まちづくり（23.5%）、「海や川などの水と共生する」まちづくり（19.7%）、「田んぼや畑、里山などのみどりと共生する」まちづくり（18.3%）となっています。

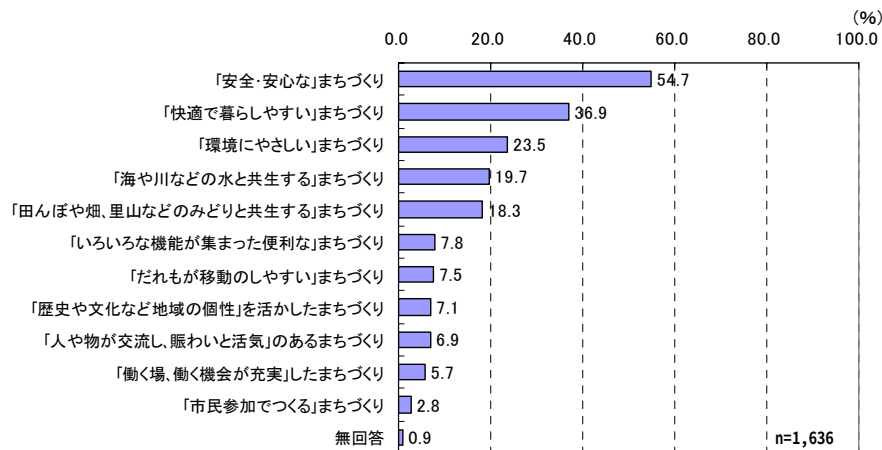


図-12 今後のまちづくりで大切にしてほしいこと（回答は2つまで）

《まちづくりで力を入れてほしいこと》

まちづくりで力を入れてほしいことについては、自然環境（海・川・みどり）などの保全・創出（42.1%）が最も多く、続いて、防災・防犯（37.9%）、道路の整備（36.1%）、福祉（34.0%）、公園や緑地の整備（24.9%）となっています。

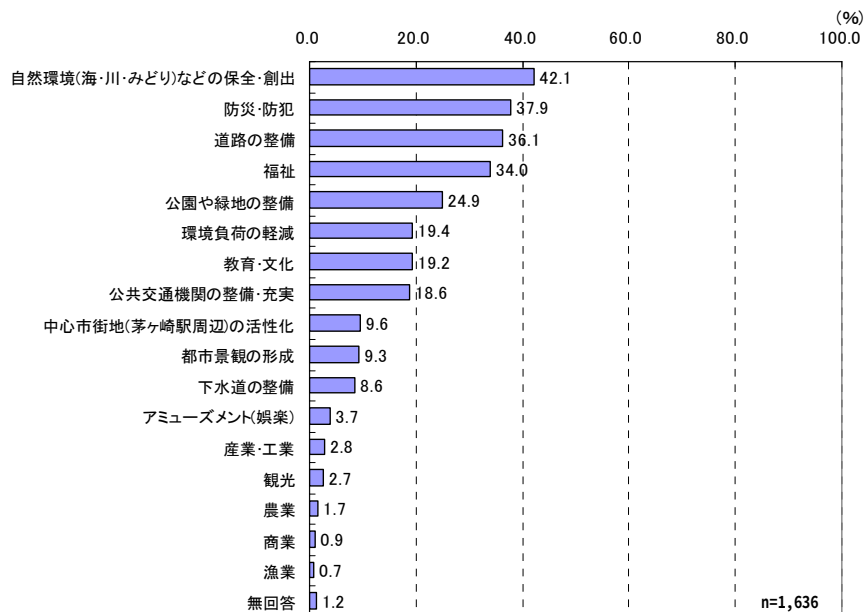


図-13 今後のまちづくりで力を入れてほしいこと（回答は3つまで）



《良好な住環境の形成に向けて求められる取り組み》

良好な住環境の形成に向けて求められる取り組みについては、公園・緑地の整備とみどりの保全・創出（30.7%）が最も高い割合になっています。

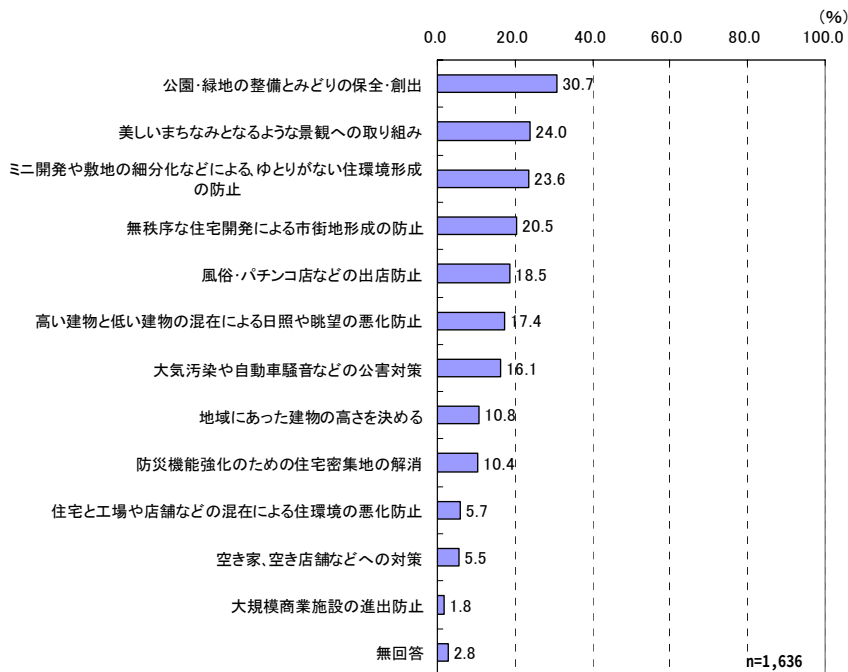


図-14 良好な住環境としていくための取り組みについて（回答は2つまで）

《農地のあり方について》

農地のあり方については、今ある農地を守った方がよい（40.9%）が最も高い割合になっています。

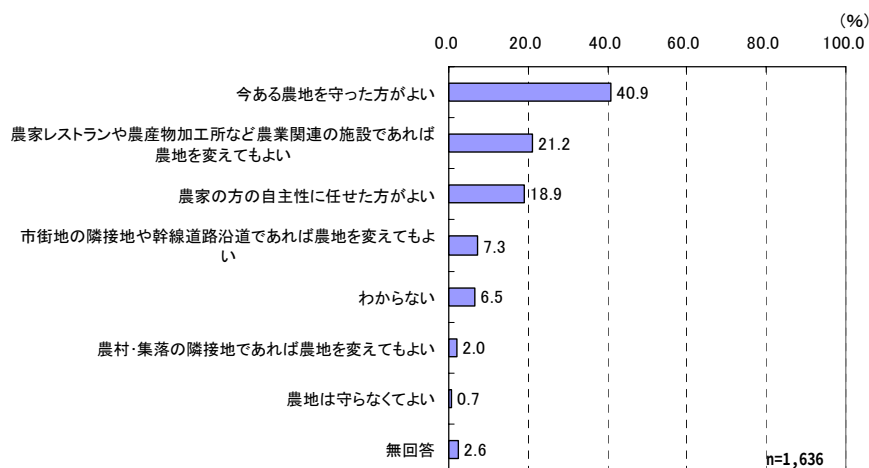


図-15 今後の農地のあり方について

《公園・緑地のあり方について》

公園・緑地のあり方については、休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり（33.6%）が最も多く、続いて、海岸や河川など水辺空間を活かした公園づくり（33.0%）、日常の子どもの遊び場となる小さな公園や緑地づくり（26.5%）、自然を保全する地域を指定する（24.1%）となっています。

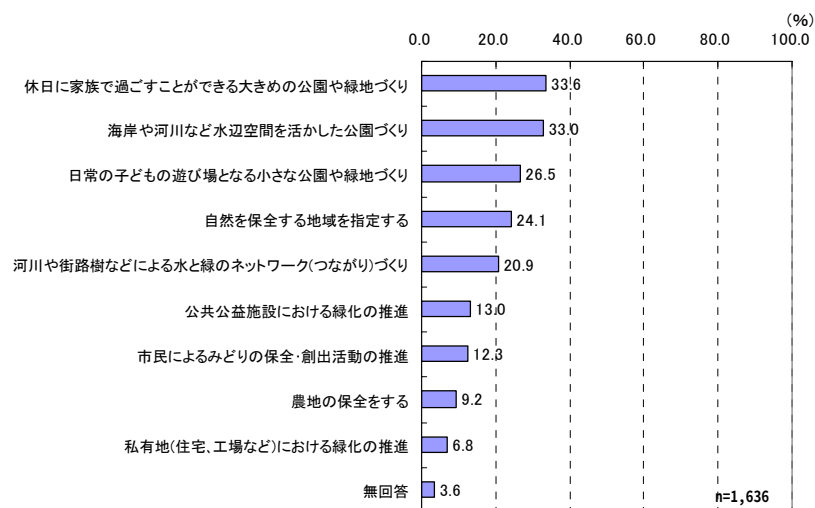


図-16 公園・緑地やみどりのあり方について（回答は2つまで）

《美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み》

美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組みについては、電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする（26.2%）が最も高い割合になっています。

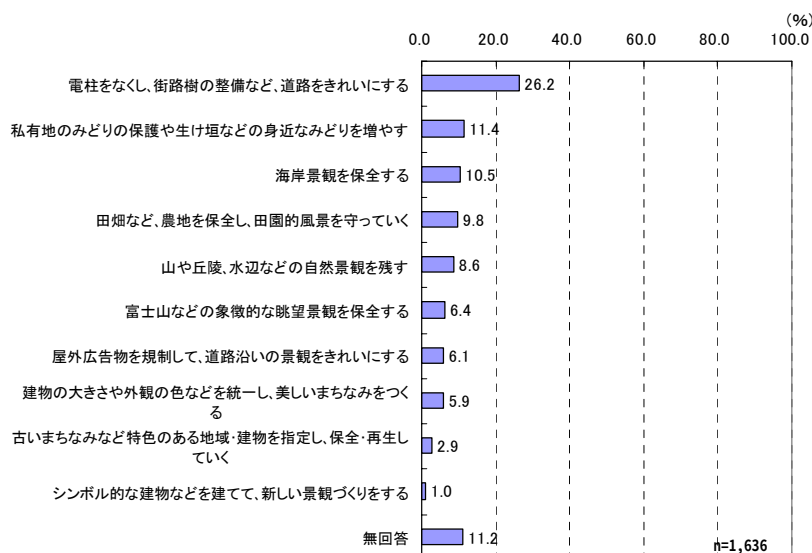


図-17 美しいまち並み景観の維持・創出について重点的に取り組むべき事項



《都市の防災・防犯対策のあり方について》

都市の防災・防犯対策のあり方については、避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化（16.5%）が最も多く、続いて、防犯灯の整備（16.3%）、地域コミュニティ（人と人とのつながり）の活性化（16.1%）となっています。

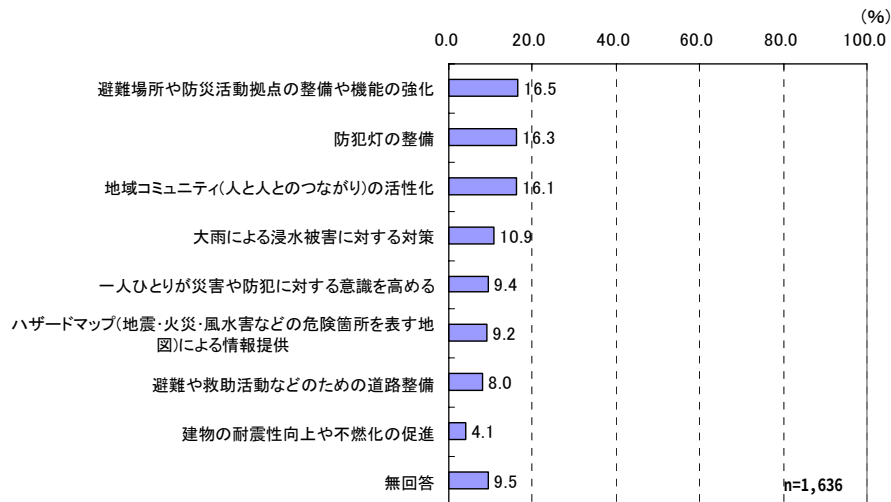


図-18 都市の防災・防犯対策のあり方について重点的に取り組むべき事項

《将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動》

将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動については、市民参加によるまちづくりを充実する（24.0%）が最も多く、続いて、計画内容の実施状況を評価・検証する体制を充実する（22.3%）、都市整備やまちづくりに関する市からの情報提供機会を増やす（18.1%）となっています。

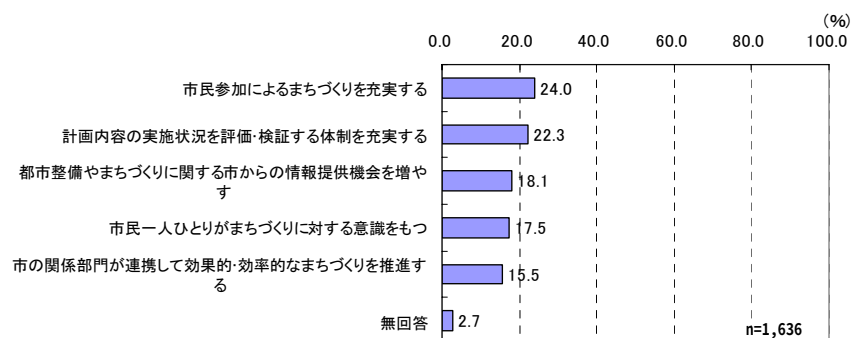


図-19 将来の茅ヶ崎市をつくるにあたって必要な行動

4. みどりの現況と課題

(1) みどりの現況

1) 緑被の現況

都市化にともない、市内のみどりは減少しています。平成元年には、市域面積の42.8%であった緑被率※が平成17年には33.8%まで低下しました。

主に、農耕地の面積が減少しており、市街化区域における農地から住宅地への土地利用の転換などが主な原因であると考えられます。

表-1 緑被の状況（各区域の割合（%））

		樹木地	農耕地	自然草地	人工草地	水面	緑被率
市街化区域	平成元年	9.45	12.46	1.37	2.21	0.44	25.93
	平成5年	8.71	9.69	1.16	2.13	0.44	22.13
	平成17年	7.02	4.70	0.96	0.89	0.27	13.84
市街化調整区域	平成元年	22.04	32.00	4.86	7.88	2.49	69.27
	平成5年	21.10	31.14	4.21	8.09	2.54	67.08
	平成17年	31.71	21.71	2.54	5.88	2.03	63.87

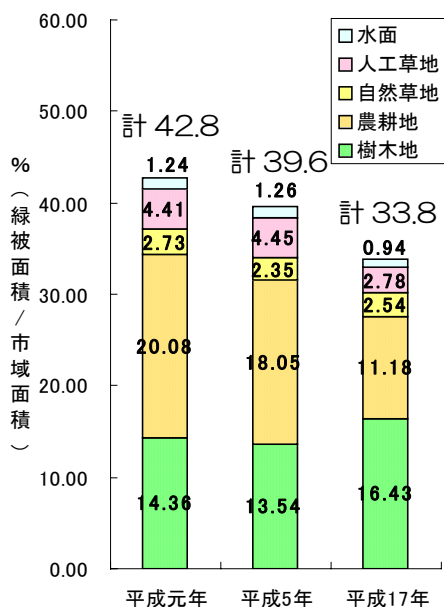


図-20 緑被率の推移

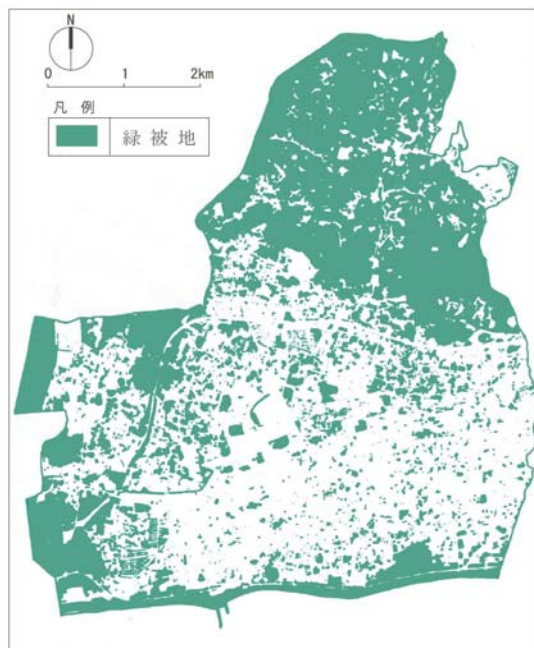


図-21 平成5年の緑被地

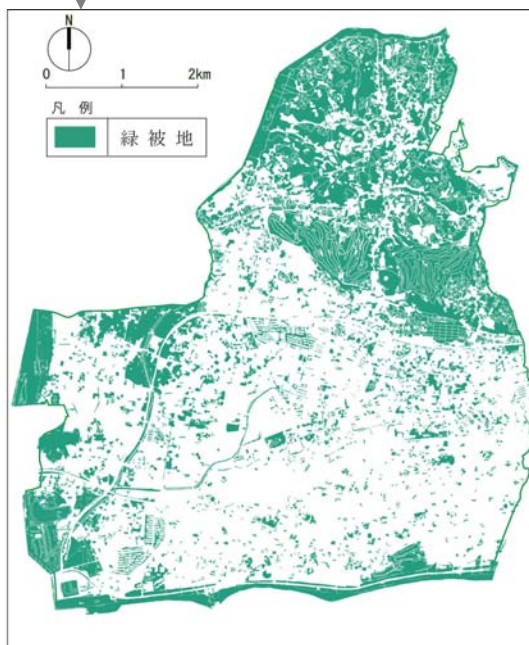


図-22 平成17年の緑被地

※ 緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。緑被地は空中写真をもとに樹木地、農耕地、自然草地、人工草地、水面を抽出しています。

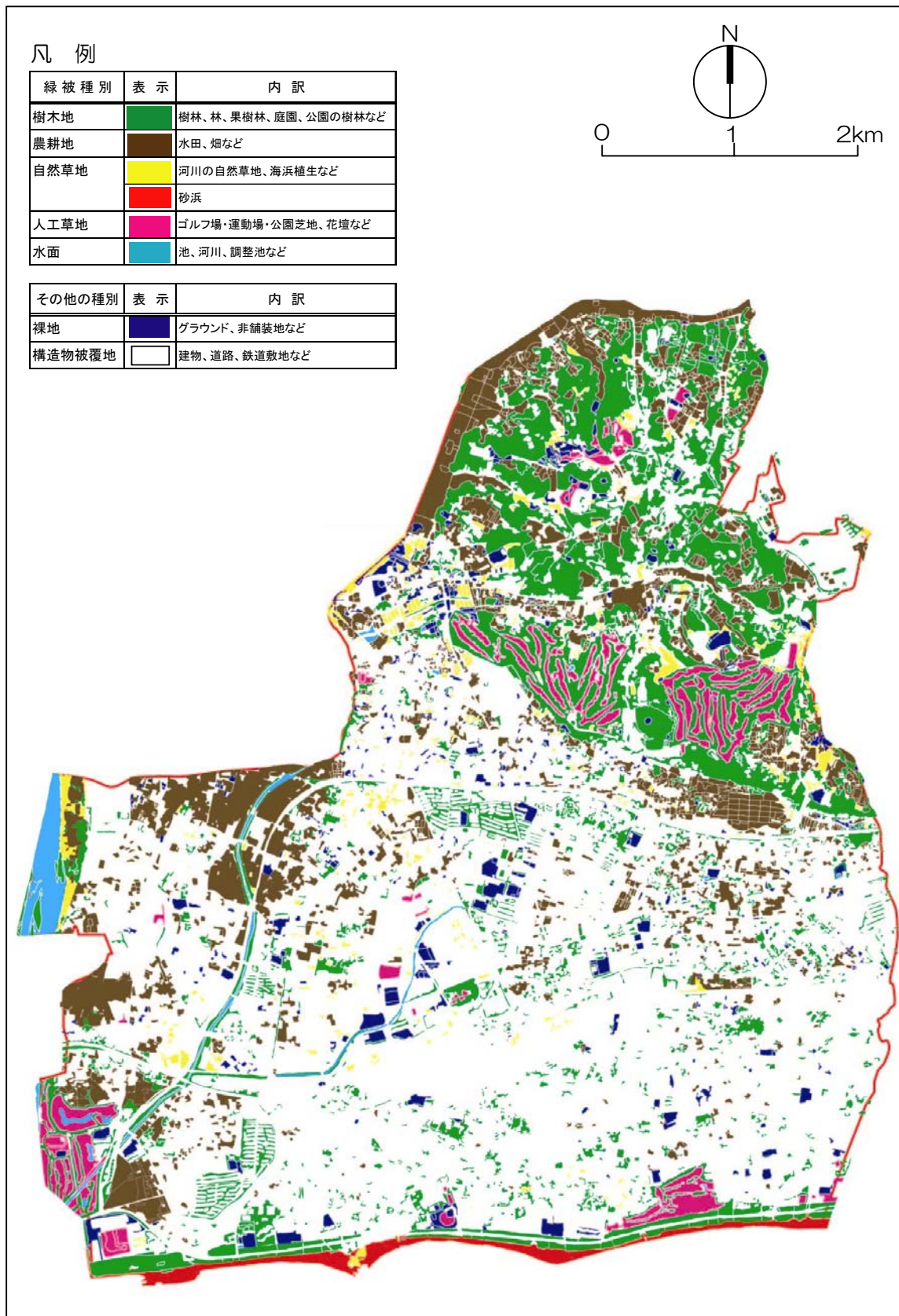


図-23 緑被など区分図（都市計画課空中写真平成 17 年をもとに作成）

2) 公園・緑地の現況

本市には、中央公園などの都市公園が整備されていますが、宅地開発にともなう小面積の提供公園が多く、市街地内でのまとまった空間機能が不足している状況です。定量的にみると、都市公園の箇所数は 159 箇所であり、市民一人当りの面積は 2.38 m²/人（平成 20 年 4 月）です。都市緑地として、松が丘緑地などのマツ林を主とした緑地が保全・整備されていますが、一方で相続などの問題により住宅や旧邸宅のみどりが減少しています。

表-2 平成 20 年の公園・緑地などの整備状況

年 次	緑 地 種 別	平成 20 年					
		市街化区域			都市計画区域		
		整備量		m ² /人	整備量		m ² /人
		力所	面積(ha)		力所	面積(ha)	
	都市公園 計	152	26.68	1.21	159	55.09	2.38
	公共施設緑地※ 計	75	15.93	0.72	96	32.32	1.40
	都市公園等 計	227	42.61	1.93	255	87.41	3.78
	民間施設緑地※	58	35.36	1.60	85	198.87	8.61
	施設緑地 計	285	77.97		340	286.28	12.39
	地域制緑地※ 計		114.97			339.93	
	施設緑地・地域制緑地の重複		0.80			0.93	
	緑 地 総 計		192.14			625.28	
人 口		市街化区域人口			220,924 人		
		都市計画区域人口			231,031 人		
面 積		市街化区域面積			2,213 ha		
		都市計画区域面積			3,576 ha		
緑地の確保水準		市街化区域面積に 対する割合			8.68 %		
		都市計画区域面積 に対する割合			17.49 %		
都市公園等の面積水準 (住民 1 人当たり面積)		都市公園			2.38 m ² /人		
		都市公園等			3.78 m ² /人		

※ 公共施設緑地には、青少年広場、未公告公園・緑地、などが含まれます。

※ 民間施設緑地には、市民農園、社寺境内地、ゴルフ場が含まれます。

※ 地域制緑地には、自然環境保全地域、生産緑地地区、農用地区域、保安林区域などが含まれます。

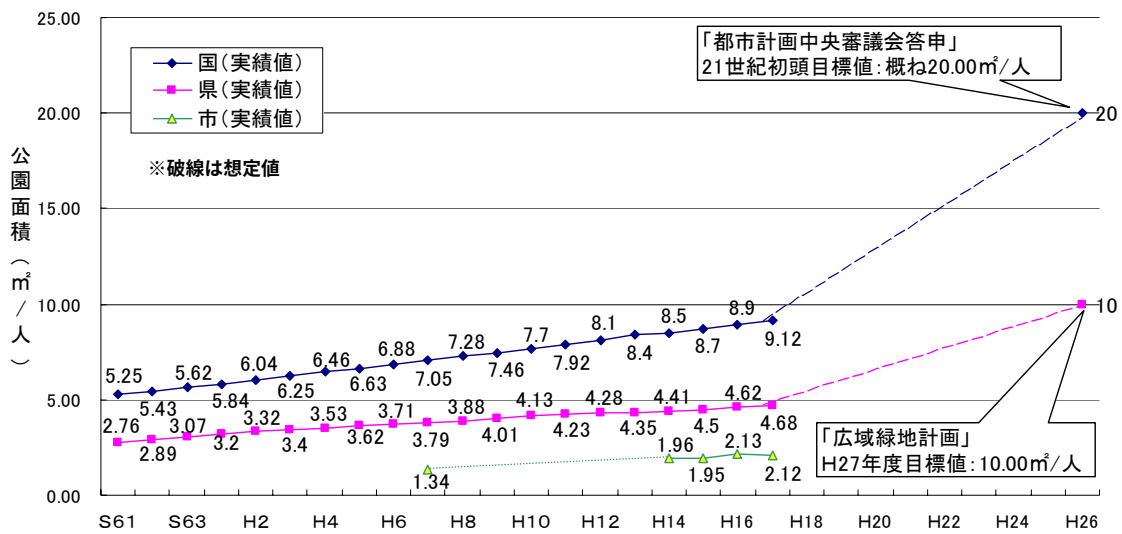


図-24 一人当たり公園面積の推移（平成17年度末現在）※都市公園のみの数値

3) 生きものの生育・生息環境の現況

茅ヶ崎の潜在自然植生を代表するアラカシ、アカガシ、スダジイの常緑広葉樹林が堤の浄見寺寺林と行谷、芹沢境に見られます。

二次林のコナラ、クヌギ、エノキなどの落葉広葉樹林は、北部丘陵地域に多く見られ、適度に管理されることにより豊かな植物相が見られます。しかし、林床管理が行われずに、モウソウチクなどのタケ類が侵入した場所では生物多様性の低下が危惧されます。

農地には、ムラサキサギゴケやスギナなどの畦や畑地の草本の植生が見られ、明るい土手の草地にはクサボケ、ツリガネニンジン、ワレモコウなどが見られます。

谷戸や河川などの水辺空間には、ヨシ、マコモ、ミゾソバなどの湿生植生が見られます。

海岸部には、人工林のクロマツ林と、砂丘部にハマヒルガオやコウボウムギの砂丘植生が見られます。これらの多様な環境には、それぞれの環境に適合する哺乳類、鳥類、昆虫類、両生類、は虫類、魚類が生息しています。

近年では、アライグマやハクビシンなどによる農作物の被害が発生しています。また、オオブタクサなどの外来種が生育・生息の範囲を広げており、生物多様性への影響が危惧されています。

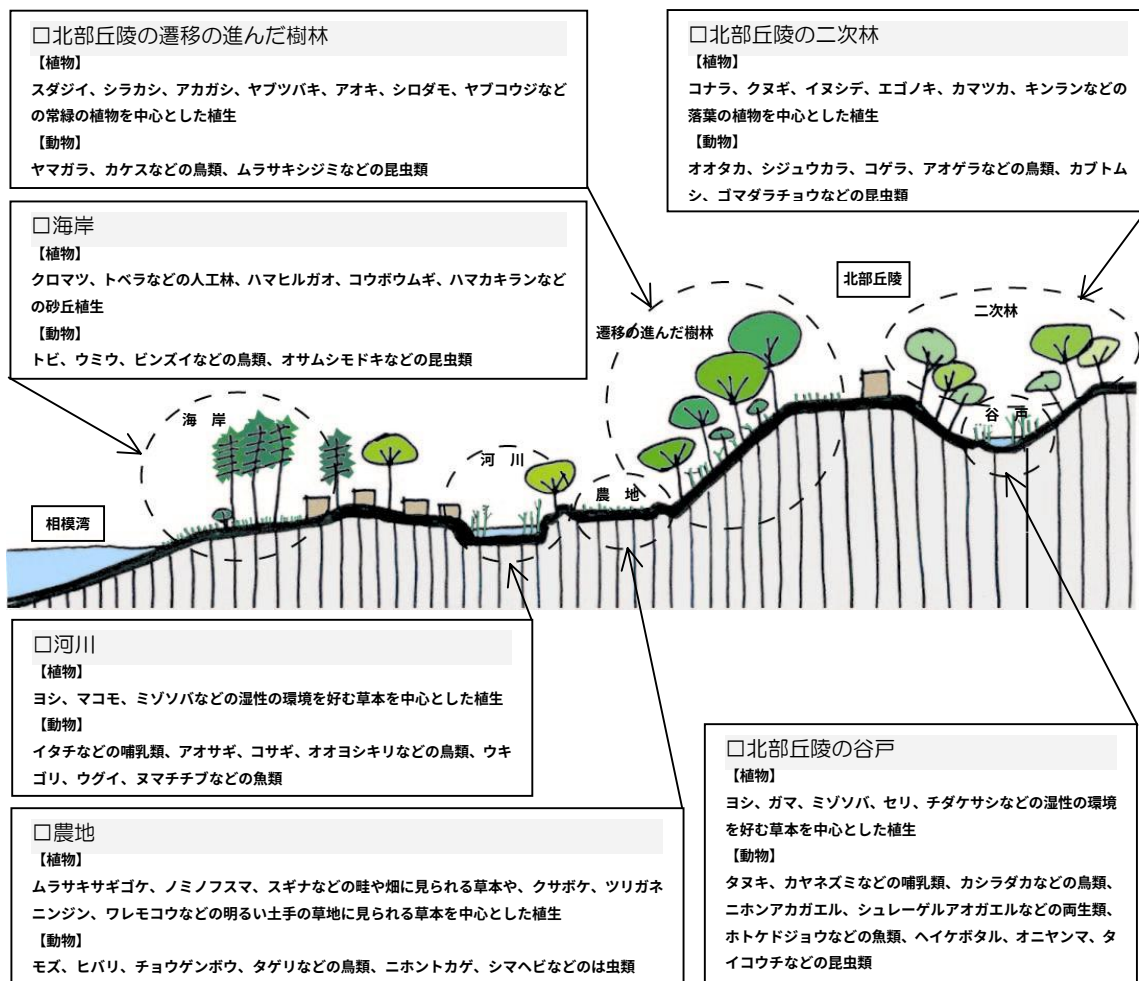


図-25 本市の生きものの生育・生息環境断面模式図



チダケサシ



コウボウムギ



カヤネズミ



タゲリ



ヒバリ



シュレーゲルアオガエル



(2) みどりの課題

本市のみどりの概要を把握した結果、以下のような課題があります。

1) みどりの確保

〈現況〉

- 本市の緑被率は、平成元年には市域面積の42.8%であったものが平成17年には33.8%まで低下しています。特に市街化区域において緑被率が低下しています。
- 農地は、農作物の価格の低下、後継者不足などの問題により荒廃地が増加しています。
- 本市には、北部丘陵の谷戸や斜面樹林、開放的な田園、広がりのある河川の景観や湘南海岸ならではの優れた景観が見られます。

〈課題〉

- 緑被率の低下を抑えるために、樹林地などのみどりの確保や緑化推進が課題となります。
- 農地の生産の場としての役割に加えて、環境保全、遊水機能などの防災機能にも着目して農地の保全に取り組む必要があります。
- 優れた景観を維持・保全していくために、それらを構成するみどりを保全していく必要があります。

2) 生物多様性の保全

〈現況〉

- みどりの喪失や都市化による生きものの生息地の減少・分断、地球温暖化、外来生物の逸出によって、生物多様性への影響が出ています。
- 茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告（平成18年3月発行）において、自然環境の評価が高い地区や市内でも特殊な自然環境を有する地区として7つの地区が評価されています。
- 二次林などの林床の管理が行われないことにより、樹林の生物多様性が低下しています。

〈課題〉

- 自然環境が豊かな地域では、在来種の保全、外来種問題への対処が求められます。
- 生物多様性の保全のために、生きものの生息地をみどりでつなぐ生態系ネットワークの形成が求められます。
- 樹林の目標植生を明確にして、適切な管理を行うとともに、管理体制の構築、管理人員の確保が必要となります。

3) レクリエーション空間の確保

《現況》

- 本市の都市公園の整備状況は、市民一人当りの面積は 2.22 m²/人（平成 19 年 4 月）であり、神奈川県の実況の 4.74 m²/人（平成 19 年 3 月）と比較しても少ない状況です。
- 提供公園などにより増加してきた都市公園は、箇所数は整備されていますが、小面積のものが多い状況です。
- 本市が行ったアンケートより、休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり、海岸や河川などの水辺空間を活かした公園や、日常の子どもの遊び場となる公園が求められています。

《課題》

- 本市の都市公園の整備状況は、神奈川県の中なかでも低い水準となっているため、今後、積極的に公園の整備を進める必要があります。
- 良好な住環境の創出のためには、立地条件にふさわしい公園の整備・再生や地域住民が愛着をもてるしくみをつくり、親しみのあるみどりを増やすことが必要となります。
- 大きめの公園・緑地、水辺空間を活かした公園、子どもの遊び場となるレクリエーション機能が充実した公園・緑地を整備・再生していくことが必要となります。

4) 歴史や文化を感じるみどりの保全

《現況》

- 宅地の分割などにより、歴史や文化を感じるみどりが減少し、個性ある邸園文化を感じるまち並みが失われています。

《課題》

- 歴史と文化が息づく個性あるまち並みを保全していくためには、クロマツなどのみどりを保全していく必要があります。



5) 安全・安心の確保

《現況》

- 都市の防災の観点から、避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化が求められています。
- 都市の防犯の観点から、人と人のつながりである地域コミュニティの活性化が求められています。

《課題》

- 避難場所や防災活動拠点となる公園や緑地などの確保が必要となります。
- 湘南海岸砂防林を保全し、潮風や飛砂の害を防ぐ機能を維持していくことが大切です。
- 地域コミュニティの活性化につながる人と人との出会いの場の創造が求められます。

6) 将来の社会変化に対応した取り組み

《現況》

- 平成27年には約4人に1人が高齢者になると見込まれています。
- 市民参加の促進や行政から市民に対するまちづくりなどに関する情報提供が求められています。

《課題》

- ストックされたみどりの維持・管理などのあり方を検討する必要があります。
- 子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの公園づくりが求められます。
- 行政の情報提供、市民参加の促進により、市民の意見を反映したみどり豊かなまちづくりが求められます。

第2章 計画の目標

1. 基本理念

- (1) 個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- (2) 快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- (3) 市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

みどりは、都市に潤いを与え、豊かな自然環境を育んできました。

本市の個性あるみどりを構成する北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりと歴史や文化を感じるみどりは、身近なまちのみどりとともに、快適な都市を形成するうえで重要です。

私たちは、これらの個性あるみどりにより、自然とのふれあいの場や安全・安心な場、優れた景観を享受し、それらを通じて快適な都市と健康的で心豊かな生活を創造してきました。これらのみどりは、地域レベルの環境保全や地球温暖化対策、生物多様性の保全などにおいても重要なものです。

私たちは、これらのみどりを守り、次世代へ継承していくために、市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進していきます。



2. 基本方針

- (1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- (2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- (3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- (4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

(1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します

1) 北部丘陵の里山ランドスケープ※の保全・再生

北部丘陵の樹林や谷戸、水路、草地などの多様な自然環境と、生活と自然の関わりのなかで形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体の里山ランドスケープとして保全・再生するために、緑地保全、景観形成などの複合的な施策を計画・実施していきます。

自然とのふれあいや環境学習の場づくりに取り組み、市民・事業者・行政の協働による適切な里山管理のしくみづくりを行い、良好な里山ランドスケープを持続的に形成していきます。

2) 多面的な機能をあわせ持つ農地のみどりの保全

農地には、農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの多面的なみどりの機能があります。そのため、地産地消の推進などの農業振興施策に加えて、周辺緑地との一体的な環境保全策や田園の景観形成に関する取り組みを行います。

3) 河川のみどりネットワークの形成

小出川、千ノ川、駒寄川、小糸川、相模川の河川の特性と流域特性をふまえて、樹林や農地、公園・緑地などのみどりと一体的に連続した河川のみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働によるみどりの保全・再生を推進します。

河川の水辺空間については、周辺環境とのみどりの連続性を考慮して、地域固有の生き

※ 里山ランドスケープとは、里山の生活様式、生活と自然の関わりのなかで持続的に育まれてきた雑木林や田畑、畦、屋敷林などから構成される自然環境資源及び景観を含む総合的な地域概念です。

ものの生育・生息の場として保全・再生していきます。また、河川の水辺環境を活かして、市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場を創出していきます。

4) 海岸特有のみどりの保全・再生

海岸特有の生きものが生育・生息する海岸環境を保全・再生することで生物多様性を保全します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を活かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

(2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します

市民が安全・安心に暮らすための防災機能を持つ公園などの整備を進めます。また、日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園の整備・再生を進めます。

日常生活空間に潤いを与え、みどりとふれあいの機会を増やす身近なみどりを保全・創出するため、学校などの公共施設の緑化を推進するとともに、それらを中心として住宅地やマンション、工場などの民有地緑化を推進します。市民・事業者・行政が協働してこれらに取り組み、みどりのまち並みを形成していきます。

(3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます

旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林などは、茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるにとどまらず、これからの個性あるまち並みづくりの重要な資源となります。そこで既存の歴史・文化的資産やそれらと一体となったみどりの保全・再生を進めるとともに、歴史と文化が息づく個性あるまち並みを形成するために緑化基準づくりに取り組みます。

(4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

公共施設のみどりや民有地のみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会をつくります。また、緑化推進のためのPRや情報提供、みどりの評価・表彰制度などの体制づくりに取り組みます。これらの取り組みを、継続的に市民・事業者・行政が協働して進めることにより、みどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります。

3. みどりの将来像

（１）本計画が目指す「みどりの将来像」

- （１）自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
- （２）市民と関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
- （３）骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります

北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりは、本市の豊かな自然環境、歴史、文化、景観を育んできました。これらのみどりは、本市の快適な都市環境と健康的で心豊かな生活を支える重要なものであり、将来にわたり、持続性ある骨格のみどりとして保全・再生します。

市民の生活を豊かにしていくためには、日常生活空間の中に、みどりと接する機会をより多く確保することが重要と考えます。本市には、^{まつばやし}松林など小規模ながら数多くのみどりが残っています。これらを市民が日々ふれあい、親しむことができるよう保全・再生しつつ、新たなまちのみどりを創出していきます。

生態系ネットワークの形成などの環境保全やレクリエーション、防災、景観形成機能の向上を図り、茅ヶ崎らしいみどり豊かなまちをつくり上げていくために、その効果を十分に発揮する放射環状型のネットワークの形成を図ります。



図-26 みどりの将来像の概念図

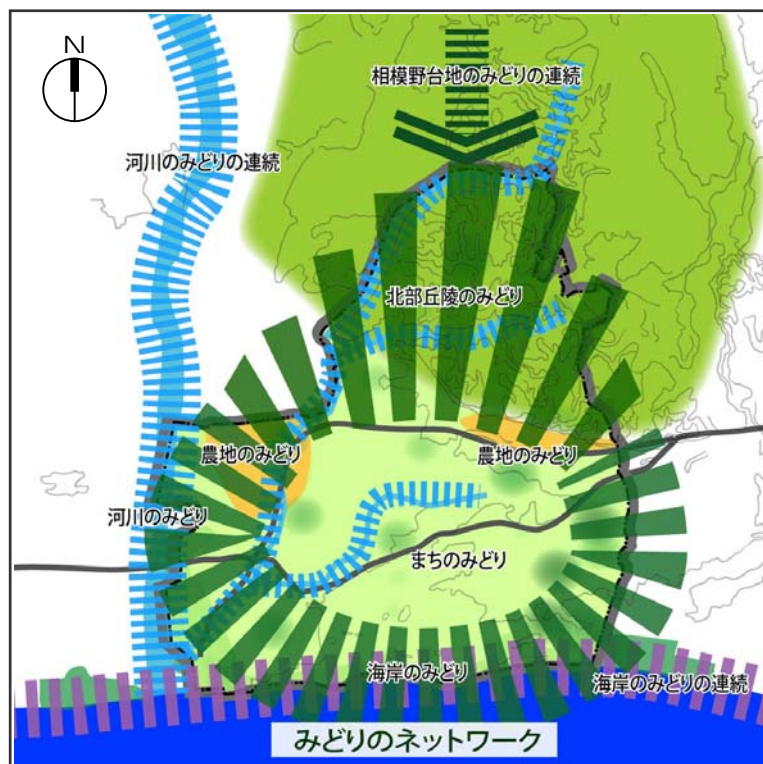


図-27 みどりの将来像

(2) 立地ごとの「みどりの将来像」

1) 北部丘陵のみどり

生物多様性を保全し、豊かな里山景観を維持・再生していきます。

北部丘陵の樹林や谷戸環境、屋敷林などの環境を一体の里山ランドスケープとして保全することで、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

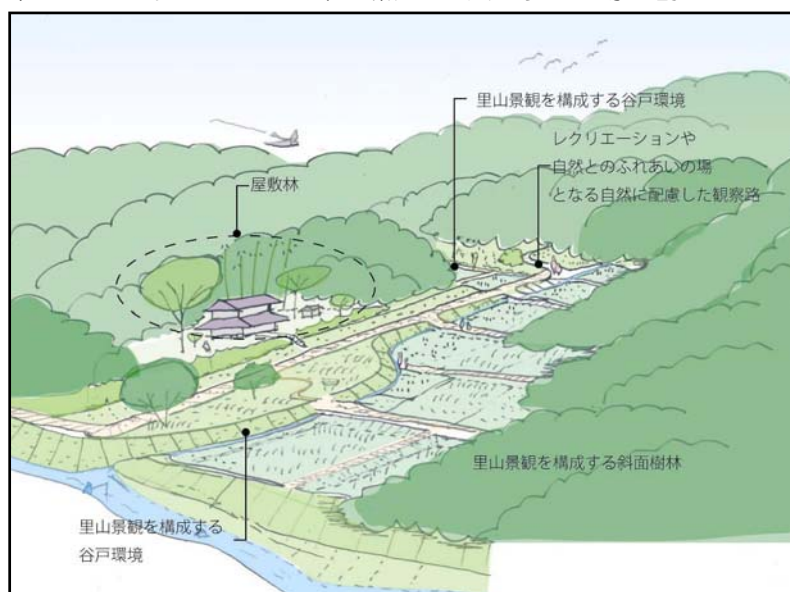


図-28 北部丘陵のみどりの将来像

2) 農地のみどり

農地の生産の場としての役割に加え、農地のみどりが持つ環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの役割・機能に着目し、これらの機能が発揮されるようみどりの骨格またはまちのみどりなど周辺のみどりと一体的に調和を図ります。

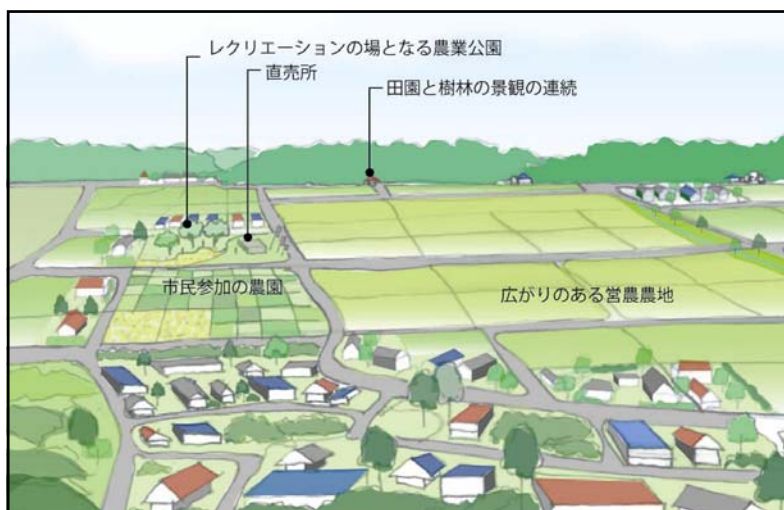


図-29 農地のみどりの将来像

3) 河川のみどり

河川が持つ水とみどりを活かして、河川とその周辺のみどりをつなぎ、みどりのネットワークを形成していきます。

河川の水辺空間などに生育・生息する地域固有の生きもの（渡り鳥も含めます）を守りつつ、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

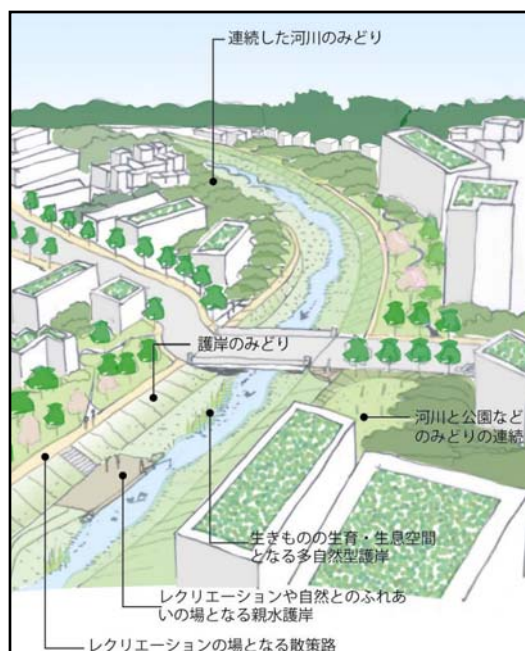


図-30 河川のみどりの将来像

4) 海岸のみどり

海岸環境を保全・再生することで海岸固有の生きものを保全するとともに、茅ヶ崎らしさを感じることができる海岸の景観を形成していきます。また、潮風や飛砂の害から市民生活を守り防災上重要となる湘南海岸砂防林の保全を図り、市民や市外から茅ヶ崎の魅力ある海を目指して訪れる人々のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

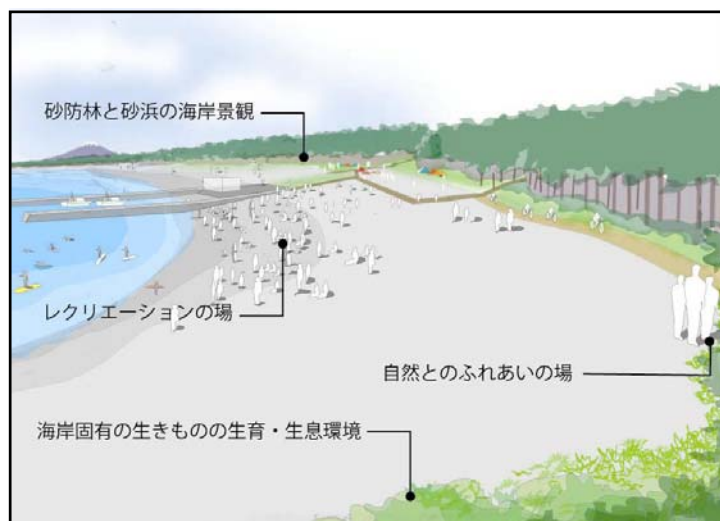


図-31 海岸のみどりの将来像

5) まちのみどり

日常生活に潤いを与える身近なみどりや歴史と邸園文化が息づくまち並みをつくり出しているみどりを保全・再生していきます。また、これからの時代に暮らす市民の安全・安心な生活を支えるまちのみどりを公園や学校のみどりなどを核として創出していきます。これらにより、健康的で心豊かな生活を支えるみどり豊かなまちづくりを推進します。



図-32 まちのみどりの将来像



図-33 まち並みのみどりの将来像

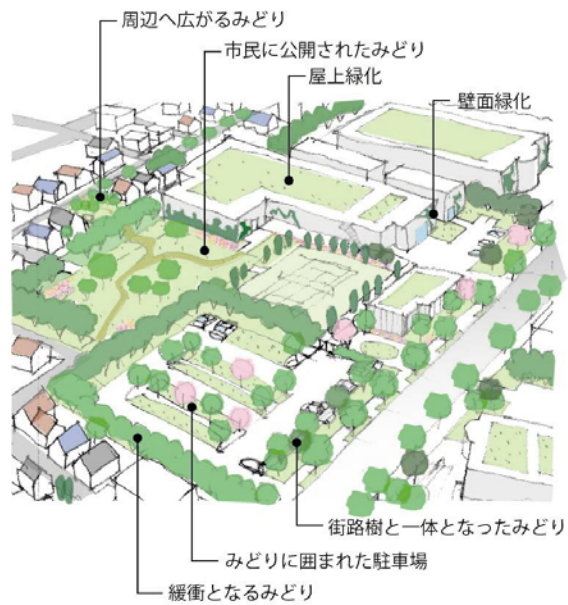


図-34 工場・企業のみどりの将来像



図-35 沿道のみどりの将来像

4. 目標の指標

(1) 目標の達成に向けて

都市緑地法などの法制度の活用や市条例の見直しなどにより、
みどりの保全・再生・創出に努めます

(仮称)柳島スポーツ公園などのレクリエーション拠点機能を持つ公園から
身近な街区公園まで整備し、みどりの創出に努めます

計画の実効性を高めていくために、資金の充実を図ります

(2) 緑地の確保目標

目標年次（平成30年）における緑地の確保目標量を次のように設定します。

表-3 緑地の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
市街化区域面積(2,213ha)における緑地面積(割合)	192.14ha (8.68%)	195.59ha (8.84%)
都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積(割合)	625.28ha (17.49%)	787.75ha (22.03%)

(3) 都市公園等※の施設として整備すべき緑地の目標

目標年次（平成30年）における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を次のように設定します。

表-4 都市公園等の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
都市公園の市民一人当たり面積※	2.38 m ² /人	8.73 m ² /人
都市公園等の市民一人当たり面積※	3.78 m ² /人	9.70 m ² /人

※ 都市公園等は、児童遊園、青少年広場、未公告公園・緑地などの都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設を示します。

※ 都市公園及び都市公園等の市民一人当たり面積について、基準年次（平成20年）においては、都市公園の面積（550,900 m²）及び都市公園等の面積（874,100 m²）をそれぞれ人口（231,031人）で除した数値を用いています。目標年次（平成30年）においては、都市公園の目標面積（2,098,900 m²）及び都市公園等の目標面積（2,331,100 m²）をそれぞれ平成30年の推定人口（240,401人）で除した数値を用いています。

1. みどりの配置方針とは

本章では、機能ごとのみどりの配置方針と都市公園の整備の方針を定め、みどりを保全・再生・創出すべき地域を明確にし、効果的かつ実効性のある施策展開を目指します。

2. 総合的な配置方針

1) 神奈川県のみどりのネットワーク計画との連携

茅ヶ崎市

多摩川緑化域

多摩丘陵緑化域

みなと緑化域

三浦半島緑化域

やまなみ緑化域

やまのべ緑化域

酒匂川緑化域

相模川緑化域

なぎさ緑化域

図-36 神奈川みどり計画の緑化域

「なぎさ緑化域」は、相模湾岸を軸とした美しいなぎさや自然海岸のみどり、歴史・文化に育まれた景観の保全、地域のみどりの保全や活用を図ることとされています。「相模川緑化域」は、相模川と段丘沿いの斜面緑地を軸とした緑地、農地、中小河川、湧水などの多様な水とみどりの一体的な保全や創出を図ることとされています。

本市のみどりの配置にあたっては、神奈川県のみどりのネットワーク計画を踏まえたものとしします。

2) 周辺市町とのみどりのネットワーク形成

本市の周辺市町である藤沢市、平塚市、寒川町とのみどりのネットワークを形成することで、生態系ネットワークや景観形成などの広域的なみどりのネットワークを効果的に形成することを目指します。

【周辺市町の計画】

○藤沢市

みどりの軸線として湘南海岸ベルト、中央ベルト（赤羽根から甘沼の斜面樹林に続く）、小出川ベルトが本市につながる緑地配置計画となっています。

○平塚市

相模川の保全と自然とのふれあいの場づくり、相模川河口のビオトープをみどりの将来像としています。

○寒川町

小出川西側に沿って農地やみどりの核となる施設緑地などが連続する将来像を計画しています。

(2) 「骨格のみどり」をベースとしたみどりのネットワークの形成

「骨格のみどり」をベースとした「みどりのネットワーク」を形成するみどりの配置を目指します。みどりには環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの多面的な機能があるため、それぞれの機能ごとにみどりの配置方針を定め、それらを総合的に勘案してバランスの良いみどりの配置を目指します。

(3) 立地特性を踏まえたみどりの保全・再生・創出

本市には、北部丘陵のみどり、農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりの多様なみどりが見られます。

みどりのネットワークを形成・補完するために、地域ごとの立地特性を踏まえたみどりの保全・再生・創出に取り組みます。



3. 系統別の配置方針

みどりには環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの多面的な機能があります。本市では周辺地域とのみどりのネットワークを形成し、「みどりの将来像」で示した「骨格のみどり」をベースとした「みどりのネットワーク」を形成するバランスの良いみどりの配置を目指して、みどりが持つ主な4つの機能ごとにみどりの配置方針を定めます。これらの配置方針により、立地特性を踏まえた効果的なみどりの保全・再生・創出に取り組みます。

(1) 環境保全系統の配置方針

みどりは、快適な都市や健康的で心豊かな生活を創造し、生物多様性の保全において重要なものです。本市では、みどりの持つこれらの環境保全機能に着目し、私たちの健康的な生活を支えるみどりの保全・再生・創出を目指します。

また、身近な自然とふれあう場を確保し、生物多様性の保全を図るためには、生きものの生育・生息空間を確保するとともに、それらを適切に配置し、相互に繋いでいくことが重要となるため、生態系ネットワークの形成を目指します。

生態系ネットワークは、多様な生きものが多く見られる地域をネットワークの核（コア）と位置づけ、それらを含む骨格のみどりとなる谷戸や斜面樹林、農地・河川・海岸のみどりを中心として形成します。また、市街地では、点在したまちのみどりを鳥類や飛翔昆虫類の生息地ととらえた「飛石ビオトープ」として位置づけ、これらのネットワークの形成を目指します。

1) 健康的な生活を支えるみどりの保全・再生・創出

《個別方針》

- 身近なみどりとふれあえる公園・緑地などの保全・再生・創出
- きれいな空気や清らかな水を生み出し、二酸化炭素削減などの環境保全に寄与する骨格のみどりの保全・再生
- 工場などにおける緩衝緑地帯の充実

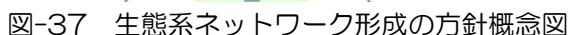
《実現化に向けて》

- 身近なみどりとのふれあいの場を保全・再生・創出していくために、公園・緑地などの市民が日常的に利用できる場を確保・再生していく必要があります。
- 環境保全に寄与する骨格のみどりを保全・再生していくために、法制度の活用などによるみどりの保全や、緑化推進などの複合的な施策を展開していく必要があります。

2) 身近な自然とふれあえる生態系ネットワークの形成

- 自然環境保全上重要となる地域の保全
- 北部丘陵の生態系ネットワークを支える谷戸・斜面樹林・農地などを里山ランドスケープとして一体的に保全
- 生態系ネットワークを形成するためのみどりの保全・再生・創出
- 動植物の生育・生息地や環境調整機能を有する農地の保全

- 自然環境保全上重要となる地域であり、生態系ネットワークの核（コア）となるみどりを保全・再生していくために、生きものの生育・生息環境に配慮したみどりの保全・再生などの複合的な施策を展開していく必要があります。
- 里山ランドスケープを保全・充実するために、法制度の活用や土地所有者の協力による複合的な施策を展開していくとともに、在来種の保全や外来種問題の対処など適切な管理を推進していく必要があります。
- 生きものの飛石ビオトープとなるまちのみどりを保全・再生・創出していくために、生物多様性に配慮したみどりの保全・再生や緑化推進などの複合的な施策を展開していく必要があります。
- 動植物の生育・生息地として重要な農地や環境調整機能上重要な農地を保全していくために、営農支援などの複合的な施策を展開していく必要があります。



46

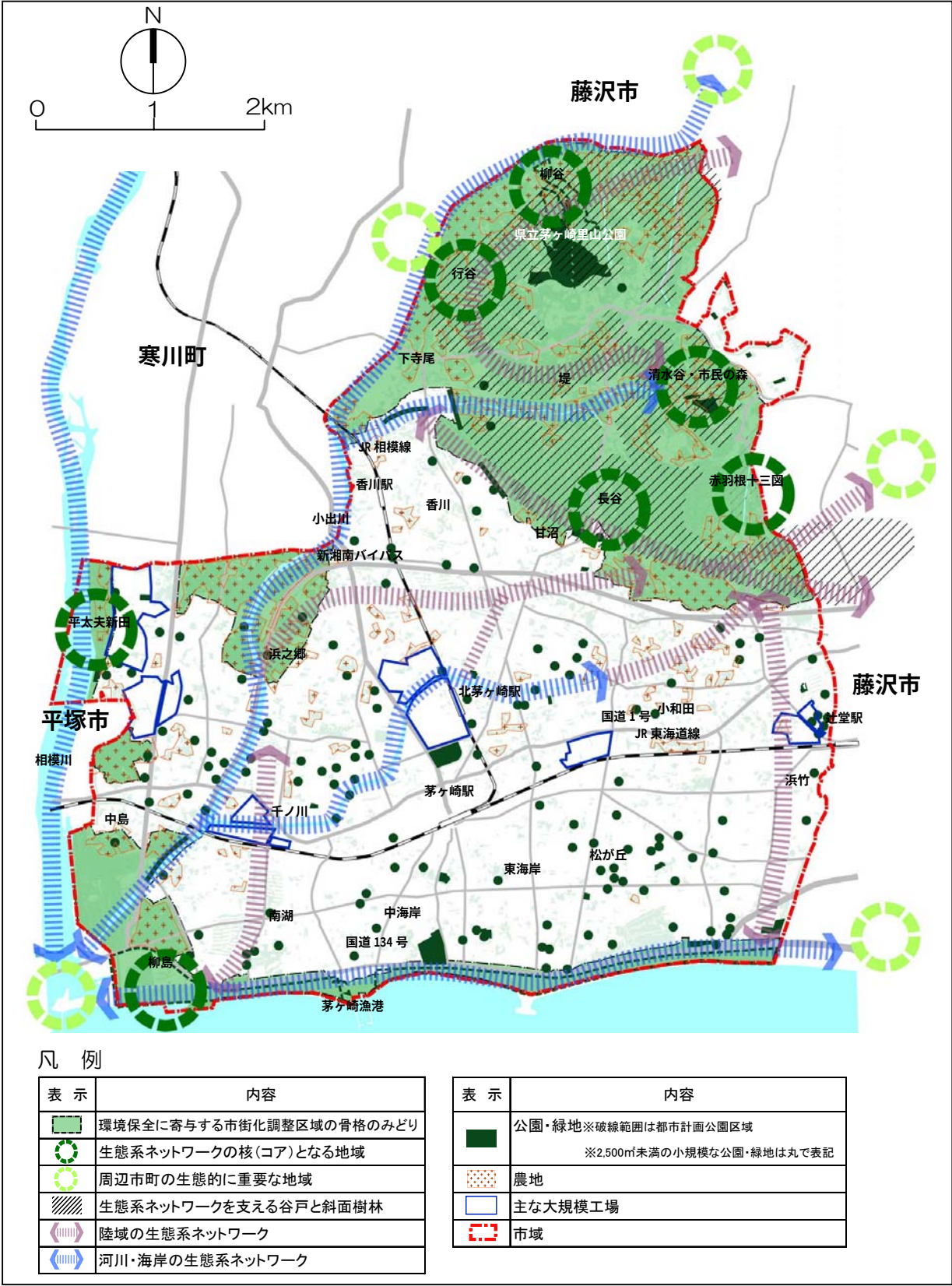


図-38 環境保全系統配置方針

(2) レクリエーション系統の配置方針

本市には北部丘陵や海岸などの豊かなみどりがみられます。これらの骨格のみどりは、市民が自然とふれあうレクリエーション空間として重要なものです。本市では北部丘陵、平野部及び海岸などに位置する既存のレクリエーション拠点に加えてそれぞれの立地特性を活かし、新たな拠点を配置します。

また、日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実を図るとともに、それらが不足し、充実が求められる地域では公園・緑地の整備を目指します。茅ヶ崎の特徴ある歴史・文化資源を活用し、それを知り楽しむことのできる回遊動線の充実を図ります。

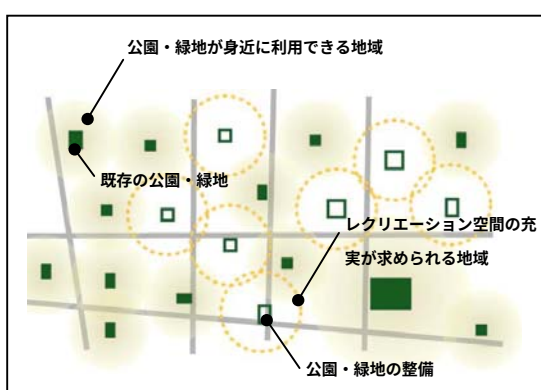


図-39 身近なレクリエーション空間の配置方針概念図

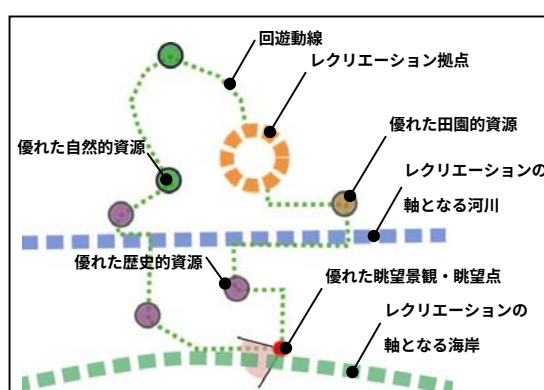


図-40 回遊動線の概念図

1) 拠点となるレクリエーション空間の充実

《個別方針》

- レクリエーション拠点機能を持つ公園などの整備・充実
- 北部丘陵の谷戸・斜面樹林・農地などを里山ランドスケープとして保全し、自然とのふれあいの場や環境学習の場の拠点として活用
- 海岸のみどりを保全し、自然とのふれあいの場の拠点として活用

《実現化に向けて》

- レクリエーション拠点機能を持つ公園・緑地の整備・充実を進めるために、（仮称）柳島スポーツ公園や市民の森などの公園・緑地の整備を進める必要があります。
- 自然とのふれあいの場や環境学習の場の拠点として活用していくために、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- 海岸のみどりを保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用していくために、湘南海岸公園の整備促進や、既に進められている「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と連携する必要があります。



2) 日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実

《個別方針》

- 公園・緑地が求められる地域における身近な公園・緑地の整備
- 良好な住環境を創出する公園・緑地の再生・整備

《実現化に向けて》

- 本市は、都市公園の整備状況が低い水準となっているため、特に公園・緑地が求められる地域において積極的に整備を進める必要があります。
- 良好な住環境を創出するために、立地条件にふさわしい公園・緑地の整備・再生や地域住民が愛着をもてるしくみをつくる必要があります。

3) レクリエーション拠点・軸を中心として周辺の優れた自然・田園・歴史・文化・眺望景観資源を活用した地域振興に寄与する回遊動線の充実

《個別方針》

- 北部丘陵や田園などの豊かな自然とふれあう回遊動線の充実
- 歴史をめぐる回遊動線の充実
- レクリエーション軸となる海岸・河川をめぐる自然とふれあう回遊動線の充実

《実現化に向けて》

- 本市の優れた地域資源を活用した回遊動線の設定を行い、自然とふれあい、歴史をめぐる動線を充実するために、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携して利用促進を図る必要があります。
- 海岸をめぐる自然とふれあう回遊動線を充実するために、海岸の自然豊かなみどりを保全するとともに、サイクリングロードや散策路を自然とのふれあいの場として活用していく必要があります。また、休憩施設などを整備し、レクリエーション機能を高める必要があります。
- 河川をめぐる自然とふれあう回遊動線を充実するために、水辺空間を活かした市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場を創出する必要があります。

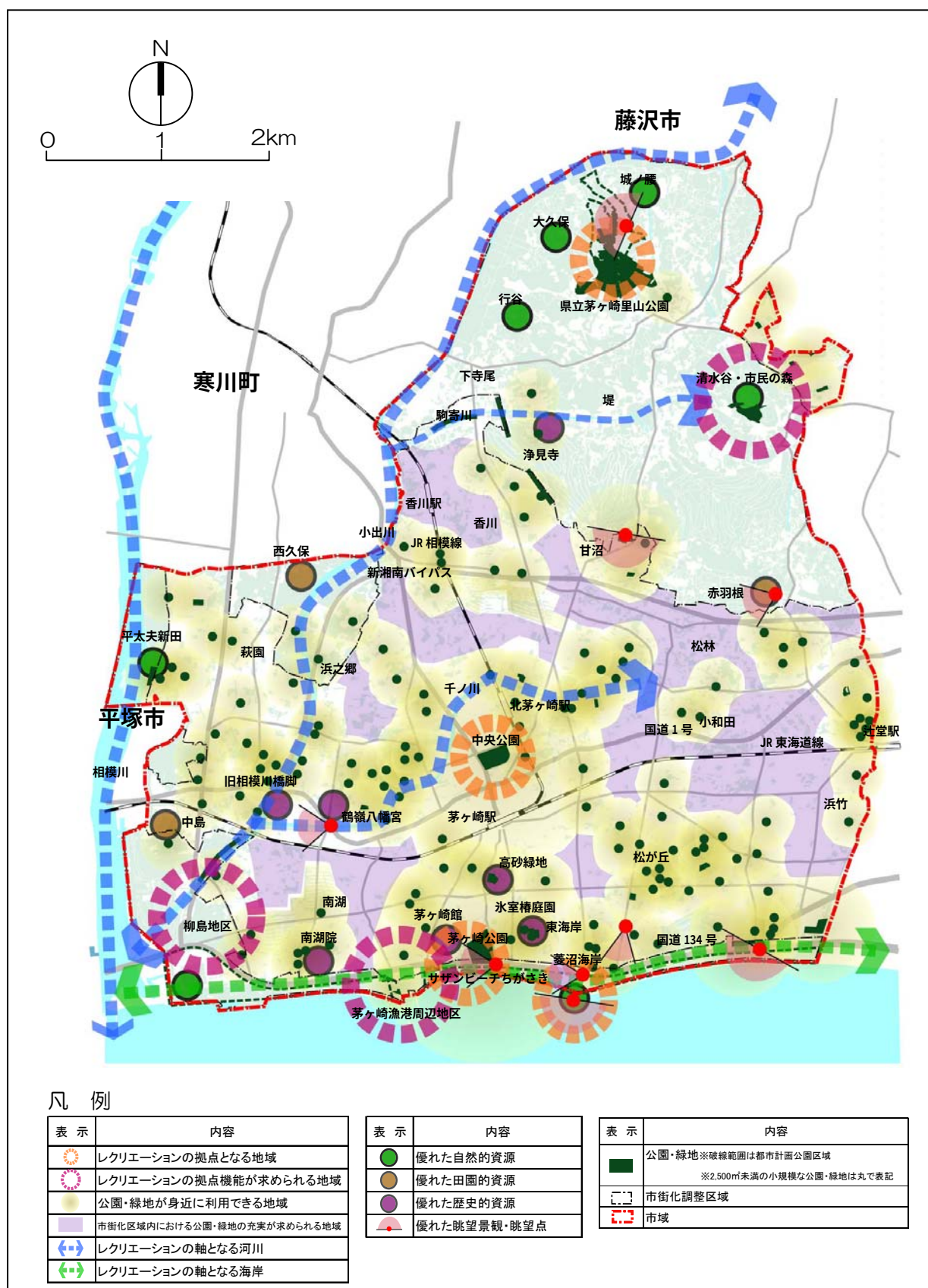


図-41 レクリエーション系統配置方針図



(3) 防災システムの配置方針

みどりには、自然災害や火災などによる被害の緩和・防止機能や、災害時の避難の場としての役割などがあります。本市では、みどりが持つこれらの機能や役割に着目して、みどりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

1) 自然災害の緩和・防止機能の充実

《個別方針》

- 洪水などの自然災害の緩和・防止に寄与する北部丘陵のみどりや遊水機能を有する農地の保全
- 潮風や飛砂の害から住民の生活を守る湘南海岸砂防林の保全

《実現化に向けて》

- 自然災害による被害の緩和・防止に寄与する北部丘陵のみどりや農地を保全していくために、複合的な保全施策を展開していく必要があります。
- 湘南海岸砂防林の保全を神奈川県に働きかけていく必要があります。

2) 災害時の避難の場・復旧拠点の確保・充実

《個別方針》

- 広域避難場所における防災機能の維持
- 浜見平地区まちづくり計画に伴う防災拠点の確保・整備
- 柳島地区における防災機能の確保・整備

《実現化に向けて》

- 広域避難場所に位置づけられている学校や公園などの公共施設やゴルフ場などの民間施設では、火災の延焼の遅延または防止や周辺住民の緊急避難の場としての防災機能を保つよう維持・管理する必要があります。
- 浜見平地区においては、災害時の救助活動や避難場所として機能する防災拠点を整備する必要があります。
- （仮称）柳島スポーツ公園の整備に伴い、延焼火災から人命の安全を確保するため、広域避難場所の整備を進めるとともに災害時における備蓄や通信機能を有した防災拠点を整備する必要があります。

3) 火災による災害の緩和・防止機能の充実

《個別方針》

○延焼防止帯の機能を高める河川・沿道緑化の推進

《実現化に向けて》

○延焼防止帯の機能を高める河川・沿道緑化の推進にあたっては、河川整備や道路整備と連携した緑化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。

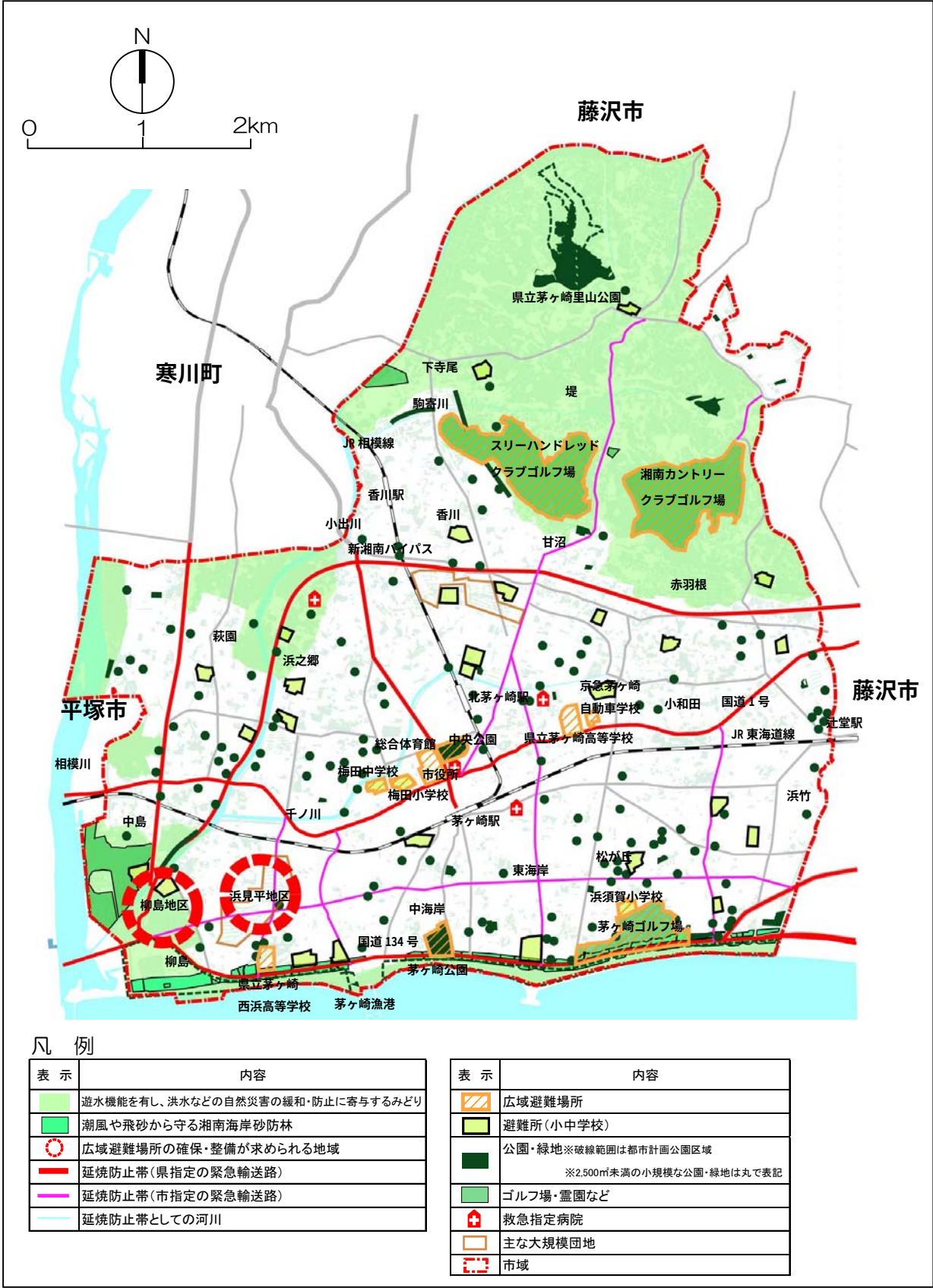


図-42 防災系統配置方針図

(4) 景観系統の配置方針

本市において北部丘陵のみどりや農地・河川・海岸などのみどりは茅ヶ崎らしい景観形成のもとになるものです。そのため、これらの自然的景観を形成する骨格のみどりの保全・再生を目指します。また、市民がみどりにふれあう機会を確保し、日常生活空間に潤いを与えるまちのみどりの保全・創出を目指すとともに、これからの個性あるまち並みづくりの重要な資源となる歴史と文化が息づくみどりの保全・再生を目指します。

1) 茅ヶ崎らしい自然的景観を形成する骨格のみどりの保全・再生

《個別方針》

- 自然的景観の中心となる北部丘陵の谷戸・斜面樹林・農地などを里山ランドスケープとして保全・再生
- 河川のみどりの保全・再生
- 個性ある景観を構成する海岸のみどりの保全・再生
- 田園の景観形成に寄与する農地のみどりの保全
- 優れた眺望景観を構成するみどりの保全・再生・創出

《実現化に向けて》

- 里山ランドスケープの保全のために、法制度の活用や土地所有者などとの協力により複合的な施策を展開していく必要があります。
- 河川のみどりの保全・再生のために、河川整備と連携した緑化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- 個性ある景観を構成する海岸のみどりを保全・再生するために、「茅ヶ崎市景観計画」の活用や既に進められている「茅ヶ崎海岸グランドプラン」との連携が必要となります。
- 田園の景観形成に寄与する農地のみどりを保全するために、農業振興施策と連携した取り組みが必要です。また、緑地機能を低下させる耕作放棄地については、発生抑制と解消を図るため、農業振興施策に加えて市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- 富士山への眺望や近景の海岸のみどり、農地などの優れた眺望景観を構成するみどりを保全・再生・創出していくために、みどりの保全や緑化推進などの複合的な施策を展開していく必要があります。



2) 日常生活空間に潤いを与えるまちのみどりの保全・創出

《個別方針》

- 学校などの公共施設の緑化推進
- 住宅地や工場などの民有地の緑化推進による潤いのある景観づくり
- 潤いのあるまち並み形成のためのみどりの保全と緑化基準づくり
- まちづくりにともしない景観形成を推進する地域におけるみどりの創出
- 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区における景観計画と連携した緑化推進

《実現化に向けて》

- 学校などの公共施設の緑化推進にあたっては、公共施設整備・再編計画と連携を図る必要があります。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、みどりとのふれあいの機会を増すことに配慮した地域のモデルとなる緑化を行う必要があります。
- 民有地の緑化推進にあたっては、法制度の活用や市民・事業者の緑化に関する意識の高揚につながる複合的な施策を展開していく必要があります。
- 潤いのあるまち並み形成のためのみどりの保全と緑化基準づくりにあたっては、都市計画法や景観法などと連携した法制度の活用や条例の改正、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- まちづくりにともしない景観形成を推進する地域におけるみどりの創出のために、都市計画法や景観法などと連携した法制度の活用や積極的な緑化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区における景観計画と連携した緑化推進にあたっては、景観計画の「景観形成基準」の緑化・整備基準に適合する必要があります。

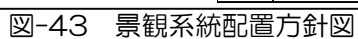
3) 歴史と文化が息づくみどりの保全・再生

《個別方針》

- 個性あるまち並み形成のためのみどりの保全と緑化基準づくり
- 茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧東海道の松並木や社寺などのみどりの保全

《実現化に向けて》

- 個性あるまち並み形成のためのみどりの保全と緑化基準づくりにあたっては、邸園文化を感じるまち並みを目指して、都市計画法や景観法と連携した法制度の活用や条例の見直し、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する必要があります。
- 茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧東海道の松並木を保全・再生していくために、国に保全・再生を働きかけていく必要があります。
- 茅ヶ崎の歴史・文化を感じる社寺などのみどりを保全していくために、景観計画と連携した法制度の活用などにより景観上重要な樹木の保全・管理を行う必要があります。



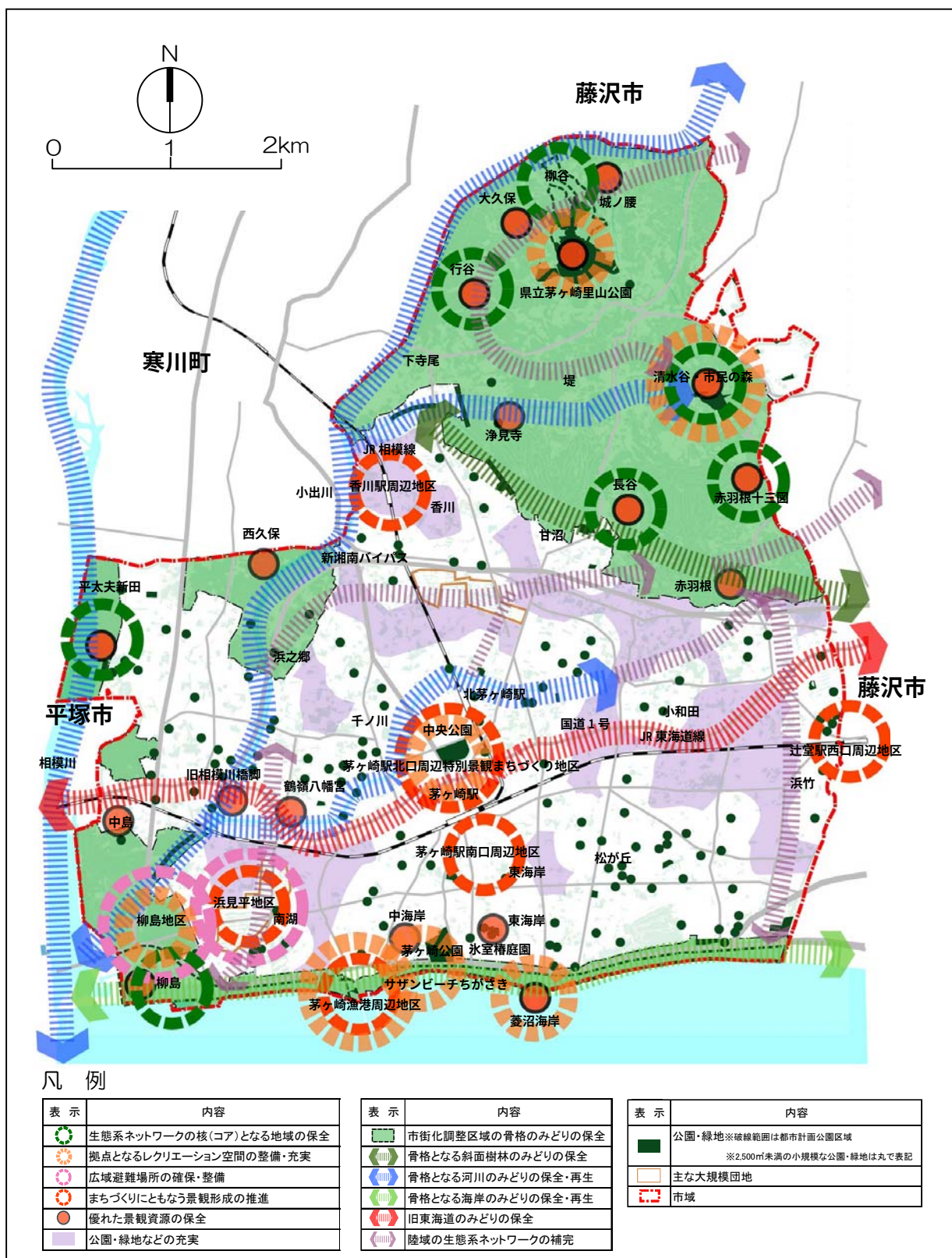


図-44 4系統の統合配置方針図※

※ 4系統の統合配置方針図は、立地特性を踏まえた効果的なみどりの保全・再生・創出に取り組むため、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観系統の4つの配置方針を総合的に示したものです。



4. 都市公園の整備方針

第1章の市民のみどりに対する要望と意識において、公園・緑地の整備は良好な住環境の形成に向けて必要であり、休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり、海岸や河川などの水辺空間を活かした公園づくり、日常の子どもの遊び場となる小さな公園や緑地づくりが求められています。しかし、本市の都市公園の整備状況は神奈川県の中でも低い水準となっており、市民ニーズを満たす状況ではありません。

そこで、安全・安心で快適な暮らしを支えるみどり豊かなまちづくりを目指して市民ニーズに応えつつ、レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備、身近な公園・緑地の整備・再生を基本方針として公園の整備に取り組みます。また、既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働による管理運営の推進を目指します。

1) レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備

《全体の配置方針》

既存のレクリエーション拠点に加えてそれぞれの自然資源や立地特性を活かし、自然とのふれあいの場や環境学習の場、スポーツ活動の場となる新たなレクリエーション拠点となる公園を配置します。

《整備方針》

- 海岸や里山環境などの豊かな自然・景観資源を活かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。
- 子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの公園・緑地を整備します。
- 市民の健康増進やスポーツが楽しめる公園・緑地を整備します。
- 周辺地域からの避難場所となる公園・緑地を整備します。
- まちづくり整備が行われる地域では、まちづくり事業計画と連動し、公園・緑地の整備を行います。

《実現化に向けて》

- 浜見平地区は、浜見平地区都市デザインガイドラインに基づき、みどりの継承、創出を図るとともに、接道部の緑化や既存樹木の利活用など良好なみどりのまち並みの形成を誘導します。また、開発計画段階に公園計画について事業者と協議を行い、地域に親しまれる公園づくりを推進します。

- （仮称）柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。
- 「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づく茅ヶ崎漁港周辺の整備とともに、海岸一帯の整備が市民から望まれているため、湘南海岸公園については、神奈川県と協議を進め、整備を働きかけていきます。
- 県立茅ヶ崎里山公園は、レクリエーション拠点として重要であるとともに、自然環境保全上重要であるという認識のもと、全園供用開始に向けた整備を神奈川県に働きかけていきます。
- 市民の森は、自然とのふれあいの場、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民と合意形成を図りつつ、都市公園（都市林）として公園整備に取り組みます。

表-5 都市公園の現況値と目標値

緑地種別		近隣公園	地区公園	特殊公園	広域公園	都市林	都市緑地	合計
現況値 (平成20年)	整備箇所	4	3	1	1	0	10	19
	整備面積 (ha)	5.48	13.92	0.27	19.77	0.00	1.58	41.02
	整備水準 (㎡/人)	0.24	0.60	0.01	0.86	0.00	0.07	1.78
目標値 (平成30年)	整備箇所	5	3	1	2	1	13	25
	整備面積 (ha)	6.88	15.55	0.27	166.70	2.14	2.43	193.97
	整備水準 (㎡/人)	0.29	0.65	0.01	6.93	0.09	0.10	8.07

表-6 各都市公園の整備目標値

種別	名称	整備目標
		10年後 (ha)
近隣公園	浜見平地区	1.40
地区公園	（仮称）柳島スポーツ公園	5.99
広域公園	茅ヶ崎里山公園	36.80
	湘南海岸公園	129.90
都市緑地	向田緑地	0.18
	平太夫新田河畔緑地	0.57
	松浪緑地	0.10
都市林	市民の森	2.14

2) 身近な公園・緑地の整備

《全体の配置方針》

身近なレクリエーション空間の充実を図るために、公園・緑地が不足し、充実が求められる地域や、特にみどりが少ない地域に優先的に配置します。



《用地の確保》

- 緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域を対象に、公有地化を目指します。
- 緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。
- 公有地化が困難な場合には、借地による用地の確保も検討します。
- 借地による公園・緑地については、財政面などを総合的に勘案して段階的に公有地化を目指します。

《整備方針》

- 既存樹木などを保全し、自然環境に配慮した公園・緑地を整備します。
- 子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの公園・緑地を整備します。
- 立地特性を踏まえ、景観形成に配慮した公園・緑地を整備します。
- 地域住民の意見を積極的に取り入れ、愛着を持てる公園・緑地を整備します。
- 提供公園の整備にあたっては、開発計画段階に公園計画について事業者と協議を行い、地域に親しまれる公園づくりを推進します。

表-7 街区公園の現況と整備目標

緑地種別		街区公園
現況値 (平成20年)	整備箇所	140
	整備面積 (ha)	14.07
	整備水準 (㎡/人)	0.61
目標値 (平成30年)	整備箇所	174
	整備面積 (ha)	15.92
	整備水準 (㎡/人)	0.66

3) 身近な公園・緑地の再生

少子高齢化などの社会情勢の変化により公園の利用状況に変化が生じており、また一方では施設が老朽化している公園が見受けられることなどから、既存の公園のリニューアルが求められています。市街地の適所に配置されている公園のリニューアルは、まちを活性化させる効果もあります。そこで、日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実を図るために、身近な公園・緑地の整備に加えて、既存の公園・緑地を対象として、地域住民のニーズに対応した再生整備を推進します。

安心・安全な公園

- 子供たちが安心して遊べる公園



人にやさしい公園

- ユニバーサルデザインへの対応
- 身障者、高齢者も利用しやすい公園



きれいで使いやすい公園

- きれいで使いやすい便所
- 充実したベンチや休憩施設



災害時に利用できる公園

- 災害時の避難場所となる公園
- 防災機能を持った施設のある公園



住民が参加できる公園、地域の個性を生かした公園

- みんなが協力して草花を育てる花壇、地域の行事に利用できる公園
- 地域の個性や風土性が反映された施設デザイン



身近に自然を感じられる公園

- 豊かな緑に包まれた公園
- 鳥や虫などの生き物が生息する公園



図-45 公園・緑地の再生イメージ

出典：公園リニューアルプログラムパンフレット

((財)都市緑化技術開発機構 造園新領域開発共同研究会)

4) 協働による管理運営の推進

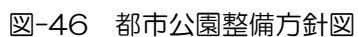
公園・緑地における協働による管理運営を進めるために、管理ボランティアの支援充実・組織化支援を進めます。現在のみどりの里親制度を見直し、ボランティア活動に関する様々な支援を検討し、市民への活動PRなどを充実していきます。



北五みんなの広場



中島親水公園



5. その他施設緑地の整備方針

(1) 公共施設緑地の整備方針

公共施設緑地は、適切な管理を行うとともに、公共のみどりとして、率先して地域のモデルとなる緑化を目指します。

表-8 公共施設緑地の現況 (平成20年4月1日現在)

緑地種別	青少年 広場	未公告 公園	未公告 緑地	運動場・ グラウンド	家庭 菜園	公共公 益施設の 植栽地等	その他 (市民の 森等)	合計
整備箇所	28	6	4	3	15	38	2	96
整備面積 (ha)	5.26	1.31	0.86	3.99	1.92	17.10	1.88	32.32
整備水準 (㎡/人)	0.23	0.06	0.04	0.17	0.08	0.74	0.08	1.40

- 青少年広場、運動場・グラウンドは、安全確保に留意しつつ管理の充実を図ります。
- 未公告公園・緑地は、公告が可能なものから順次、都市公園化を目指します。
- 学校や庁舎などの公共施設の植栽地は、適切な管理を継続するとともに、地域のモデルとなる緑化を目指します。また、建替や大規模改修を行う施設については、公共施設整備・再編計画と連携を図り緑化を推進します。
- 市民の森は、自然とのふれあいの場、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民と合意形成を図りつつ、都市公園（都市林）として公園整備に取り組みます。

(2) 民間施設緑地の整備方針

みどりとふれあいの機会を増やし、日常生活空間に潤いを与えるうえで重要となる民間施設緑地の維持・確保を目指します。

表-9 民間施設緑地の現況

(平成20年4月1日現在)

緑地種別	市民緑地	市民農園	社寺境内地	ゴルフ場	合計
整備箇所	0	10	71	4	85
整備面積 (ha)	0.00	0.65	18.02	180.20	198.87
整備水準 (㎡/人)	0.00	0.03	0.78	7.80	8.61

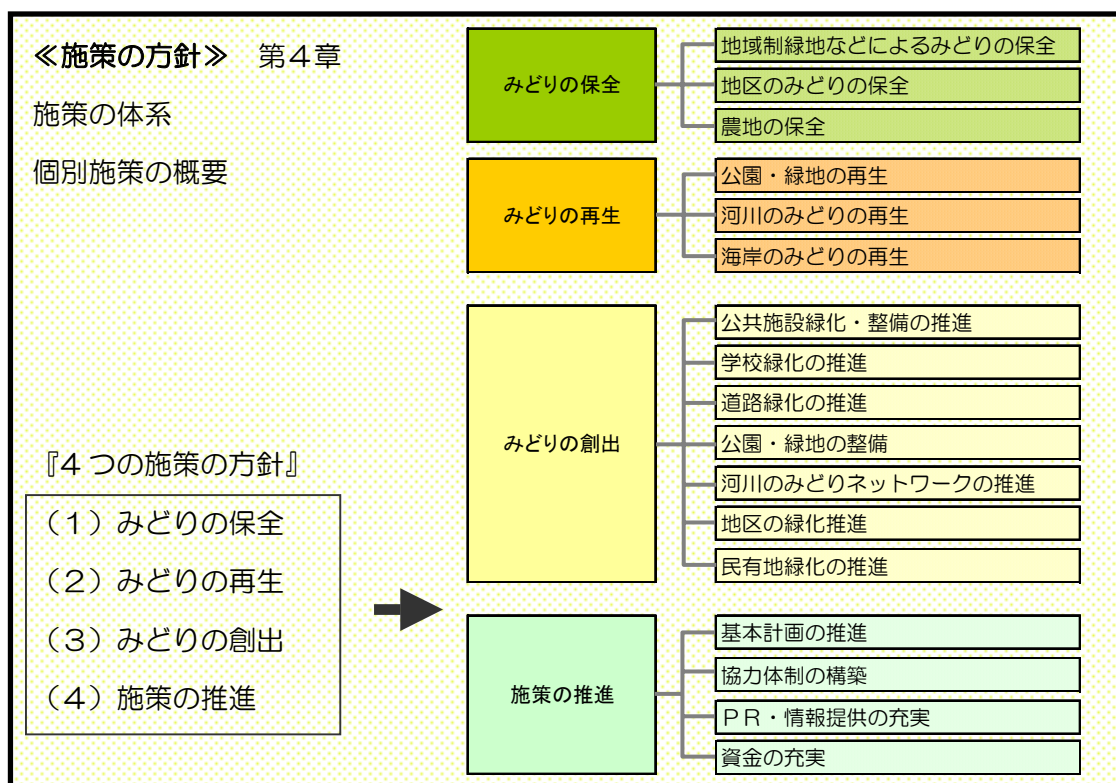
- 市民緑地は既存の保存樹林などを対象として契約を進め、地域住民に公開された緑地の確保を目指します。
- 社寺境内地やゴルフ場は、環境保全、防災、景観形成上重要な緑地であり、みどりの維持を働きかけていきます。特に市街化区域にあるゴルフ場は、市街地に残された貴重なみどりであり、事業者と連携を図りながらみどりの維持を図ります。



第4章 施策の方針

1. 施策の方針にあたって

本章では、本計画が目指す『みどりの将来像』の実現化に向けて、『みどりの配置方針』に基づき施策の方向性を示しています。本章は、施策の体系、個別施策の概要から構成されています。これらは、みどりの将来像を実現化するうえで重要となる『みどりの保全』、『みどりの再生』、『みどりの創出』、『施策の推進』の『4つの施策の方針』をもとに構成されており、施策の体系では、優先的に実施する施策、事業主体、対象のみどり、実施展開の時期などが示されています。また、個別施策の概要には、具体的に行う内容について明記しています。



2. 施策の体系

施策の体系を以下に示します。

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
みどりの保全	1	特別緑地保全地区指定の推進【都・緑】	県・市	●■□						★	★	★
	2	市民緑地制度の推進【都・緑】	市	●○■□				●○■□		★	★	★
	3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】	市	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□	●○■□		★	★	★
	4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	市	●□	●□					★	★	★
	5	緑地保全地域指定の推進【都・緑】	県・市	●■□								
	6	景観重要樹木指定の推進【景観】	市	□		□	□	□				
	7	風致地区指定に向けた取り組み【都・計】	県・市					●□				
	8	緑地協定締結の推進【都・緑】	市	●□				●□				
	9	生産緑地の継続【生・緑】	市		●■□							
	10	自然環境保全地域の継続【自・保】	県・市	●■□								
	11	農業振興地域・農用地区域の継続	県・市		●■□							
	12	保安林の継続【森林】	国・県・市			●■□	●■□					
	13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実【市・条】	市	●□				●□				
	14	景観法に基づく届出による景観誘導【景観】	市	□	□	□	□	□				
	15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全【景観】	市	□		□	□	□				
	16	保全配慮地区指定によるみどりの保全【都・緑】	市					●○■□				
	17	伐採樹木届出制度の創設	市					●○■□				
	18	(仮称)水田保全対策事業の推進	市		●■□					★	★	★
	19	食育・地産地消の推進	市		○							
	20	複合的営農支援の継続	県・市		●○■□							
	21	市民農園の推進	市		●○■□							
	22	観光農園の推進	市		●○■□							
みどりの再生	23	公園再生(公園リニューアル)の推進	協働	●○■□				●○■□			★	★
	24	千ノ川整備事業の推進	市			●○■□					★	★
	25	移植林の育成管理の推進	国・市			●○■□						
	26	多自然型護岸の整備	県・市			●□						
	27	河川沿い緑化の推進	協働			●○□						
	28	海岸性植生保全・再生の推進	協働				●○■□					

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
 【都・計】は都市計画法に基づく施策
 【自・保】は自然環境保全法に基づく施策
 【生・緑】は生産緑地法に基づく施策
 【景 観】は景観法に基づく施策
 【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策
 【県・条】は神奈川県条例に基づく施策

【森林】は森林法に基づく施策

●は環境保全系統に関わる施策
 ○はレクリエーション系統に関わる施策
 ■は防災系統に関わる施策
 □は景観形成系統に関わる施策

《展開時期について》

「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
 「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
 「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
 「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの



施策の方針	NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
				北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
みどりの創出	29	（仮称）小出第二小学校用地の活用	市	●○■□						★	★	★
	30	公共施設緑化推進指針の作成	市	●□		●□		●□				
	31	公共施設（新築・改築）緑化の推進	協働	●□		●□		●□				
	32	学校ビオトープの推進	協働	●○□				●○□				
	33	学校緑化の推進	協働	●○□				●○□				
	34	街路樹緑化の推進	国・県・市	●■□				●■□				
	35	街路樹リニューアルの推進	市	●■□				●■□				
	36	ポケットパークの整備	市	●■□				●■□				
	37	市民の森の再整備	協働	●○■□					★			
	38	（仮称）柳島スポーツ公園の整備	市					●○■□		★	★	
	39	身近な公園の整備（借地公園含む）	市	●○■□				●○■□	★			
	40	湘南海岸公園の整備促進	県・市				●○■□			★	★	★
	41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	県・市	●○■□								
	42	ビオトープの創出の推進	市					●○■□				
	43	千ノ川整備事業の推進【再掲】	市			●○■□					★	★
	44	親水護岸の整備	県・市			○□						
	45	散策路（管理用通路）の整備	市			○						
	46	河川沿い緑化の推進【再掲】	協働			●○□						
	47	下水道暗渠上部緑化の推進	協働					○□				
	48	緑化重点地区指定による緑化の推進【都・緑】	市					●○■□		★	★	★
	49	香川駅周辺緑化の推進	市					□				
	50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	市					□				
	51	浜見平地区における緑化の推進	市					●■□				
	52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	協働					□				
	53	緑化地域制度の導入【都・緑】	市					●○□				★
	54	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し【市・条】	市					●○■□		★	★	
	55	駐車場緑化の基準づくり	市	●□				●□				
	56	ランドスケープコードガイドラインの作成	市	●□				●□				
	57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	市	●□				●□				
	58	緑化施設整備計画認定制度の活用【都・緑】	市					●□				
	59	記念樹配布事業の実施	市	●○				●○				
	60	グリーンバンク制度の創設	市	●○□				●○□				
	61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定【都・計】	市					●□				
	62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援【市・条】	市	●□				●□				
	63	社寺などのみどりの保全	協働	●□				●□				

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
 【都・計】は都市計画法に基づく施策
 【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策

●は環境保全系統に関わる施策
 ○はレクリエーション系統に関わる施策
 ■は防災系統に関わる施策
 □は景観形成系統に関わる施策

《展開時期について》
 「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
 「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
 「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
 「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの

施策の方針		NO	個別施策	事業主体	対象のみどり・4系統の関係					展開時期			
					北部丘陵	農地	河川	海岸	まち	継	前	中	後
施策の推進	基本計画の推進	64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【市・条】 【再掲】	市							★	★	★
	協力体制の構築	65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	協働							★	★	★
		66	みどりの里親制度の充実・普及	協働						★			
		67	里山ボランティア団体の育成	協働									
		68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用【県・条】	協働									
		69	事業者参加の充実	協働									
		70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	協働									
		71	緑化事業者評価制度（SEGES）の活用	協働									
		72	学校との連携推進	市									
		73	自治会などとの連携推進	協働									
		74	管理協定締結の推進【都・緑】	協働									
	PR・情報提供の充実	75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	協働									
		76	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	市									
		77	回遊動線の設定・充実	協働									
		78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	協働									
		79	みどりのフォトコンテストの開催	市									
		80	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	協働									
		81	ホームページの活用	市									
		82	市民参加によるみどりの調査の推進	協働									
	資金の充実	83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	市							★	★	★
		84	ナショナル・トラスト活動の推進	協働									

※赤字と★は優先的に実施する施策を示します。

凡 例

【都・緑】は都市緑地法に基づく施策
【市・条】は茅ヶ崎市条例に基づく施策
【県・条】は神奈川県条例に基づく施策

《展開時期について》

「継」は既に実施されている施策で継続的に行うもの
「前」は平成21年度～平成23年度の3年間に実施するもの
「中」は平成24年度～平成26年度の3年間に実施するもの
「後」は平成27年度～平成30年度の4年間に実施するもの



3. 個別施策の概要

(1) みどりの保全

北部丘陵、農地、河川、海岸及びまちのみどりは、本市の豊かな自然環境、歴史、文化、景観を育んできました。これらのみどりは、これからも本市の快適な都市環境と健康的で心豊かな生活を支える重要なものであり、本市は地域制緑地などの指定や地区のみどりの保全などにより将来にわたり、持続性を有する骨格として保全します。

1) 地域制緑地などによるみどりの保全

＜1＞特別緑地保全地区指定の推進【優先施策－県・市主体】【前期・中期・後期】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。

本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域である清水谷^{しみずやと}、行谷字広町の樹林地、赤羽根字六図、七図、八図、九図の斜面樹林、長谷^{ながやと}、赤羽根字十三図を対象に土地所有者の同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。

＜2＞市民緑地制度の推進【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】

都市緑地法に基づく市民緑地は、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。本市では、公園が不足する地域や市街化が進行し樹林地が失われるおそれがある地域、市民のレクリエーションニーズが高い地域に位置する保存樹林などの民有地を優先的に選定し、計画的に市民緑地契約を進めます。また、特別緑地保全地区や緑地保全地域を指定後にその地域・地区内を市民が利用できる公開された緑地としていくために本制度の活用を進めます。

＜3＞茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し

【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】

「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

＜４＞（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進

【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】

本市に存在する豊かな生物多様性の価値や多様な恵みを市民が認識し、可能な限り保全することを目的に、その土地所有者の理解のもと「（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産」の認定書や感謝状を送るとともに、パネルの設置や指定後の地域を幅広く市民に広報する制度を推進します。

＜５＞緑地保全地域指定の推進【県・市主体】【後期】

都市緑地法に基づく緑地保全地域は、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度です。本市では、北部丘陵のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要であり、土地利用と調和を図る必要性が高い地域を対象に神奈川県と調整を図り、土地所有者の同意を得たうえで緑地保全地域の指定を目指します。

＜６＞景観重要樹木指定の推進【市主体】【前期・中期・後期】

景観法に基づく景観重要樹木は、景観計画の指定方針に基づき、鶴嶺八幡宮参道の松並木や大イチョウ、浄見寺のお葉付きイチョウなどの樹木を所有者の同意を得たうえで指定を目指します。



鶴嶺八幡宮の大イチョウ

＜７＞風致地区指定に向けた取り組み【県・市主体】【中期・後期】

風致地区は、水やみどりなどの自然的な要素に富み良好な自然的景観の維持が必要な区域において、建築などの行為規制を行い、都市環境の保全を図る制度です。本市では、伝統ある邸園文化を活かすため、保全配慮地区などを対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い地域住民の意向を調査します。

＜８＞緑地協定締結の推進【市主体】【中期・後期】

緑地協定は、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることが可能となります。本市では、みどり豊かなまち並みが見られる地域を対象に、アンケートの実施、説明会の開催などを行い、土地所有者の意向を踏まえて緑地協定締結を推進します。

**＜9＞生産緑地の継続【市主体】【継続】**

生産緑地地区は農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする制度です。本市では、現在指定されている農地の継続を目指して、農業の推進に関わる複合的な営農支援などを行います。また、緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。

＜10＞自然環境保全地域の継続【県・市主体】【継続】

自然環境の保全を総合的に推進し、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする自然環境保全地域の趣旨に基づき、現在神奈川県より指定されている甘沼、中赤羽根、上赤羽根は継続して指定が受けられるよう努めます。

＜11＞農業振興地域・農用地区域の継続【県・市主体】【継続】

神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として農地の保全を図っていることから、現在の指定を継続します。

＜12＞保安林の継続【国・県・市主体】【継続】

相模川河畔の水害防備保安林については、堤防整備などの関連事業を踏まえたうえで、原則として現在指定している保安林の継続を国に働きかけていきます。また、湘南海岸の飛砂防備保安林の継続についても神奈川県に働きかけます。

＜13＞保存樹林・樹木の指定・支援の充実【市主体】【継続】

保存樹林・樹木は、現在指定されている樹林・樹木の継続と新規指定を目指します。また、より担保性を高めるために制度の見直しを図り、現在の助成金に加えて、保存樹林・樹木所有者の維持管理の負担を軽減するために、市が市民や事業者へ維持管理の協力を働きかけ、維持管理支援の充実を図ります。



保存樹木

＜14＞景観法に基づく届出による景観誘導【市主体】【継続】

景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為などや開発行為、指定地区内の建築行為などについて、景観行政団体として景観法に基づく行為の届出により既存樹木の保存や緑地、公園、広場などの景観誘導を図ります。

＜15＞景観重要公共施設の指定によるみどりの保全【市主体】【継続】

景観重要公共施設は、道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設で良好な景観の形成に重要な公共施設を景観法に基づき指定し、景観行政団体が景観計画に施設の整備に関する事項や施設に関する占用などの許可の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。本市では、県道茅ヶ崎停車場、県道丸子中山茅ヶ崎、国道 1 号、国道 134 号、市道 0210 号線の一部（愛称道路：エメロード）、市道 1673 号線（愛称道路：一里塚通り）、市道 1675 号線（都市計画道路：3・5・7 元町新栄町線）、中央公園、茅ヶ崎漁港を指定しています。これらの公共施設については、整備に関する事項などの許可の基準に従い良好な景観を形成し、みどりの保全を図ります。

2) 地区のみどりの保全

＜16＞保全配慮地区指定によるみどりの保全【市】【前期・中期・後期】

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけられ、その地区内で講じる緑地保全施策などを場所を限定して定めるものです。

本市では、海岸のみどりや歴史と文化が息づくみどりなどが見られる湘南海岸地域を対象に保全配慮地区を指定し、個性ある邸園文化を感じるまち並みを目指して、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑地保全施策を展開していきます。

＜17＞伐採樹木届出制度の創設【市主体】【中期・後期】

保全配慮地区などを対象に、一定規模以上の樹木を伐採する際に市に届出を義務づけ、樹木の移植や保全措置を図るように誘導する制度の創設を目指します。

3) 農地の保全

＜18＞（仮称）水田保全対策事業の推進【優先施策一市主体】【前期・中期・後期】

（仮称）水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。

水田保全と農業振興を図るために、地場産米の学校給食や災害備蓄食糧への活用事業、水田景観保全事業などを実施します。

また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。

**《19》食育・地産地消の推進【市主体】【継続】**

市内で生産された地場の食材を朝市で販売したり地域の学校給食で用いることにより、食育・地産地消を進めます。また、小中学生が農作業や収穫などを体験することで、農業への理解を深める取り組みを進めます。

《20》複合的営農支援の継続【県・市主体】【継続】

市内の農地の有効活用を図るとともに、市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図ることを目的とした「援農ボランティア制度」（市事業）や農地の貸し手と借り手を結び付け、農業者に農地の斡旋を行う「担い手農地情報活用事業」（市事業）、市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った人が販売を視野に入れた本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」（神奈川県事業）などを継続的に実施します。

《21》市民農園の推進【市主体】【継続】

市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出す市民農園事業を推進するとともに、既存の市営家庭菜園についても円滑な運営を推進します。

《22》観光農園の推進【市主体】【継続】

市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができる観光農園を継続的に推進します。

（2）みどりの再生

公園・緑地や河川、海岸のみどりは、市民のレクリエーションの場や自然とのふれあいの場として重要なものです。これらの既存の自然環境やレクリエーション機能の価値を最大限高めるためには、既にあるみどりの保全に加えて、これらのみどりの再生が重要となります。本市では、公園・緑地の再生により市民が日々みどりにふれ親しむ場を充実し、河川、海岸のみどりを再生することにより、骨格のみどりを充実することを目指します。

1）公園・緑地の再生

《23》公園再生（公園リニューアル）の推進【優先施策－協働】【中期・後期】

公園・緑地の再生（公園リニューアル）は、公園・緑地の現状・課題を把握するとともに、地域住民の公園・緑地に対するニーズの把握や改善方針の検討を行い、市民・事業者・行政の協働による取り組みを目指します。

2) 河川のみどりの再生

《24》千ノ川整備事業の推進【優先施策－市主体】【中期・後期】

千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。



千ノ川整備事業対象区域

《25》移植林の育成管理の推進【国・市主体】【前期・中期・後期】

萩園の水害防備保安林の一部では、相模川築堤工事にともない既存樹木の移植工事が実施される予定です。移植に伴い、市民参加による樹林の適正な管理を目指します。

《26》多自然型護岸の整備【県・市主体】【継続】

本市は、千ノ川などの護岸整備にあたり多自然型護岸整備を進めるとともに、神奈川県が実施する小出川の護岸整備にあわせて河川の自然環境を保全・再生するため多自然型護岸整備を引き続き河川管理者に要望します。

《27》河川沿い緑化の推進【協働】【継続】

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

3) 海岸のみどりの再生

《28》海岸性植生保全・再生の推進【協働】【中期・後期】

「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づき、市民・行政が連携し、茅ヶ崎漁港周辺地区における公共空間の確保と緑地整備などの海岸性植生保全・再生に向けた取り組みを推進します。



(3) みどりの創出

身近なまちのみどりなどは、日常生活に潤いを与えます。これらのみどりは、市民の安全・安心な生活を支え、健康的で心豊かな生活を支えるうえで大切なものです。

市民と関わりが深いこれらのまちのみどりなどを地域の歴史、文化、景観、自然、生活環境などを踏まえて、緑化などにより積極的に創出していきます。

1) 公共施設緑化・整備の推進

＜29＞（仮称）小出第二小学校用地の活用【優先施策一市主体】【前期・中期・後期】

（仮称）小出第二小学校用地は、隣接する^{しみずやと}清水谷、市民の森の立地特性に十分に配慮しながら、自然とのふれあいを実感できる教育関連施設を検討し、^{しみずやと}清水谷などの里山ランドスケープの環境や景観の連続性に配慮した整備を進めます。



（仮称）小出第二小学校用地

＜30＞公共施設緑化推進指針の作成【市主体】【前期】

学校や庁舎などの建替や大規模改修時に屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化などの緑化推進を図るために、公共施設の緑化のあり方を指針として作成します。

＜31＞公共施設（新築・改築）緑化の推進【協働】【前期・中期・後期】

学校や庁舎などの公共施設は、市民参加のもとに進められる公共施設整備・再編計画との連携を図り緑化を推進します。また、立地特性を活かして、市民の日常生活空間に潤いを与え、地域のモデルとなる緑化を目指します。

2) 学校緑化の推進

＜32＞学校ビオトープの推進【協働】【中期・後期】

生態系ネットワークを補完し、子どもたちの環境教育などに貢献することを目的に、水草などを植栽したトンボ池や、地域の樹木を植栽した林を整備した学校ビオトープを子どもたちや地域住民とともに推進します。

＜33＞学校緑化の推進【協働】【中期・後期】

学校の屋上及び校庭（敷地）の芝生、外周部の生垣などの緑化を進めるとともに、外柵などに設置するハンギングプランターによる修景緑化やフェンス、壁面などを緑化する取り組みを地域住民と協力し推進します。

3) 道路緑化の推進

《34》街路樹緑化の推進【国・県・市主体】【継続】

国道や県道の道路整備においては、地域にふさわしく整備後の維持管理についても配慮した樹種を選定し、街路樹緑化整備を働きかけます。また、市道の道路整備においても、地域にふさわしい樹種を選定し、街路樹緑化を進めるとともに、質の高い街路樹の創出を図り、適正な維持管理に努めます。

《35》街路樹リニューアルの推進【市主体】【中期・後期】

地域のシンボルとなる街路樹については、地域住民の意見を踏まえたうえで地域にふさわしい街路樹を選定し、リニューアルを推進します。

《36》ポケットパークの整備【市主体】【継続】

国道、県道及び市道の道路整備事業において、整備後に残地が発生した場合は、市は地域の憩いの場としてポケットパークの整備を推進します。

4) 公園・緑地の整備

《37》市民の森の再整備【優先施策－協働】【継続】

市民の森は、自然とのふれあいの場、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめるレクリエーションの場として、市民と合意形成を図りつつ、都市公園として公園整備に取り組みます。

《38》（仮称）柳島スポーツ公園の整備【優先施策－市主体】【前期・中期】

（仮称）柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

《39》身近な公園の整備（借地公園含む）【優先施策－市主体】【継続】

公園が不足している地域において優先的に公園の整備を検討します。公園整備にあたっては、住民参加を図りながら、立地特性を活かした公園整備を推進します。



平和町第一公園

**＜40＞湘南海岸公園の整備促進【優先施策－県・市主体】【前期・中期・後期】**

「茅ヶ崎グランドプラン」に基づく茅ヶ崎漁港周辺の整備とともに、海岸一帯の整備が市民から望まれているため、湘南海岸公園については、神奈川県と協議を進め、整備を働きかけていきます。

＜41＞県立茅ヶ崎里山公園の整備促進【県・市主体】【継続】

県立茅ヶ崎里山公園は、レクリエーション拠点として重要であるとともに、自然環境保全上重要であるという認識のもと、全園供用開始に向けた整備を神奈川県に働きかけていきます。

＜42＞ビオトープの創出の推進【市主体】【中期・後期】

河川沿いなどの生態系ネットワークの形成を補完することが求められる地域に位置する公園などでは、生物多様性に配慮し、身近に自然とふれあうことが可能なビオトープの創出を目指します。

5) 河川のみどりネットワークの推進**＜43＞千ノ川整備事業の推進【優先施策－市主体】【再掲】【中期・後期】**

千ノ川整備事業においては、検討委員会を設立し、多自然型護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を立案し、事業を推進します。

＜44＞親水護岸の整備【県・市主体】【中期・後期】

河川護岸整備にあわせて市民が水辺に親しみ、自然とふれあえる場となる親水護岸の整備を進めます。

＜45＞散策路（管理用通路）の整備【市主体】【中期・後期】

河川整備事業において、市民の散策路となるような管理用通路の確保と整備を推進します。

＜46＞河川沿い緑化の推進【協働】【継続】【再掲】

河川沿いの緑化を進め、小出川での協働事業を継続して推進するとともに、緑化や維持管理の方向性についても継続的に市民・事業者・行政の協働により検討します。

＜47＞下水道暗渠上部緑化の推進【協働】【継続】

土地利用条件などにより暗渠整備を行う際には、地域住民と協力し、上部の緑化を進めます。

6) 地区の緑化推進

《48》緑化重点地区指定による緑化の推進【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】

緑化重点地区は、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、緑化の必要性が高い地区などを重点的に緑化を推進すべき地区として位置づけ、都市公園の整備などその地区内で講じる緑化施策を定めるものです。本市では、茅ヶ崎駅周辺地域及び茅ヶ崎南東部地域を対象に緑化重点地区を指定し、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑化推進施策を展開していきます。

《49》香川駅周辺緑化の推進【市主体】【後期】

香川駅周辺地区まちづくり整備にともない、駅前広場の緑化や建物緑化などの緑化を推進します。

《50》辻堂駅西口周辺整備事業との連携【市主体】【前期・中期・後期】

辻堂駅西口周辺整備事業においては、辻堂駅西口を基点とした街路整備にあわせて、ポケットパークなどの緑化を推進します。

《51》浜見平地区における緑化の推進【市主体】【前期・中期・後期】

浜見平地区まちづくり計画及び都市デザインガイドラインの規定により、より多くの環境空地率を確保できるように、既存樹木の移植やみどりの継承、創出を図ります。



浜見平団地（建替前）

《52》茅ヶ崎駅周辺の緑化推進・充実【協働】【中期・後期】

商店街や地域住民・行政の協働によりプランターや樹木コンテナの設置、花壇管理などの緑化推進・充実に協力します。また、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区では、景観計画の「景観形成基準」に適合した緑化推進を図ります。

7) 民有地緑化の推進

《53》緑化地域制度の導入【優先施策－市主体】【後期】

緑化地域制度は、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の敷地における建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を条例により義務づける制度で、これにより効果的に緑を創出することが可能となります。本市では、緑化重点地区や特にみどりの減少が著しい地域から段階的に緑化地域の指定を検討し、緑化推進を図ります。

《54》茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し

【優先施策－市主体】【前期・中期】

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」では、3,000 m²以上の開発行為において公園の設置を定めています。また、一定規模以上の共同住宅などを建築する目的で行う特定開発事業において敷地面積の15%以上（近隣商業地域及び商業地域は10%以上）の植栽地を設置することとし、緑化推進を図ってきました。

今後は、特定開発事業に伴う公園及び緑化の質の向上を目指し、接道部の緑化や既存樹木の利活用など良好なみどりのまち並みを形成するうえで重要となる取り組みを積極的に誘導するなど、条例の内容を見直します。また、開発事業完了後も緑地が適正に管理されているか確認できる体制づくりを検討します。

《55》駐車場緑化の基準づくり【市主体】【中期・後期】

みどり豊かなまちづくりを推進するため、駐車場を対象として、一定の面積以上の緑化や接道部の緑化を義務づける制度創設に取り組みます。

《56》ランドスケープコードガイドラインの作成【市主体】【中期・後期】

戸建住宅やマンション緑化、駐車場緑化などにおける緑化ガイドラインの作成に取り組めます。ガイドラインでは、既存樹木の保全や接道部の緑化などのみどりのまち並み景観を形成するうえで重要となる事項や緑地の持続性を担保する適切な土壌基盤をイラストなどによりまとめ、市民や事業者に広く配布・PRして民有地緑化による景観向上を目指します。

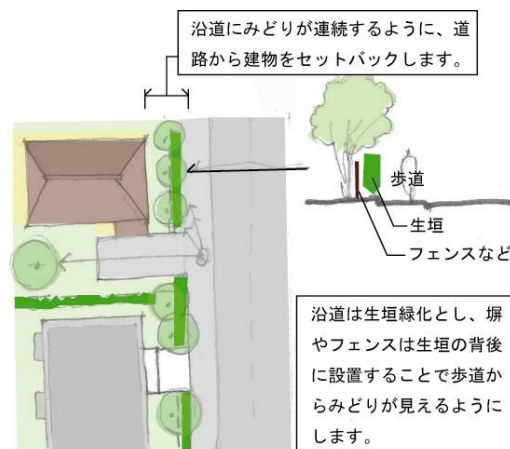


図-47 ランドスケープコードの例

《57》屋上・壁面緑化助成金制度の創設【市主体】【前期・中期・後期】

市街化が進み住宅が密集した地域を対象に、一定規模の屋上・壁面緑化事業に対して費用の一部を助成する制度の創設に取り組みます。

《58》緑化施設整備計画認定制度の活用【市主体】【前期・中期・後期】

緑化施設整備計画認定制度は、一定規模の民間の建築物の敷地の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。緑化施設整備計画認定制度が適用可能な地域は、みどりの基本計画で緑化重点地区に定められた地域または緑化地域で、敷地面積に対する緑化施設の割合が20%以上の場合です。本市では制度の運用に向けて緑化重点地区、緑化地域の指定に取り組みます。

《59》記念樹配布事業の実施【市主体】【前期・中期・後期】

人生の思い出となる、住宅の新築などの記念に対して、記念樹を配布する事業に取り組みます。

《60》グリーンバンク制度の創設【市主体】【前期・中期・後期】

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、公共施設である学校・公園などで活用する今までの取り組みに加えて、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度の創設に取り組みます。

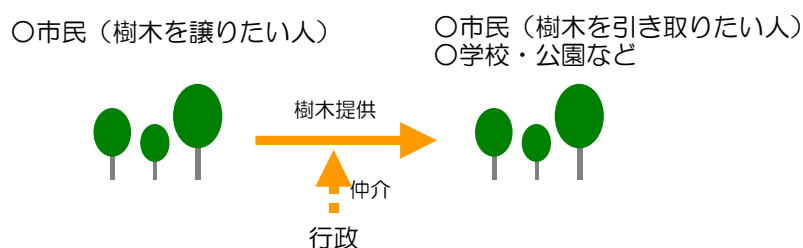


図-48 グリーンバンク制度のしくみ

《61》低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定【市主体】【前期・中期・後期】

低層住居専用地域の良好な都市環境の保全を図るために、敷地の細分化を抑制することを目的とした敷地面積最低限度の指定に向けて検討を行い、まちのみどりの保全、創出を推進します。

＜62＞生垣補助金制度による生垣緑化の支援【市主体】【継続】

一定の要件を満たす生垣の所有者に対し、保全費の助成を継続的に行っていくとともに、制度の普及を推進します。



生垣

＜63＞社寺などのみどりの保全【協働】【継続】

市民ボランティアによる社寺林の実態調査を進め、社寺などのみどりを文化財や景観重要樹木、保存樹木などとして指定することで保全を図ります。



社寺のみどり

（４）施策の推進

みどりの保全・再生・創出に関わる施策を推進していくためには、条例の見直しによるみどりの基本計画の推進や市民・事業者・行政の協働を推進する協力体制の構築、みどりの重要性などを広く市民に伝えるためのPR・情報提供の充実、具体的な事業などを推進していくための資金の充実が必要となります。本市では、これらの施策の推進に関わる取り組みを積極的に推進していきます。

1) 基本計画の推進**＜64＞茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し****【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】【再掲】**

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例にみどりの基本計画を位置づけ、計画の実効性を高めていくために、緑化重点地区などの施策に関する事項も条例に位置づけます。また、保存樹林制度を見直すとともに新たな緑地保全の制度の設立に取り組みます。

2) 協力体制の構築

《65》(仮称) みどり審議会の設置・運営【協働】【前期・中期・後期】

みどりの保全・再生・創出を協働のもとに推進するために、市民、関係団体、学識経験者などから構成される(仮称) みどり審議会を設置します。

(仮称) みどり審議会では、みどりの基本計画を実現化するための優先的に実施する施策などの進捗状況を審議し、計画の実効性を高めていきます。

《66》みどりの里親制度の充実・普及【優先施策－協働】【前期・中期・後期】

みどりの里親制度は、公園や緑地などにおいて活動場所を選定し、草花の植付けなどを行うことができる制度となっていますが、公園の緑化推進を図るため、ボランティア活動に関する様々な支援を検討し、制度の見直しを進め、市民へのPRなどを充実していきます。



みどりの里親花壇

《67》里山ボランティア団体の育成【協働】【前期・中期・後期】

特別緑地保全地区などの維持管理などに市民や事業者が積極的に参加することができるように、里山ボランティア育成講座などを開催し、里山ボランティアの組織化を目指します。

《68》里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用【協働】【後期】

神奈川県の「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」は、市町村長からの申出などにより、知事が土地所有者などや地域住民の主体的な活動により里地里山の保全などが図られると認められる地域を「里地里山保全等地域」として選定します。その地域内において活動団体と土地所有者などが「里地里山活動協定」を締結し、その協定を神奈川県が認定することにより、神奈川県は活動団体に対し、活動が継続的に行えるように支援します。本市では、里地里山の自然環境を保全する活動団体などに対し、申請に向けて支援し、活動団体などと土地所有者の良好な関係のもとに里地里山の保全管理が実施できるように条例の活用に取り組みます。

《69》事業者参加の充実【協働】【前期・中期・後期】

工場や商店などの事業者による工場敷地の緑化や、商店街などでのみどりの創出の取り組みを推進するため、事業者が積極的にみどりの創出事業などに参加できるよう連携を図ります。



《70》工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進【協働】【前期・中期・後期】

工場等緑化推進協議会を中心として地域貢献を目的に里山ランドスケープの保全活動への参加や、茅ヶ崎工場緑化ガイドマップづくりなど、みどりの保全・再生・創出への取り組みを推進します。

《71》緑化事業者評価制度（SEGES）の活用【協働】【前期・中期・後期】

SEGES（シージェス：社会・環境貢献緑地評価システム）は、（財）都市緑化基金が貢献度の高い優れたみどりを評価認定する制度です。この制度の活用により、優良な緑地を積極的に保全・維持・活用する事業者などの取り組みが一般に広く認められ、企業イメージが向上することが期待されます。また、制度の導入により、みどりの保全などに対する事業者などの取り組みへの意欲が高まることが期待されます。本市では、SEGESの活用に向けて、事業者に対し制度の説明や活用に向けたPRを推進します。

《72》学校との連携推進【市主体】【前期・中期・後期】

学校緑化の推進や学校を中心として緑化推進活動を普及していくために、みどりの基本計画の周知や緑化推進に関わる情報提供を行うなど、学校との連携を推進します。



図-49 学校を中心とした緑化推進イメージ

《73》自治会などとの連携推進【協働】【前期・中期・後期】

地域の緑化を推進するために、みどりの基本計画の説明や緑化推進に関わる情報提供を自治会などに対して行います。また、都市緑地法などの法制度の活用に関する情報提供を行うとともに、地域住民のみどり豊かなまちづくりに関わるニーズを把握していきます。

《74》管理協定締結の推進【協働】【前期・中期・後期】

特別緑地保全地区や緑地保全地域内で環境保全活動を実施する活動団体などが土地所有者との良好な関係のもとに里山などの保全管理を実施できるように管理協定の締結を推進します。

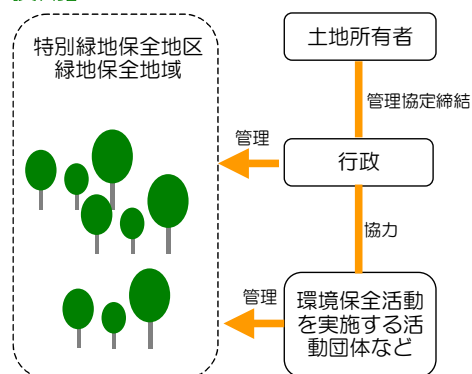


図-50 管理協定制度のしくみ

3) P R ・ 情報提供の充実

《75》緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成【協働】【中期・後期】

緑化に関わる基礎的な知識の習得や、樹木の剪定、低木の刈り込みなどの造園技術の実習などを行う講習会を事業者などと協働して開催し、公園・緑地や民有地などにおける緑化指導員の育成に取り組みます。

《76》緑地保全優遇施策のP R ・協力の働きかけ【市主体】【前期・中期・後期】

都市緑地法や都市公園法などの法制度における各種税制優遇などに関わる情報について緑地などの土地所有者や開発事業者などにP Rするためにパンフレットの作成に取り組みます。それにあわせて、みどりの保全・再生・創出に関わる各種協力を働きかけます。

《77》回遊動線の設定・充実【協働】【中期・後期】

自然とふれあい、歴史をめぐる動線を設定し、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携して利用促進を図るために、市民と協働で本市の優れた地域資源を活用した散策マップの作成に取り組みます。また、回遊動線の要所には、散策マップや本市の優れた地域資源に関わる解説を紹介した案内板の整備を進めます。

《78》オープンガーデン・ガーデニングコンクール開催【協働】【中期・後期】

オープンガーデンとは、個人の庭などを一定期間、一般に公開するという活動です。みどり豊かなまちづくりを活性化するために、市民の積極的参加により、オープンガーデンを開催し、ガーデニングコンクールなどもあわせて開催することを目指します。

《79》みどりのフォトコンテストの開催【市主体】【中期・後期】

本市の優れたみどりを発見していくために、市民が主体となり、屋敷林などの民有地や



公園・緑地などの公共緑地の景観木や古木、優れたみどりの風景を対象としたみどりのフォトコンテストの開催を目指します。

＜80＞茅ヶ崎の名木50選集の発刊【協働】【中期・後期】

本市の名木を把握し、広く市民に周知し、今後の樹木保全に役立てるために、市民からの公募や投票などにより「茅ヶ崎の名木50選集」の編集・発刊を目指します。

＜81＞ホームページの活用【市主体】【継続】

生垣補助金制度などの各種支援施策情報や、イベント情報、市民参加の状況などをホームページを活用して広く市民に情報提供していきます。

＜82＞市民参加によるみどりの調査の推進【協働】【継続】

緑地保全や緑化推進を目的に、自然環境や歴史のみどり、身近なみどりなどの様々なみどりの調査を市民と行政の協働により推進していきます。

4) 資金の充実

＜83＞茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実【優先施策－市主体】【前期・中期・後期】

本市では、「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を設置しています。市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するためには、基金の充実が欠かすことができません。

そこで、基金の目標額（緑地の取得等を含む）を20億円に設定し、目標の達成に向けた基金の充実施策として下記の事業を調査、研究するとともに、基金を使用する優先度やルールについても検討します。

- ・（仮称）思い出ベンチ事業（公園の古くなったベンチを市民・事業者の寄付で新しいベンチに交換し、寄付の一部をみどりの保全にあてる事業）
- ・ネーミングライツの導入（公園名などに対して事業者などが名称をつけることのできる命名権を販売することにより収入を得る事業）

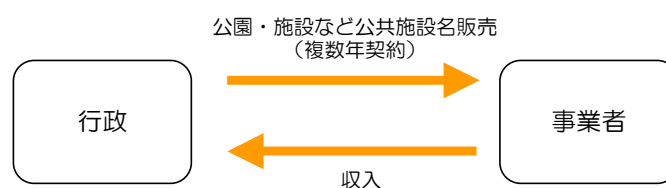


図-51 ネーミングライツの概要

- ・ 駐車場料金の有料化の検討
- ・ みどり債の債券発行や環境目的税の調査・研究

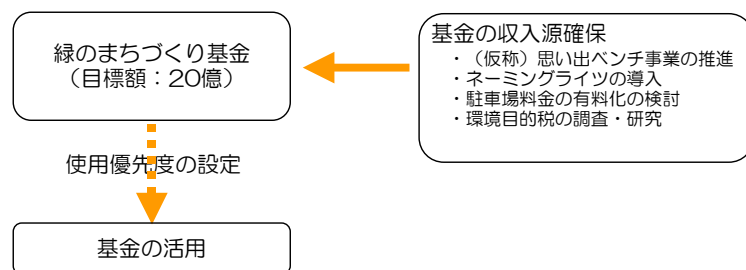


図-52 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実模式図

《84》ナショナル・トラスト活動の推進【協働】【後期】

市民や企業から寄付を募って緑地などを買い取り、豊かな自然を将来に引き継いでいく「ナショナル・トラスト」を推進するNPO団体などの育成に向けて支援していきます。

第5章 地区別計画

1. 地区別計画にあたって

本章では、みどりの将来像を実現化することを目指し、系統別の配置方針、施策の方針に基づき、地区別計画を示しています。本章は、立地ごとの基本方針、みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画から構成されています。

立地ごとの基本方針では、北部丘陵、農地、河川、海岸、まちのみどりについて保全・再生・創出に関わる基本方針を定めています。

みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画では、保全・再生を重点的に進める地区として特別緑地保全地区及び保全配慮地区計画を示しており、創出を重点的に進める地区の計画として緑化重点地区計画及び緑化地域の指定方針を示しています。

2. 立地ごとの基本方針

本市には、北部丘陵のみどり、農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりの多様なみどりが見られます。これらの多様なみどりを地域の立地特性を踏まえたうえで保全・再生・創出するために、以下のような立地ごとの基本方針を定めます。

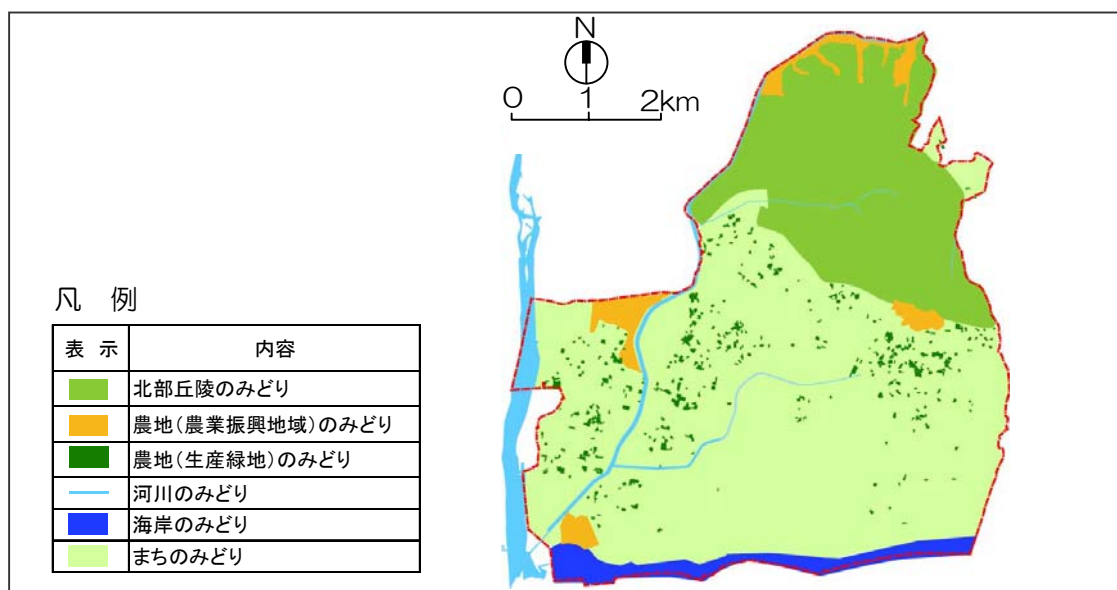


図-53 立地区分図

(1) 北部丘陵のみどり

北部丘陵のみどりを持続性のある骨格として保全していくために、自然環境保全上重要な地域は、地域制緑地指定などによりみどりを保全します。また、段階的に市民緑地制度を推進し、市民にみどりを公開することを検討します。これらの地域に加えて、まとまりのある樹林地では、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直し、地域制緑地などによるみどりの保全を図るとともに、市民参加の充実による協力体制の構築や土地所有者との協力体制の構築、PR・情報提供の充実を図ります。

拠点となるレクリエーション空間の充実・整備が求められる地域では、公園・緑地の整備や公共施設緑化・整備の推進を図ります。

谷戸環境などの里山ランドスケープが見られる地域では、樹林などの保全施策に加えて農地の保全や河川のみどりの再生などの総合的な保全・再生施策を講じます。

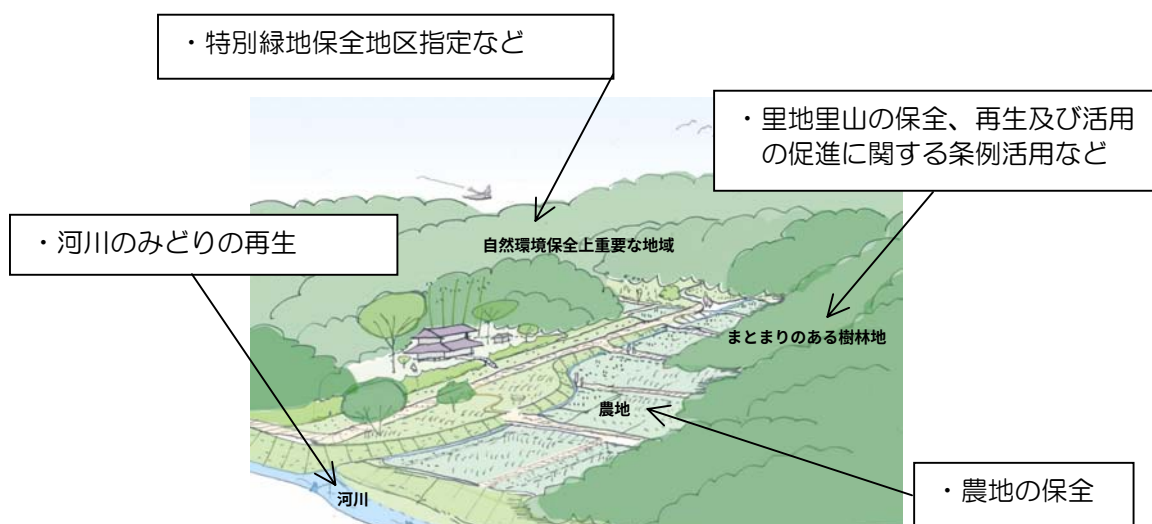


図-54 里山ランドスケープにおける総合的な保全・再生施策展開方針図



表-10 北部丘陵のみどりにおける基本方針

対 象	主 な 施 策
自然環境保全上 重要な地域 	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （★特別緑地保全地区指定の推進、★市民緑地制度の推進★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進など） 《施策の推進》 ●協力体制の構築（管理協定締結の推進 事業者参加の充実など） ●PR・情報提供の充実 （緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなど） ●資金の充実（★茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実など）
拠点となるレクリ エーション空間の 充実・整備が求めら れる地域 	《みどりの創出》 ●公園・緑地の整備（★市民の森の再整備など） ●公共施設緑化・整備の推進 （★（仮称）小出第二小学校用地の活用など）
まとまりのある 樹林地 	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進） 《施策の推進》 ●協力体制の構築（里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用、事業者参加の充実など） ●PR・情報提供の充実 （緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなど）
優れた歴史的景観 地域 	《みどりの創出》 ●河川のみどりネットワークの推進（親水護岸の整備、散策路（管理用通路）の整備など）

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。



図-55 北部丘陵のみどりにおける基本方針図



(2) 農地のみどり

農地のみどりを持続性のある骨格として保全していくために、市街化調整区域では、農業振興地域・農用地区域の継続、市街化区域では生産緑地の継続による地域制緑地によるみどりの保全を図るとともに、(仮称)水田保全対策事業の推進、食育・地産地消の推進、複合的営農支援の継続などによりみどりの保全を目指します。また、市民農園の推進、観光農園の推進を図りレクリエーションの充実を図ります。

表-11 農地のみどりにおける基本方針

対 象		主 な 施 策
市街化 調整区域		《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 (農業振興地域・農用地区域の継続) ●農地の保全 (★(仮称)水田保全対策事業の推進、食育・地産地消の推進、複合的営農支援の継続、市民農園の推進、観光農園の推進)
市街化区域		《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 (生産緑地地区の継続) ●農地の保全 (★(仮称)水田保全対策事業の推進、食育・地産地消の推進、複合的営農支援の継続、市民農園の推進、観光農園の推進など)

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。



(3) 河川のみどり

河川のみどりを持続性のある骨格として保全・再生・創出していくために、国に保安林の継続を働きかけるとともに、千ノ川整備事業の推進、多自然型護岸整備の推進や河川沿い緑化の推進などの河川のみどりの再生や親水護岸の整備、散策路（管理用通路）の整備などの河川のみどりネットワークの推進を図ります。

表-12 河川のみどりにおける基本方針

対 象	主 な 施 策
相模川	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （保安林の継続など）
千ノ川 小出川 駒寄川	《みどりの再生》 ●河川のみどりの再生 （★千ノ川整備事業の推進）  （多自然型護岸の整備，河川沿い緑化の推進など）
相模川 千ノ川 小出川 駒寄川	《みどりの創出》 ●河川のみどりネットワークの推進 （★千ノ川整備事業の推進）  （親水護岸の整備、散策路（管理用通路）の整備など）

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。



図-57 河川のみどりにおける基本方針図

(4) 海岸のみどり

海岸のみどりを持続性のある骨格として保全・再生・創出していくために、茅ヶ崎漁港周辺地区における「茅ヶ崎海岸グランドプラン」との連携により海岸性植生の保全・再生の推進や利便施設などの整備を目指します。また、保安林の継続及び海岸一帯の整備が市民から望まれています。そのため、自然とのふれあいの場として活用していくために湘南海岸公園の整備を神奈川県に働きかけます。

表-13 海岸のみどりにおける基本方針

対 象		主 な 施 策
海岸		《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （保安林の継続）
		《みどりの再生》 ●海岸のみどりの再生 （海岸性植生保全・再生の推進）
		《みどりの創出》 ●公園・緑地の整備（湘南海岸公園の整備促進）

※表中の図は基本方針図に対応しています。

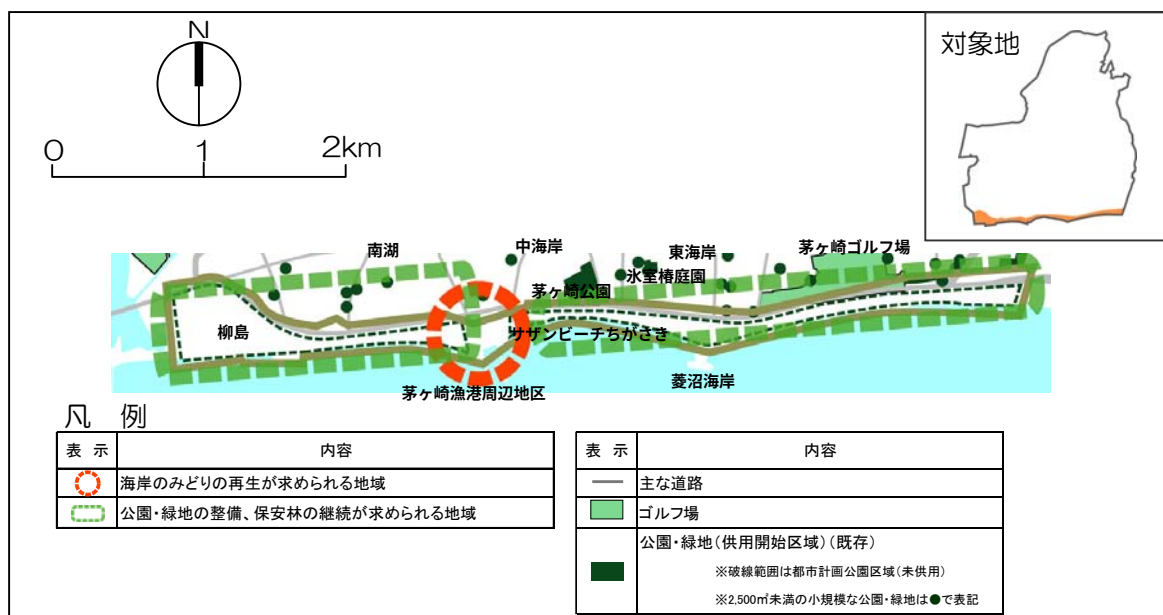


図-58 海岸のみどりにおける基本方針図

(5) まちのみどり

まちのみどりを地域の特性を活かして保全・再生・創出していくために、既存の樹林や樹木などは、市民緑地制度の推進や景観重要樹木指定の推進、緑地協定などの地域制緑地などにより保全を図り、既存の公園・緑地は公園再生（公園リニューアル）を目指します。新たなみどりの創出については、公共施設緑化・整備の推進、学校緑化の推進、道路緑化の推進、公園・緑地の整備、民有地緑化の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、みどりの里親制度の充実・普及、事業者参加の充実、学校との連携推進などの協力体制の構築や茅ヶ崎の名木 50 選集の発刊などによるPR・情報提供の充実、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実などによる資金の充実を目指します。

また、特定の地区に関わるものとして、歴史と文化が息づく貴重なみどりが見られる地域を保全配慮地区に指定し、みどりを保全します。みどりの創出については、（仮称）柳島スポーツ公園の整備を進め、香川駅周辺地区、辻堂駅西口周辺整備事業との連携や浜見平地区などのまちづくりにともない緑化推進を図るとともに、駅前など都市のシンボルとなる地区や特にみどりの少ない住宅地などを緑化重点地区に指定して緑化推進を図ります。



表-14 まちのみどりにおける基本方針

対 象	主 な 施 策
まちのみどり全般	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 (★市民緑地制度の推進、景観重要樹木指定の推進、緑地協定締結の推進など) 《みどりの再生》 ●公園・緑地の再生(★公園再生(公園リニューアル)の推進など) 《みどりの創出》 ●公共施設緑化・整備の推進(公共施設(新築・改築)緑化の推進など) ●学校緑化の推進、●道路緑化の推進、●公園・緑地の整備(身近な公園整備(借地公園含む)など) ●民有地緑化の推進 (★緑化地域制度の導入、★茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しなど) 《施策の推進》 ●協力体制の構築(★みどりの里親制度の充実・普及、事業者参加の充実、学校との連携推進など) ●PR・情報提供の充実(茅ヶ崎の名木50選集の発刊など) ●資金の充実(★茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実など)
特定の地区	《みどりの保全》 ●地区のみどりの保全(保全配慮地区指定によるみどりの保全など) 《みどりの創出》 ●公園・緑地の整備((仮称)柳島スポーツ公園の整備) ●地区の緑化推進 (香川駅周辺緑化、辻堂駅西口周辺整備事業との連携、浜見平地区における緑化の推進など) (緑化重点地区指定による緑化の推進)

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。

3. みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画

みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画では、都市緑地法に基づき立地ごとの施策の方針をもとに、みどりの保全・再生を重点的に進める地区及びみどりの創出を重点的に進める地区を示しています。みどりの保全・再生を重点的に進める地区の計画では、特別緑地保全地区と保全配慮地区（湘南海岸）の計画を示し、みどりの創出を重点的に進める地区の計画では、緑化重点地区計画（茅ヶ崎駅周辺、茅ヶ崎南東部）と緑化地域の指定方針を示しています。

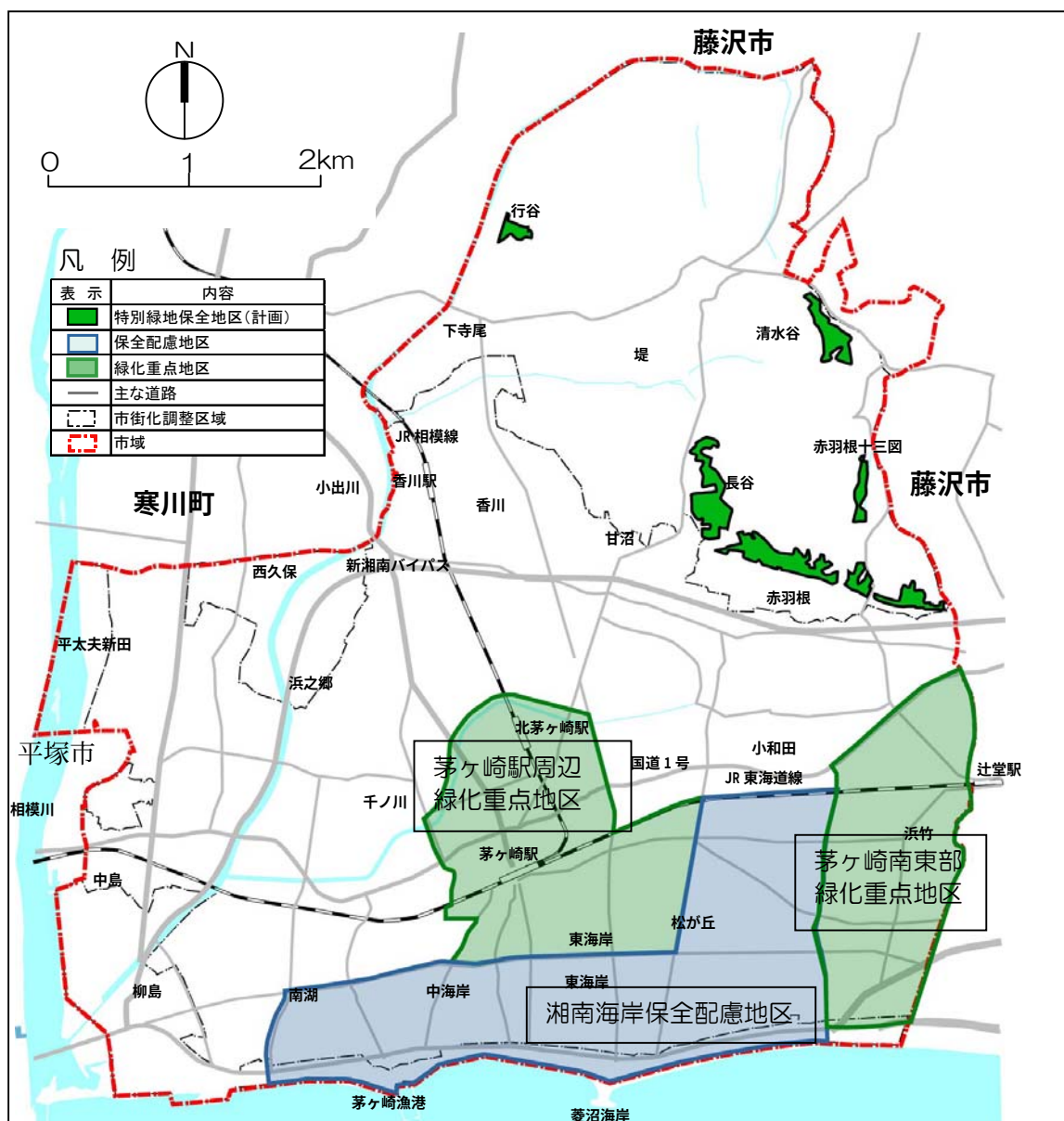


図-60 みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画対象図

(1) みどりの保全・再生を重点的に進める地区の計画

1) 特別緑地保全地区計画

〈特別緑地保全地区とは〉

特別緑地保全地区は、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区として定めるものです。特別緑地保全地区の指定は、面積が10 ㊦以上のものは都道府県が指定し、面積が10 ㊦未満のものは市町村が定めます。

特別緑地保全地区では、建築物の建築などの行為は現状凍結的に制限され、行為の許可を受けることができないために損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償、及び許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来す場合に対する土地の買入れが行われます。本制度を活用した場合、土地所有者にとって以下のメリットがあります。

- 相続税：山林及び原野については8割評価減
- 固定資産税：最大 1/2 まで評価減
- 土地の買入れの申し出が可能
- 譲渡所得：2,000 万円の控除が適用
- 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減
- 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることが可能

〈指定の考え方〉

特別緑地保全地区は、本市のみどりの将来像を実現化するうえで重要となる北部丘陵の骨格のみどりを対象とし、その中でも動植物の生育・生息地として重要な緑地であり、生物多様性の保全に寄与する生態系ネットワークの核（コア）となる地域または、市民が日常望見する位置にあり、景観上優れている斜面樹林のみどりなどの自然環境保全上最も重要な地域を指定候補地とします。

また、指定候補地周辺の自然環境保全上重要な地域については、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しによる新たな制度によりみどりの保全を図るとともに、（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進、神奈川県条例の「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」の活用、土地所有者などに対する緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなどの多面的な保全施策を検討します。



《指定対象候補地と指定方針》

指定の考え方にに基づき、生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域である清水谷^{しみずやと}、行谷^{なめがや}の樹林地、赤羽根字十三図、甘沼字長谷^{ながやと}及び本市の骨格となる斜面樹林のみどりが見られる赤羽根斜面樹林の合計5ヶ所（図-61 参照）を指定対象候補地とし、土地所有者の同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。

①清水谷^{しみずやと}

【対象地の概要】

図面対象番号	特保-1
所在地	堤字八王子原
面積	約 5.4 ㌥
区域区分	市街化調整区域

【地区の特性】

- 雑木林を主体とする斜面樹林と低湿地から構成される谷戸が残されており、周辺の田園と一体となった里山ランドスケープが見られます。
- 谷戸の源頭部には湧水がみられ、茅ヶ崎市自然環境評価調査において猛禽類のオオタカや本市で個体数が減少しているホトケドジョウ、ニホンアカガエルの生息が確認されており、駒寄川流域の重要な源流の1つとなっています。
- 樹林、草地、湿地、水辺、細流などに多様な動植物の生育・生息環境が見られます。
- 自然とのふれあいの場として案内板や木道などの施設整備が行われています。
- 長年、市民による雑木林の維持管理活動、湿地の保全・回復活動が行われています。

【指定の方針】

- 本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、駒寄川流域の水源涵養^{かんよう}や生態系保全上重要な地域となっています。また、保全に対する市民ニーズも高く、市民による保全活動も長年継続的に行われています。これらの観点から、当該地域を最も優先して特別緑地保全地区に指定することを目指します。

②行谷字広町

【対象地の概要】

図面対象番号	特保-2
所在地	なめがや 行谷字広町
面積	約 2.9 ㍍
区域区分	市街化調整区域

【地区の特性】

- 潜在自然植生を構成するアカガシの古木が斜面樹林に見られます。
- 対象地の斜面樹林と周辺の谷戸の水田が一体となり、優れた景観を呈しています。
- 茅ヶ崎市自然環境評価調査において、樹林と周辺に見られる草地、湿地、水辺、細流などが組み合わさった環境を好む猛禽類のサシバやノスリが確認されており、豊かな生態系を築いています。

【指定の方針】

- 本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、保全に対する市民ニーズも高い地区です。これらの観点から、当該地域を特別緑地保全地区に指定することを目指します。

③赤羽根斜面樹林（3箇所）

【対象地の概要】

図面対象番号	特保-3
所在地	赤羽根字六図、七図、八図、九図
面積	約 16.6 ㍍
区域区分	市街化調整区域

【地区の特性】

- 樹林が崖線上に連続し、生態系ネットワークの形成に資する斜面樹林が見られます。
- 市街地から市民が日常望見できる本市の骨格となる斜面樹林のみどりが見られます。
- 赤羽根の農業振興地域と一体となった良好な景観を呈しています。
- 対象地の一部が自然環境保全地域に指定されています。



【指定の方針】

- 当地域は、本市のなかでも生態系ネットワークを形成するうえで重要な地域であり、景観形成上優れた骨格となるみどりです。また、保全に対する市民ニーズも高い状況です。これらの観点から、当該地域の特別緑地保全地区指定に向けて神奈川県と協議を進めます。

④赤羽根字十三図

【対象地の概要】

図面対象番号	特保-4
所在地	赤羽根字十三図
面積	約 2.2 ㍍
区域区分	市街化調整区域

【地区の特性】

- 当地域は藤沢市を流れる小糸川の源流域にあたり、限られた面積の中に、細流、湿地、草地、樹林地が隣接し合う複合的な環境が形成されています。
- 茅ヶ崎市自然環境評価調査において、特に水質の良い環境に生息する昆虫の指標種であるネグロセンブリが市内で唯一確認され、本市で個体数が減少しているホトケドジョウの生息、チダケサシの群生が確認されており、動植物の重要な生育・生息環境となっています。
- ゴルフ場の敷地に隣接した地域となっています。

【指定の方針】

- 本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、ネグロセンブリやホトケドジョウなどの本市において貴重な動植物が生育・生息しており、保全に対する市民ニーズも高い地域です。以上のことから当地域を特別緑地保全地区に指定することを目指します。また、一定の土地利用との調和を図る必要性が認められる場合は、緑地保全地域の指定についても神奈川県と協議しながら検討します。

⑤甘沼^{ながやと}字長谷

【対象地の概要】

図面对象番号	特保-5
所在地	甘沼 ^{ながやと} 字長谷
面積	約 11.3 ㍍ ²
区域区分	市街化調整区域

【地区の特性】

- 当地域は駒寄川流域に位置し、2つのゴルフ場に挟まれた地域に位置します。
- 植生はエノキやコナラなどを主体とする広葉樹林と、市内では貴重なまとまった草地からなります。甘沼から赤羽根の斜面樹林にはスギを主体とする針葉樹林が見られます。
- 茅ヶ崎市自然環境評価調査において、草地にはフユノハナワラビ、ノアザミなどの植物が多く確認されています。また、草丈の低い草地に生息するクルマバタや草丈の高い草地に生息するナキイナゴ、ショウリョウバッタモドキなども確認されています。

【指定の方針】

- 本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、まとまりのある樹林や、市内では貴重なまとまった草地が見られ、保全に対する市民ニーズも高い地域です。以上のことから当該地域の特別緑地保全地区指定に向けて神奈川県と協議を進めます。また、一定の土地利用との調和を図る必要性が認められる場合は、緑地保全地域の指定についても神奈川県と協議しながら検討します。



図-61 特別緑地保全地区指定方針図

2) 保全配慮地区計画

＜保全配慮地区とは＞

保全配慮地区は、都市緑地法第4条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

当該地区は、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけられ、その地区内で講じる緑地保全施策などを場所を限定して定めるものです。本市では、みどりの保全を図り、景観や生態系の向上に向けた施策を重点的に実施する地区を保全配慮地区と位置づけます。

保全配慮地区は都市緑地法第55条第2項により、土地などの所有者の申出によるものに加えて、申出がない場合であっても当該土地などの所有者と市民緑地契約の締結が可能となるほか、住民などに対しても当該地区が緑地の保全上重要な地区であることを明らかにし、住宅地の緑化などの地域住民の協力を得て、緑地保全の施策が計画的かつ総合的に行われることが期待されます。

保全配慮地区は、本計画に示す地区以外にも、必要に応じて順次対象地を追加するものとしします。

＜保全配慮地区の設定＞

本市では、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点から、以下の「保全配慮地区の設定条件」をもとに東海岸南、中海岸、松が丘、美住町などを含む湘南海岸地域を保全配慮地区にします。

当地区は、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林などの茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるみどりが見られ、風致景観の保全の観点から重要な地区です。また、湘南海岸砂防林や海岸植生などの自然環境が見られ、生態系保全、自然とのふれあいの場として重要な地区です。一方、対象地区の大部分は市街化区域であり、宅地の分割などにより、みどりが喪失するおそれが高まっています。

【保全配慮地区の設定条件】

- ①風致景観となる緑地を保全する必要のある地区
- ②地区特有の生態系を保全する必要のある地区
- ③自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区



図-62 保全配慮地区対象位置図

《湘南海岸地域保全配慮地区の保全の方針》

【対象地区】

- 南湖4，5丁目の一部、南湖6，7丁目、中海岸2，3丁目、中海岸4丁目の一部、東海岸北5丁目の一部、東海岸南1～6丁目、出口町、ひばりが丘、旭が丘、美住町平和町、菱沼海岸、白浜町、浜須賀、松が丘1，2丁目

【地区の現況】

- 当地区では低層住宅が多く見られる地域が市街化区域となっており、湘南海岸砂防林以南はおおむね市街化調整区域となっています。
- 市街化区域内は比較的敷地が広い低層住宅が多く見られ、茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるクロマツを主体としたみどり豊かな住宅地を形成しています。
- 鉄砲道沿いには海岸のまちらしい店舗が見られ、ツバキの街路樹が見られます。
- 湘南海岸砂防林及び国道134号沿いに学校、ゴルフ場、公園が連続的に立地しています。
- 茅ヶ崎漁港一帯は、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」計画が策定されています。
- 茅ヶ崎公園や茅ヶ崎漁港などの拠点となるレクリエーション空間が見られます。

【地区の課題】

- 宅地の分割などにより、歴史・文化のみどりが減少し、個性ある邸園文化を感じるまち並みが失われています。
- 既存の小規模公園は、立地特性を活かし、親しみのある公園にリニューアルすることが求められています。
- 学校の外周部において個性ある邸園文化を感じるまち並みにふさわしい緑化を進めることが求められます。
- 鉄砲道の街路樹は地区のシンボルとなっているため、住環境の改善、景観向上の観点から瀟洒な個性あるまち並みにふさわしい街路樹リニューアルの検討が求められます。
- 地区中部、東部は公園が充実していますが、南湖5，6丁目は公園・緑地が不足しています。
- 湘南海岸砂防林の保全及び海岸性植生保全・再生が求められています。
- 拠点となるレクリエーション空間や優れた景観資源を活用した地域振興が求められます。
- 防災拠点となる学校、ゴルフ場、公園のみどりの保全が求められています。



【地区の方針】

- 歴史と文化が息づく茅ヶ崎の立地に適応したクロマツなどのみどりを保全し、個性ある邸園文化を感じるまち並みを保全
- 地域住民主体による公園リニューアルとみどりのまち並み形成の推進
- 個性ある邸園文化を感じるまち並み形成に向けた学校緑化の推進
- ^{しょうしゃ}瀟洒な個性あるまち並み形成に向けた街路樹リニューアルの推進
- 公園・緑地が不足している地域におけるレクリエーション空間の確保
- 骨格となる海岸のみどりの保全・再生
- 湘南海岸公園の整備促進
- 拠点となるレクリエーション空間や、優れた景観資源を自然とふれあう回遊動線の一部として活用
- 防災拠点となる学校、ゴルフ場、公園のみどりの保全



鉄砲道の街路樹



茅ヶ崎漁港

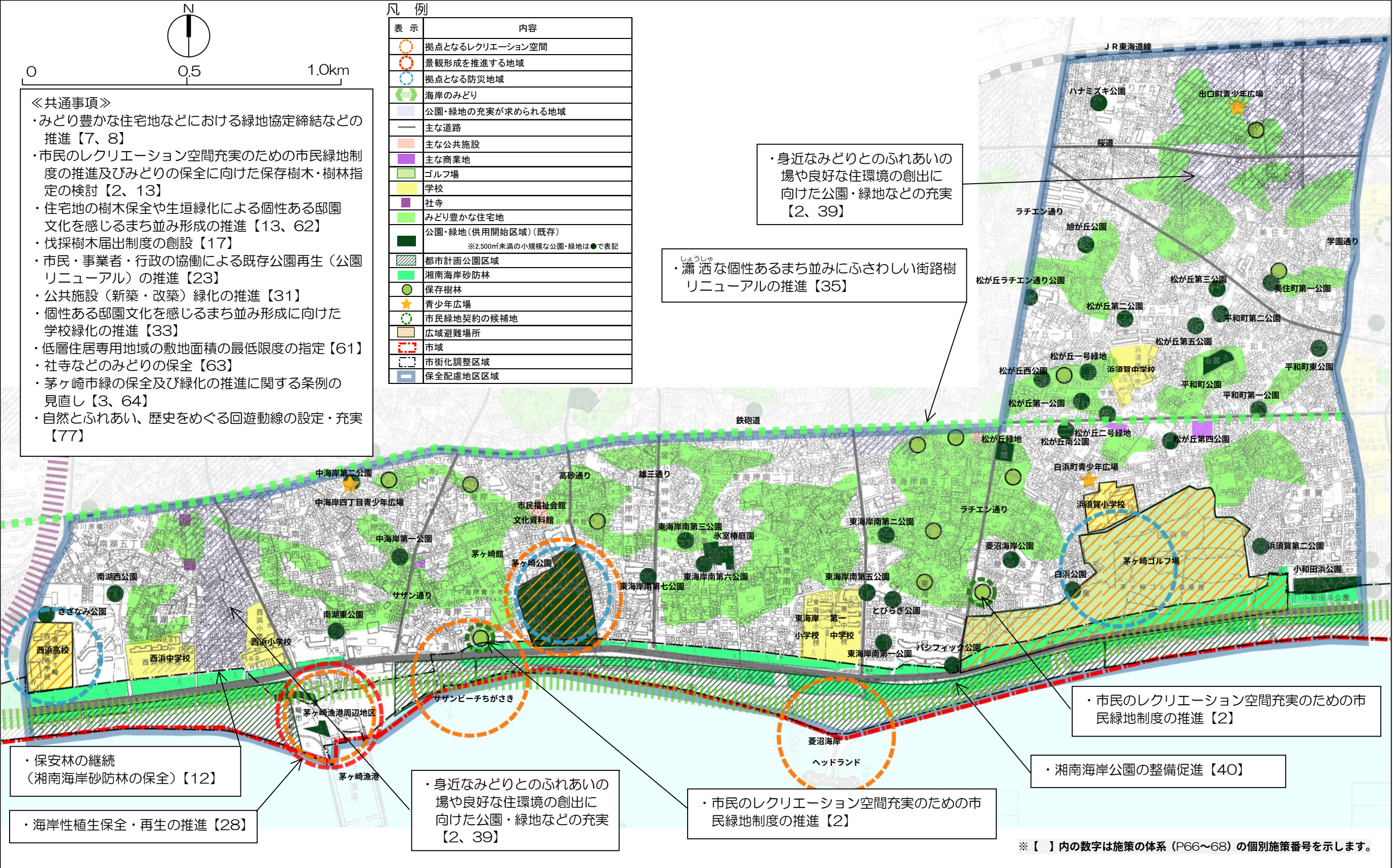


図-63 湘南海岸地域保全配慮地区計画図



(2) みどりの創出を重点的に進める地区の計画

1) 緑化重点地区計画

＜緑化重点地区とは＞

緑化重点地区は、都市緑地法第4条の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

当該地区は、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、緑化の必要性が高い地区などを重点的に緑化を推進すべき地区として位置づけ、緑地協定及び市民緑地契約の締結、公共公益施設の緑化、緑化施設整備計画の認定、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備などのその地区内で講じる緑化施策などを場所を限定して定めるものです。

緑化重点地区は都市緑地法第55条第2項により、土地などの所有者の申出によるものに加えて、申出がない場合であっても当該土地などの所有者と市民緑地契約の締結が可能となるほか、住民などに対しても当該地区が緑化を推進するうえで重要な地区であることを明らかにし、住宅地の緑化などの地域住民の協力を得て、施策が計画的かつ総合的に行われることが期待されます。

緑化重点地区は、本計画に示す地区以外にも、必要に応じて順次対象地を追加するものとしします。

＜緑化重点地区の設定＞

緑化重点地区については、以下の条件に適合する地域を設定し、緑化を計画的かつ総合的に行っていくことが重要であると考えます。

以上のことを踏まえて、本計画では、茅ヶ崎駅周辺地域及び、本市の南東部の地域を緑化重点地区にします。

【緑化重点地区の設定条件】

- ①駅前など都市のシンボルとなる地区
- ②特にみどりが少ない住宅地
- ③みどりの将来像を実現化するうえで緑化の必要性が高い地区
- ④市街地開発事業区域に隣接する地区



図-64 緑化重点地区対象位置図



＜茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区の緑化及び保全の方針＞

【対象地区】

○茅ヶ崎、茅ヶ崎1～3丁目、元町、若松町、幸町、新栄町、本村1，4，5丁目の一部、十間坂1丁目の一部、共恵1丁目の一部、中海岸1丁目、東海岸北1～4丁目、東海岸北5丁目の一部

【地区の現況】

- 茅ヶ崎駅を中心として、本市のシンボルとなる地区となっています。
- 当地区の茅ヶ崎駅北口は、景観向上を目的とした茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区となっています。
- 茅ヶ崎駅北側には市庁舎などの公共施設が集積しており、幹線道路沿いには複数の大型商業店舗が立地しています。また、千ノ川沿いに大規模工場が立地しています。
- 鉄砲道沿いには海岸のまちらしい店舗が見られ、ツバキの街路樹が見られます。
- 茅ヶ崎駅を中心として北に中央公園、南に高砂緑地があります。

【地区の課題】

- 本市のシンボルとなる地区にふさわしい緑化推進・修景の取り組みが求められています。
- 本市の緑化推進を牽引していくため、公共施設において景観に配慮したモデルとなる緑化を推進することが必要です。
- 既存の小規模公園は、立地特性を活かし、親しみのある公園にリニューアルすることが求められています。
- 鉄砲道の街路樹は地区のシンボルとなっているため、住環境の改善、景観向上の観点から瀟洒な個性あるまち並みにふさわしい街路樹リニューアルの検討が求められます。
- 茅ヶ崎駅周辺の住宅地は一部にみどりが多く見られますが、公園・緑地が不足し、住宅が密集している地域があります。
- 千ノ川沿いには、工場などが立地しており、河川のみどりネットワークを形成するために事業者・行政の協働が必要です。
- 茅ヶ崎駅から拠点となるレクリエーション空間である中央公園や高砂緑地への回遊動線の充実が求められます。

【地区の方針】

- 市民・事業者・行政の協働による駅前にふさわしい修景緑化の推進
- 地域のモデルとなる緑化の推進
- ^{しょうしゃ}瀟洒な個性あるまち並み形成に向けた街路樹リニューアルの推進
- 地域住民主体による公園リニューアルとみどりのまち並み形成の推進
- 公園・緑地が不足している地域におけるレクリエーション空間の確保
- 千ノ川のみどりネットワークの形成
- 公園・緑地を活用し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の設定及び充実



中央公園



高砂緑地



千ノ川



公共公益施設のみどり（市庁舎）



**＜茅ヶ崎南東部緑化重点地区の緑化及び保全の方針＞****【対象地区】**

○代官町、本宿町、赤松町、常盤町、富士見町、緑が浜、汐見台の一部、浜竹1～4丁目、松浪1，2丁目

【地区の現況】

- 隣接する藤沢市の辻堂駅西口周辺整備事業が進行中です。
- 地区中央部には公園・緑地が不足しています。
- 地区の南部には、学校が多く見られます。

【地区の課題】

- 良好な住宅地形成のために、隣接する藤沢市の辻堂駅西口周辺整備事業に伴う緑化の推進が求められます。
- 既存の小規模公園は、立地特性を活かし、親しみのある公園にリニューアルすることが求められています。
- 地区北部と南部に公園・緑地が多く見られますが、松浪、浜竹、代官町は公園・緑地が不足しています。

【地区の方針】

- 良好な住宅地形成のためのみどりの保全
- 地域住民主体による公園リニューアルとみどりのまち並み形成の推進
- 公園・緑地が不足している地域におけるレクリエーション空間の確保

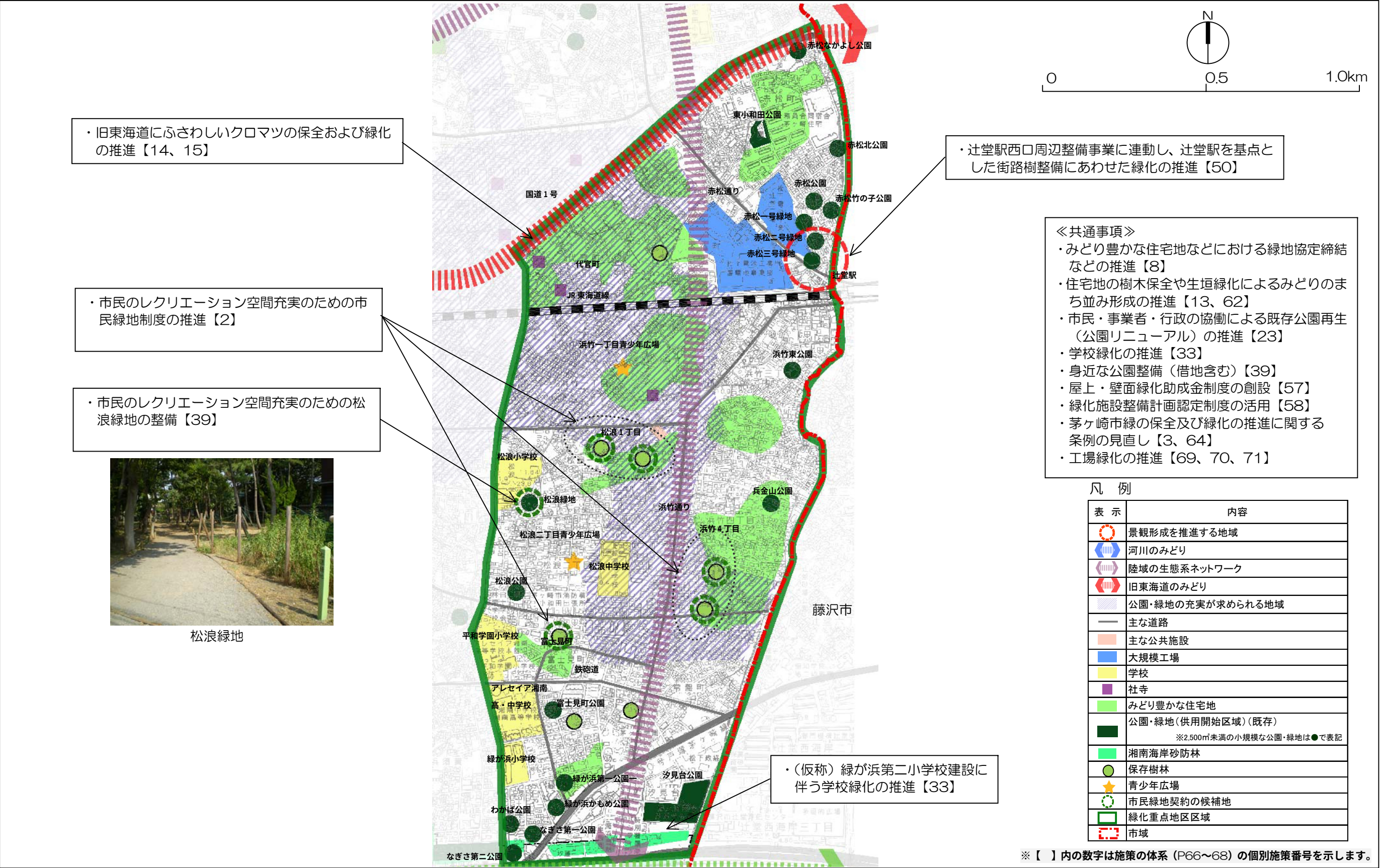


図-66 茅ヶ崎南東部緑化重点地区計画図



2) 緑化地域の指定方針

＜緑化地域とは＞

緑化地域は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地などにおいて緑化を推進する必要がある区域において、一定規模以上の敷地における建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度で、緑化施設整備計画認定制度の併用などにより、効果的にみどりを創出することが可能となります。

対象となる建築物は、敷地面積が原則として 1,000 m²以上の建築物の新築または増築の場合ですが、増築の場合は、床面積が従前に比べて2割以上増加する場合に限ります。また、敷地面積については、条例を定めて、対象となる敷地面積の下限を 300 m²まで引き下げることが可能です。

都市計画に定める緑化率の最低限度の上限値は「敷地面積の 25%」または「(100－建ぺい率－10) %」のうち小さい数値となります。なお、緑化率は建築物敷地面積に対する緑化施設の割合で、緑化率の対象となる緑化施設には、屋上緑化や壁面緑化、池、これらに附属している園路などの施設も含まれます。

＜本市における緑化地域指定の方針＞

まちのみどりは、快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるうえで重要なものです。これらの市民共有の大切な財産を次世代へ継承していくことが重要な課題となります。

本市では、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づき、一定規模以上の共同住宅などを建築する目的で行う特定開発事業において敷地面積の 15% 以上（近隣商業地域及び商業地域は 10% 以上）の植栽地を設置することとし、緑化推進を図ってきました。しかし、本市の市街化区域における緑被率の低下など、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足するおそれが高まっています。そこで、緑化重点地区や特にみどりの減少が著しい地域から段階的に緑化地域の指定を検討し、緑化推進を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民・事業者・行政の協働の推進

みどりの基本計画の推進にあたっては、基本計画の理念と基本方針に則った市民・事業者・行政の協働による施策の推進が欠かせません。市民・事業者・行政の協働を推進し、計画の実効性を高めるためには、それぞれの役割を明らかにし、みどりの保全・再生・創出に取り組むことが重要なことです。

(1) 市民・事業者・行政の役割

【市民の役割】

みどり豊かな住み心地の良いまちづくりを進めていくためには、市民自らが身近な住宅のみどりを育むとともに、公園などのみどりを地域で育てていくことが重要となります。

また、市民が様々なみどりのまちづくりに参加することにより、私たちが望む環境づくりを実現し、身近な自然とふれあえる里山などの維持管理などに参加することにより、自然環境の保全に寄与することが可能となります。これらの取り組みは、みどりの基本計画を推進するうえで重要となります。

【事業者の役割】

事業者の役割は、緑化などに関わる法令の遵守はもとより、みどりの基本計画を理解し、事業などに伴う積極的な緑地保全や緑化推進の提案、事業敷地緑化、みどりに関わる地域貢献などがあります。これらを通じて本市のみどり豊かなまちづくりに参加することは企業の社会的責任（CSR）として重要なことであるとともに、みどりの基本計画を推進するうえで必要なものです。

【行政の役割】

みどりの基本計画に基づく緑化推進や緑地保全に関わる各種事業・施策を推進していくためには、行政の役割が重要です。また、市民・事業者・行政の協働による施策の推進を図るためには、まず行政が積極的に先導して市民や事業者との連携を進めていかなければなりません。

一方では、市民・事業者の参加のしくみづくり、緑化推進のための顕彰やPR、情報提供など市民・事業者とのコーディネーターとしての役割を果たします。



(2) 協働を推進する施策

市民や事業者によるみどり豊かなまちづくりへの積極的な取り組みを促進するために、行政は協働の推進に関わる複合的な施策を展開し、市民・事業者の緑地保全や緑化など協働活動を推進します。

表-15 協働を推進する行政の主な施策例

	NO	協働の推進に関する行政の主な個別施策	市民・事業者の緑地保全及び緑化など協働活動
市民活動に関わるもの	27	河川沿い緑化の推進	緑化・緑地保全活動の推進
	52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	
	67	里山ボランティア団体の育成	
	68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	
	65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	
	74	管理協定締結の推進	
	23	公園再生(公園リニューアル)の推進	行政計画・事業などへの参加
	28	海岸性植生保全・再生の推進	
	31	公共施設(新築・改築)緑化の推進	
	32	学校ビオトープの推進	
	37	市民の森の再整備	
	47	下水道暗渠上部緑化の推進	
	77	回遊動線の設定・充実	学校を単位とした緑化の推進
	33	学校緑化の推進	
	66	みどりの里親制度の充実・普及	
	73	自治会などとの連携推進	
	78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	
	63	社寺などのみどりの保全	
事業者活動に関わるもの	80	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	身近な公園の手入れ
	82	市民参加によるみどりの調査の推進	みどりの基本計画の理解
	84	ナショナル・トラスト活動の推進	庭やベランダなどの身近な場所の緑化
	69	事業者参加の充実	地域情報の収集及び情報の提供
	75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	資金の確保・充実
	70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	開発事業における積極的な緑化提案と実施
	65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	市民活動支援(資材・人的支援)
	71	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	事業敷地における緑化の推進

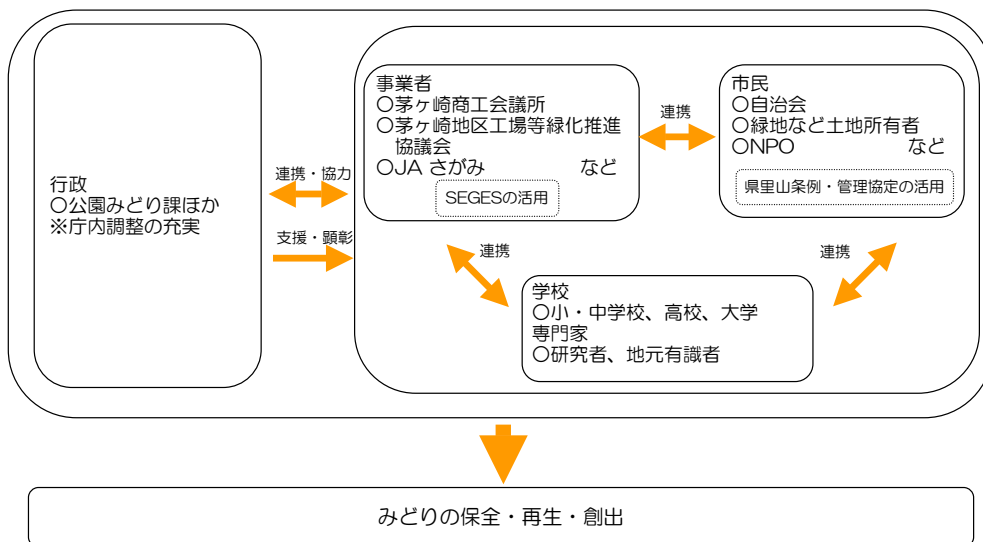


図-67 協働体制のイメージ

2. 計画の適切な進行管理

みどりの基本計画を実効性のある計画とするためには、まず本計画を条例上に位置づけ、計画の適切な進行管理を行うことが必要です。そこで、本市では、計画立案（PLAN）、事業実施（DO）、進行状況の評価・検証（CHECK）、計画改善（ACTION）を基本のサイクルとしたPDCAサイクルをもとに、優先的に実施する施策を中心としたみどりの基本計画の適切な進行管理を図ります。

優先的に実施する施策は、定期的に進捗状況を報告し、（仮称）みどり審議会などによる評価を行い、事業改善、事業計画の見直しを行い、適正な事業の進行を図ります。また、定期的な市民アンケート調査などにより市民のニーズ、提案を把握し、社会情勢などを踏まえた計画の進行を図ります。

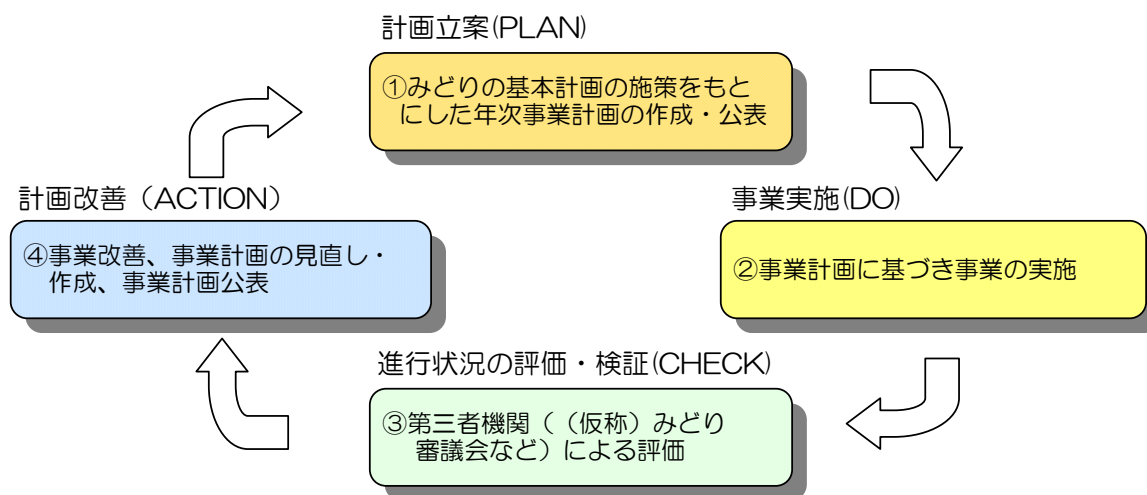


図-68 進行管理の仕組み

3. 計画の実効性を高めていくためには

適正な進行管理のもとにみどりの基本計画を着実に実現していくためには、公園整備や緑地保全などの業務に加えて、みどり施策を推進していく組織の強化を図り、さらに総合的な施策を進めるため、市長のもとに関係各課からなる横断的な組織の設立の検討を図りながら、効果的なみどりの保全・再生・創出を推進していきます。

また、複合的な施策を展開することにより資金の充実を図り、みどりを担保していきます。



4. 優先的に実施する施策

表-16 優先的に実施する施策の実施目標年次

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	目標年次			対象地	主な担当課
				～3年	3～6年	6～10年		
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	1 特別緑地保全地区指定の推進	県・市	→			清水谷、行谷字広町 赤羽根斜面樹林 赤羽根字十三園 甘沼字長谷	公園みどり課 都市計画課
		2 市民緑地制度の推進	市	→			保存樹林など	公園みどり課
		3 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	市	計画の反映 →	随時見直し	→	—	公園みどり課
		4 (仮称) 茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	市	→			北部丘陵	環境政策課
	農地の保全	18 (仮称) 水田保全対策事業の推進	市	→			水田	農政課 環境政策課 学務課 下水道建設課
みどりの再生	公園・緑地の再生	23 公園再生(公園リニューアル)の推進	協働		方針策定 →		既存公園	公園みどり課
	河川のみどりの再生	24 千ノ川整備事業の推進	市		→		千ノ川	下水道建設課
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	29 (仮称) 小出第二小学校用地の活用	市	→			(仮称) 小出第二小学校用地	教育政策課 青少年課 企画調整課 公園みどり課
	公園・緑地の整備	37 市民の森の再整備	協働	→			市民の森	公園みどり課
		38 (仮称) 柳島スポーツ公園の整備	市	→			柳島	公園みどり課 スポーツ課 都市計画課
		39 身近な公園の整備(借地公園含む)	市	→			緑化重点地区など	公園みどり課
		40 湘南海岸公園の整備促進	県・市	→			湘南海岸公園区域	公園みどり課
	河川のみどりネットワークの推進	43 千ノ川整備事業の推進【再掲】	市		→		千ノ川	下水道建設課
	地区の緑化推進	48 緑化重点地区指定による緑化の推進	市	→			緑化重点地区	公園みどり課
	民有地緑化の推進	53 緑化地域制度の導入	市			→	緑化重点地区など	公園みどり課
		54 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	市	→			—	公園みどり課 開発審査課
施策の推進	基本計画の推進	64 茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【再掲】	市	計画の反映 →	随時見直し	→	—	公園みどり課
	協力体制の構築	65 (仮称) みどり審議会の設置・運営	協働	設置 →	運営	→	—	公園みどり課
		66 みどりの里親制度の充実・普及	協働	制度充実 →			既存公園	公園みどり課
	資金の充実	83 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	市	→			—	公園みどり課 財政課

優先的に実施する施策については、新たに策定される茅ヶ崎市総合計画とその実施計画において、財政的な面などを総合的に勘案して施策の内容や目標年次を変更する場合があります。